

自己点検・評価報告書

(2024 (令和 6) 年度認証評価受審用)

学校法人麻布獣医学園

麻 布 大 学

目次

序章.....	1
第1章 理念・目的	2
第2章 内部質保証	10
第3章 教育研究組織	26
第4章 教育課程・学習成果	33
第5章 学生の受け入れ.....	53
第6章 教員・教員組織.....	63
第7章 学生支援.....	74
第8章 教育研究等環境.....	84
第9章 社会連携・社会貢献	98
第10章 大学運営・財務.....	107
第1節 大学運営	107
第2節 財務	119
終章.....	125

序章

学校法人麻布獣医学園は、1890（明治23）年の東京獣医講習所の創立から始まり、学園創立130年以上の歴史を有している。戦前から続く伝統ある獣医学教育に加え、戦後の高度経済成長に伴い、当時の日本の産業構造から社会全体に現出した様々な公衆衛生問題にも取り組むことのできる人材養成の必要性を考え、教育研究の内容もその社会の要請に合わせて拡大させてきた。現在では、獣医学部（獣医学科、動物応用科学科）及び生命・環境科学部（臨床検査技術学科、食品生命科学科、環境科学科）の2学部5学科並びに獣医学研究科と環境保健学研究科の2研究科を配置し、人や動物の健康とそれらを取り巻く生態系や環境問題について教育研究を実践している。2024（令和6）年度には、2022（令和4）年に国家資格となり、人材育成の必要性が一段と高まることとなった愛玩動物看護師を養成するため、獣医学部に獣医保健看護学科を新設する。時代の変遷に伴い発展を遂げてきたが、建学の精神である「学理の討究と誠実なる実践」に則り、実学重視の姿勢を一貫して取り続け、特に学部教育においては、教育方法の礎として多彩な実習を配置し、より専門性の高い人材の育成に努めている。

2017（平成29）年度に公益財団法人大学基準協会で受審した第2期認証評価においては、改善勧告1点、努力課題4点の指摘があった。2018（平成30）年3月に開催した自己点検・評価本部において、各学部長及び各研究科長に評価結果を示した上で改善の指示があり、各部局において改善活動に取り組むこととなった。2021（令和3）年6月に実施した教育研究会議において、これまでの改善状況を確認し、大学基準協会に『改善報告書』を提出した。同協会から取組に対して一定の評価を得たものの、学生の受入れについては引き続き改善に取り組むよう指摘があり、是正に向けて取り組んでいるところである。

また、第2期認証評価受審後は、内部質保証の推進にも取り組んでいる。まず、内部質保証を有効に機能させる体制を構築するため、2020（令和2）年度に「麻布大学内部質保証規程」を制定した。加えて、自己点検・評価の結果の妥当性と客観性を高めるため、2021（令和3）年度に「麻布大学外部評価委員会規程」を制定し、外部評価を実施する機関として外部評価委員会を設置することとなった。さらに、2022（令和4）年度に「内部質保証のための全学的な方針及び手続」を定め、内部質保証に関する手続を明示するとともに全学的に共有して質保証に取り組んでいる。

少子化により大学の周辺環境が厳しさを増しているが、私立大学はそれぞれの特性を生かし、学生はもとより地域や社会全体に貢献する存在でなければならない。本学は、建学の精神に則り、教育理念に「地球共生系」を掲げ、獣医学、畜産学、動物応用科学、生命科学及び環境科学の教育に基づき、ICTを利用し、人と動物と環境の共生をめざす専門知識と技術を習得し、主体的に学び続け、他者と協働して共に成長できる、幅広い視野を持ち国際社会に対して積極的に貢献できる能力を身に付けた人材を育成するため、教職員一丸となって不断の改革を推進しているところである。

第1章 理念・目的

1.現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点	1 大学の理念・目的の適切な設定 2 大学の理念・目的を踏まえた学部・研究科の目的の適切な設定 3 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関
-------	---

<大学の理念・目的の適切な設定>

麻布大学（以下「本学」という。）は、学園創立者である興倉東隆（よくらはるたか）の信念である「学理の討究と誠実なる実践」を建学の精神とし、大学においては「獣医学、畜産学、動物応用科学、生命科学及び環境科学に関する専門の学術を教授研究し、その応用能力の展開をはかるとともに、人格の完成につとめ、進んで学術の進歩と人類の生活向上に寄与し、平和社会の建設に貢献すること」を目的として人材を養成している（根拠資料1-1【ウェブ】、1-2【ウェブ】）。大学院においては、「本学の建学の精神に則り、本学学部における教育の基礎の上に、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、高い技術力及び研究指導能力を養い、また、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること」を目的としている（根拠資料1-3【ウェブ】）。

本学は、教育理念として「地球共生系～人と動物と環境の共生をめざして～」を掲げ、獣医学、畜産学、動物応用科学、生命科学及び環境科学の教育に基づき、ICTを利用し、人と動物と環境の共生をめざす専門知識と技術を習得し、主体的に学び続け、他者と協働して共に成長できる、幅広い視野を持ち国際社会に対して積極的に貢献できる能力を身に付け、所定の単位の修得及び所定の課程を修了して卒業を認めた者に対して、学士の学位を授与している（根拠資料1-4【ウェブ】）。

本学は、1890（明治23）年の東京獣医講習所の創立から始まり、2023（令和5）年度現在、学園創立133年に及ぶ歴史を有している。戦前から続く伝統ある獣医学教育に加え、戦後の高度経済成長に伴い、当時の日本の産業構造から社会全体に現出した様々な公衆衛生問題にも取り組むことのできる人材養成の必要性を考え、教育研究の内容もその社会の需要に合わせて拡大してきた。現在では、大学に獣医学部（獣医学科、動物応用科学科）及び生命・環境科学部（臨床検査技術学科、食品生命科学科、環境科学科）、大学院に獣医学研究科及び環境保健学研究科を配置しており、人や動物の健康とそれらを取り巻く生態系や環境問題について教育研究を実践している。また、建学の精神に則り、本学の教育理念や目的の実現、さらには獣医療の高度化と複雑化に伴う獣医療体制の更なる充実という社会からの要請に応えるため、2024（令和6）年度には獣医学部に獣医保健看護学科を新設することで、教育研究体制を拡充し、2学部6学科2研究科を設置することとなる。

本学は、建学の精神である「学理の討究と誠実なる実践」に則り、実学重視の姿勢を一貫して取り続け、特に学部教育においては、教育方法の礎として多彩な実習を配置し、より専門

性の高い人材の育成に努めてきた。このことから、戦後の新制大学発足時から大学の発展に伴い教育内容を広げながらも本学の理念・目的は一貫しており、適切に設定していると判断する。

<大学の理念・目的を踏まえた学部・研究科の目的の適切な設定>

大学の理念・目的を踏まえ、各学部学科の教育研究上の目的を下表のとおり定めている。

学部・学科名称	教育研究上の目的
獣医学部	獣医学部は、幅広い獣医学及び動物応用科学教育を行い、生命と福祉に関わる科学者としての責任感に基づいて、社会的使命を正しく遂行し得る獣医師及び動物応用科学の専門家を育成するとの理念に基づき、社会より与えられた責任に対して応えられ、かつ、国際的視野を持つことができる人材を養成することを目的とする（根拠資料1-5【ウェブ】）。
獣医学科	獣医学科は、獣医師としての科学的思考力と応用能力を展開させ、生命と福祉に関わる科学者としての社会的使命を遂行できる能力及び動物の生理や病態、疾病の処置とその予防並びにヒトと動物の感染症、動物性食品衛生及び環境衛生に関する科学的知識と技術を併せ持つ人材を養成することを目的とする（根拠資料1-5【ウェブ】）。
動物応用科学科	動物応用科学科は、動物に関わる生命科学を基盤として、人と動物のより良き関係を学び、人と動物の共生を目指して、遺伝子レベルから生態系レベルに至る動物の保有する諸機能を人間生活に安全かつ効果的に活用するための知識と技術を教授し、人と動物に関わる諸分野で活躍できる専門技術を備えた人材を養成することを目的とする（根拠資料1-5【ウェブ】）。
生命・環境科学部	生命・環境科学部は、生命科学及び環境科学の立場から、健全な生命を育むための教育研究を展開し、もって、人の健康の維持増進や環境の安全・保全に関わる専門性の高い技術者や環境問題に対応できる人材を育成することを目的とする（根拠資料1-6【ウェブ】）。
臨床検査技術学科	臨床検査技術学科は、基礎学力の充実に図り、臨床検査に関する専門知識、技術を習得し、更に高い倫理観を有し、高齢者・障害者医療にも対応可能で、感染症対策、栄養サポート、糖尿病療養指導などのチーム医療を実践する一員としてふさわしい高い能力を有する臨床検査技師の養成を目的とする（根拠資料1-6【ウェブ】）。
食品生命科学科	食品生命科学科は、健康な社会を維持・発展させるために、人の公衆衛生及び保健衛生学を基礎として食品科学・栄養学及び衛生学を学び、食の安全・安心に関わるリスク評価と食品の機能性に関わる専門性の高い食品衛生、食品科学及び公衆衛生分野で活躍する幅広い職業人の養成を目的とする（根拠資料1-6【ウェブ】）。
環境科学科	環境科学科は、環境を保全し健全な社会を持続的に発展させるため

	に、環境衛生学、環境分析学、環境評価学及び環境保全学を学び、環境問題を正確に把握し対応できる能力を身に付け、これまでに集積された科学技術を有効に活用し、環境保全や社会の持続的発展に貢献できる人材の養成を目的とする（根拠資料1-6【ウェブ】）。
--	---

また、各研究科の教育研究上の目的を下表のとおり定めている。

研究科・専攻名称	教育研究上の目的
獣医学研究科	獣医学研究科は、獣医学、動物応用科学を基盤として、動物と人（ヒト）の健康社会・生命科学を探究し、地球上に共存する動物と人（ヒト）に関わる学術の論理及び応用を追究・教授することを理念とする。この理念に基づき、獣医学研究科は、人類と動物の福祉、社会の平和、生物としての共生並びに文化の進展に貢献する人材を育てることを目的とする（根拠資料1-7【ウェブ】）。
獣医学専攻博士課程	獣医学専攻では、動物とヒトの生命科学として、より高度な臨床獣医師や高度の専門性を有する職業人、研究者及び教育者を養成するため、問題解決能力、実践・実務能力を重視した教育研究体制を組織する。また、獣医学専攻では、ヒトの健康に寄与することも考慮し、主として、予防獣医学、遺伝子診断、遺伝性疾患、免疫治療、移植、感染症、臨床薬理、臨床中毒、臨床病理、病態病理及びバイオインフォマティクスなどの幅広い研究・教育を通して、より専門性の高い研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする（根拠資料1-7【ウェブ】）。
動物応用科学専攻 博士前期課程	動物応用科学専攻博士前期課程では、日本社会の実情にあった、人と動物の健康社会を科学する人材を養成するため、動物、微生物などに由来する遺伝子、細胞、タンパク質などの機能解析とその応用、食品科学における危険要因の低減、除去及び生理活性マテリアルとしての環境改善への応用、更に「健康な動物」の持つ機能の人間生活への活用、野生動物の保全・人間社会との軋轢の軽減などの研究・教育を通して、高度な専門性職業人に必要な能力を養うことを目的とする（根拠資料1-7【ウェブ】）。
動物応用科学専攻 博士後期課程	動物応用科学専攻博士後期課程は、博士前期課程（修士課程）で修得した広い視野に立って、より高度な専門性をもつ職業人、研究者及び教育者を養成するため、人と動物健康科学などの研究・教育を通してその学術的基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする（根拠資料1-7【ウェブ】）。
環境保健学研究科	環境保健学研究科は、生命・環境科学部における教育・研究を基盤として、人を中心に、健康、食、環境の三つの要素を統合的かつ科学的に理解し、教育研究の展開を追究するため、深い学術的教育・研究を行うことを理念とする。この理念に基づき、環境保健学研究

	科は、人が健やかで安全に暮らせる社会の構築に貢献できる能力を有する人及び高度専門職業人を育成することを目的とする（根拠資料1-8【ウェブ】）。
環境保健科学専攻 博士前期課程	高い倫理観を養うとともに、バイオサイエンスを取り入れた臨床検査技術学領域、食品健康科学領域及び環境科学領域における高度な専門知識と技術を備えた中堅の研究者、技術者又は統括指導者となるにふさわしい能力を養成することを目的とする（根拠資料1-8【ウェブ】）。
環境保健科学専攻 博士後期課程	博士前期課程で修得した知識と技術を更に向上させ、独創性の高い研究能力を培い、関連する分野で自立した研究者、指導者となるにふさわしい能力を養成することを目的とする（根拠資料1-8【ウェブ】）。

本学はこれらの目的を達成するため、教育理念に「地球共生系」を掲げ、人と動物と環境の共生の探求及び実現を目指し、常に学生の夢と希望を正面から受け止め、社会の変化を見通して、社会に貢献し得る人材の育成を図っている。

<大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関>

獣医学部は、「幅広い獣医学及び動物応用科学教育を行い、生命と福祉に関わる科学者としての責任感に基づいて、社会的使命を正しく遂行し得る獣医師及び動物応用科学の専門家を育成する」との理念に基づき、社会より与えられた責任に対して応えられ、かつ、国際的視野を持つことができる人材を養成すること」を目的としている（根拠資料1-5【ウェブ】）。

生命・環境科学部は、「生命科学及び環境科学の立場から、健全な生命を育むための教育研究を展開し、もって、人の健康の維持増進や環境の安全・保全に関わる専門性の高い技術者や環境問題に対応できる人材を育成すること」を目的としている（根拠資料1-6【ウェブ】）。

以上のとおり、各学部のそれぞれの分野で「应用能力の展開をはかるとともに、人格の完成につとめ、進んで学術の進歩と人類の生活向上に寄与し、平和社会の建設に貢献すること」を目的として人材の養成を行っていることから、両学部ともに大学の理念・目的と連関している（根拠資料1-2【ウェブ】）。

麻布大学大学院は、「本学の建学の精神に則り、本学学部における教育の基礎の上に、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、高い技術力及び研究指導能力を養い、また、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること」を目的としていることから、大学の理念・目的に合致している（根拠資料1-3【ウェブ】）。

点検・評価項目② 大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点	1 大学の理念・目的の学則又はこれに準ずる規則等への適切な明示
-------	---------------------------------

	2 学部・研究科の目的の学則又はこれに準ずる規則等への適切な明示 3 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的の教職員、学生への周知、社会への公表
--	---

＜大学の理念・目的の学則又はこれに準ずる規則等への適切な明示＞

＜学部・研究科の目的の学則又はこれに準ずる規則等への適切な明示＞

＜大学の理念・目的及び学部・研究科の目的の教職員、学生への周知、社会への公表＞

本学では「地球共生系～人と動物と環境の共生をめざして～」を教育理念とし、『麻布大学要覧』、『事業報告書』、『大学案内』等の紙媒体の冊子に加え、大学ホームページ、大学ポートレートにも公開し、学内外に広く周知している（根拠資料1-9【ウェブ】、1-10【ウェブ】）。また、在学生に対しては、1年次に全学共通科目として「地球共生論」を配置し、学長自ら本学の理念・目的について講義を行っている（根拠資料1-11）。

大学の目的及び各学部・各研究科の目的については、学則、各学部規則及び各研究科規則に定めている。これらの規則については、各学部・研究科の『履修ガイド』に掲載することで、学生及び教職員に対して周知している（根拠資料1-12）。加えて、受験生を含む社会に対しては、『入学試験要項』や大学ホームページ等を通じて周知・公表している（根拠資料1-2【ウェブ】、1-3【ウェブ】、1-5【ウェブ】、1-6【ウェブ】、1-7【ウェブ】、1-8【ウェブ】、1-13、1-14、1-15）。

点検・評価項目③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点	1 将来を見据えた中・長期の計画の設定
-------	---------------------

＜将来を見据えた中・長期計画の設定＞

学校法人麻布獣医学園（以下「学園」という。）では、第1期中期目標・中期計画（2004（平成16）～2008（平成20）年度）、第2期中期目標・中期計画（2009（平成21）～2014（平成26）年度）、第3期中期目標・中期計画（2015（平成27）～2020（令和2）年度）を経て、現在は、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間の取組を整理した第4期中期目標・中期計画を策定し、学園の諸課題に取り組んでいる。

第4期中期目標・中期計画では、2025（令和7）年度に迎える学園創立135周年を見据え、「時代を切り拓くフロンランナーの育成【実践の最前線で活躍できる人材を送り出す、時代に即した『実学の麻布』を達成する】」というビジョンを掲げ、「大学教育」、「研究・社会連携」、「社会的価値」、「高校教育」、「学園運営・経営」の5分野においてそれぞれ方針（5A）を定め、89個の事業計画（アクションプラン）に取り組んでいる（根拠資料1-16）。なお、2020（令和2）年4月に私立学校法が改正されたことを受け、第2期認証評価において指摘があった学生の受入れに関して重点施策とするなど、認証評価の結果を適切に反映させている。

【ビジョン達成に向けた五つの方針（5A）】

A 1 大学教育	大学教育《学生の成長を第一に》～Academic Policy～ (1) 学修者本位の教育への転換により、学生の成長を第一に考え、真摯に教育と向き合い、教育の質の向上と教育改革を進める。 (2) 時代に求められる学問分野に視野を広げ、SDGs、Society5.0等の社会環境で実践できる新たな社会を担う人材を輩出する。
A 2 研究・社会連携	研究・社会連携《研究成果の還元と社会連携》～Advanced Research～ (1) 地球共生系、One Healthの実現に向けた「実学の麻布」として、時代の先駆けとなる研究ならびに社会・地域と連携した研究を推進する。 (2) 学際型（教員間の連携、学部横断型）の取組、産業界との共同研究等により、複合的な課題を解決できる研究を推進するとともに、研究成果を学修者・社会・地域へ還元する。
A 3 社会的価値	社会的価値《大学認知度の向上》～Abundant Value～ (1) 教育、研究、社会貢献活動の取組を適切に発信し、学園の社会的価値及び大学認知度を向上させて、持続可能な社会の実現に向けて、社会や地域における教育や研究の拠点となる。
A 4 高校教育	高校教育《生徒の成長を第一に》～Affiliated High School～ (1) 生徒の成長を第一に考えた多彩な教育プログラムを構築し、ICTを活用した主体的・協同的な授業の実践により、新しい価値を創造できる人材を育成する。 (2) 文武両道を基軸に、人権を尊重する豊かな人間性を育み、責任ある大人へと成長させる学校として社会に貢献する。 (3) 新しい社会を見据えた実践的なキャリア教育を推進し、生徒の進路意識の醸成及び高大接続改革を踏まえて進学実績を向上させる。 (4) インターネットを効果的に活用した広報活動を展開し、定員充足を基本とした入学数を確保する。
A 5 学園運営・経営	学園運営・経営《教育の展開と経営の安定化》～Activation of organization～ (1) 特色ある教育を推進し、持続的に発展する学園の財政基盤の礎を構築する。 (2) 附属動物病院においては、教育病院として学修者の育成と最新の獣医療の開発・提供に励み、社会・地域への貢献と学園運営に寄与する動物病院経営を推進する。 (3) 教職員の人材育成を推進し教職協働を深化させ、教職員の情熱と努力により、学園運営の活性化を推進する。

各事業計画については具体的な目標及び定量的な評価指標を定め、担当部局が年度ごと

の計画を策定し、施策の実現に向けて取り組んでいる。各事業計画の年度ごとの成果や最終目標に向けた進捗状況は、毎年度『事業報告書』として取りまとめている。『事業計画書』及び『事業報告書』は、理事会において審議し、ビジョン達成に向けて学園全体で取り組んでいる。

なお、第4期中期目標・中期計画の中間年度に当たる2023（令和5）年度に前半3年間の成果を踏まえ、後半2年間にに向けて必要な施策の見直しを行っている。また、当初計画を立案した時期と比較し、学園内で新たに部局を設置していること、外部環境が変化していることなどを踏まえ、2024（令和6）年度から、ダイバーシティの推進、獣医学部獣医保健看護学科の設置に伴う各種検討と整備、中退率の改善、国家試験の合格率向上など新たに7項目の事業計画を追加することとした（根拠資料1-17、1-18、1-19）。

以上のとおり、大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中期計画を適切に策定していると判断する。

2.長所・特色

本学の教育理念である「地球共生系～人と動物と環境の共生をめざして～」について、『麻布大学要覧』や『大学案内』といった冊子類や大学ホームページで学内外に広く周知するだけでなく、在学生に対しては、「地球共生論」を1年次に必修科目として配置している。この講義では学長自ら本学の理念・目的を学生に教授するとともに、記述式のアンケートを回収し、内容に応じて学長からフィードバックを行うなど、本学の理念や歴史について学生が着実に理解するよう取り組んでいる（根拠資料1-20）。

3.問題点

特になし。

4.全体のまとめ

本学では、創立時に掲げられた建学の精神「学理の討究と誠実なる実践」と教育理念「地球共生系～人と動物と環境の共生をめざして～」を原点とし、大学及び大学院の教育研究上の目的を定めている。

各学部・各研究科においては、大学の理念・目的に基づき、各学部規則及び各研究科規則に、教育研究上の目的を定めている。

大学の理念・目的及び学部・研究科の目的は、大学ホームページ等を通じて広く内外に公表している。特に、卒業後に本学の理念や目的を社会で具現化する在学生に対しては、学長自ら講義を行うとともに、アンケートの回収と必要に応じてフィードバックを行うことにより、着実に理解が図られるよう取り組んでいる。

また、理念・目的を達成するため、中期計画を策定し、具体的な施策を定めて推進している。なお、第4期中期目標・中期計画では、「時代を切り拓くフロンランナーの育成【実践の最前線で活躍できる人材を送り出す、時代に即した『実学の麻布』を達成する】」とい

うビジョンを掲げ、「大学教育」、「研究・社会連携」、「社会的価値」、「高校教育」、「学園運営・経営」の5分野においてそれぞれ方針（5A）を定め、各事業に取り組んでいる。

以上のことから、本学では、理念・目的を設定・公表し、それらを実現するために大学として将来を見据えた中期計画を適切に定めていると判断する。

第2章 内部質保証

1.現状説明

点検・評価項目① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点	1 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の明示 ○ 内部質保証に関する基本的な考え方 ○ 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担 ○ 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）
-------	--

<内部質保証に関する基本的な考え方>

本学は、「自らの理念、目的、各種方針等に基づいて、教育研究活動その他大学の諸活動を恒常的に自己点検・評価し、その結果を検証して改善に結び付けることにより、大学の教育研究の質を継続的に向上させる仕組みを構築することによって、本学の教育研究に係る適切な水準の維持及びその充実に資すること」を目的に、2020（令和2）年度に「麻布大学内部質保証規程」（以下「内部質保証規程」という。）、2022（令和4）年度に「内部質保証のための全学的な方針及び手続」（以下「内部質保証の方針及び手続」という。）を定め、内部質保証の推進を図っている。これらの規則は、学内ポータルサイトに掲載し、学内構成員は常時閲覧可能であるとともに、大学ホームページで社会に広く公開している（根拠資料2-1【ウェブ】、2-2、2-3【ウェブ】、2-4）。

【麻布大学の各種方針（抜粋）】

【内部質保証に関する方針】

- 1.麻布大学内部質保証規程に基づき、内部質保証に責任を負う組織は、学長が主宰する教育研究会議とし、それを中心とする全学的な教学マネジメント体制によるPDCAサイクル等を適切に機能させるとともに、IR分析結果等の客観的データを用いて、恒常的・継続的に教育研究等の質の保証及び向上を図る。
- 2.教育研究会議は内部質保証に責任を負うことに加え、本学の諸活動について、各学部・研究科等の部局が行う点検・評価結果に基づき、全学的な自己点検・評価を行う。
- 3.自己点検・評価の結果の妥当性と客観性を高めるため、学外者による外部評価を行う。

【内部質保証に関する手続】

- 1.各部局は、教育研究会議が定める事項について自己点検・評価を行い、教育研究会議に書面で報告する。
- 2.学長は、各部局から提出された自己点検・評価結果を基に、全学的観点に基づく自己点

検・評価を行い、大学としての自己点検・評価報告書を作成する。その内容を理事長に報告するとともに、学外に公表する。

- 3.学長は各部局が行った点検・評価結果に基づき、改善が必要であると判断した場合には、教育研究会議の意見を聴いて、改善指示等を行う。
- 4.改善指示等を受けた各部局はその内容を踏まえ、改善に取り組み、その結果を学長に報告する。

<内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担>

「内部質保証規程」及び「内部質保証の方針及び手続」に定めるとおり、本学では教学マネジメント組織である教育研究会議を内部質保証責任組織として位置付けている。教育研究会議は、内部質保証の方針の策定や自己点検・評価の恒常的・全学的な実施、自己点検・評価結果に基づく学長による改善指示と改善指示に基づく各部局からの改善結果の精査を行う権限を有し、役割を担っている。

学部・研究科等の各部局には、自己点検・評価組織を置き、教育研究会議と有機的な連携を図り、以下の項目について点検・評価を実施することとしている。

【「内部質保証規程」第3条第6項（抜粋）】

- (1) 部局自らの教育研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、当該部局の現況やその特性に応じて、独自の視点を加えた上で、自己点検・評価を実施する。
- (2) 教育研究会議が定める事項について、自己点検・評価を実施する。

自己点検・評価組織については、大学基準、点検・評価項目及び評価の視点ごとに点検・評価を行う部局（各学部・各研究科・委員会等）があり、それを事務局の各部署が事務担当者として支援する体制となっている（根拠資料2-1【ウェブ】、2-5）。

学部・研究科等との有機的な連携については、各学部長、各研究科長、各学長補佐が教育研究会議の構成員であるため、内部質保証責任組織の構成員という側面を持ちながら、各部局の責任者として部局における点検・評価や改善指示に基づく改善活動を担うなど、緊密な関係と体制を構築している。

以上のことから、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織と学部・研究科等との必要な役割分担を行っている判断とする。

<教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）>

内部質保証において特に重要な位置付けである教育に関するPDCAサイクル（教学マネジメント）については、「内部質保証規程」と、2019（令和元）年度に制定した「麻布大学学修の成果に係る評価等の基準」（以下「アセスメント・ポリシー」という。）に基づき、大学レベル、プログラムレベル及び授業レベルの3段階において実施する自己点検・評価並びに点検・評価結果に基づく改善活動が基軸となっている（根拠資料2-6【ウェブ】）。

具体的には、学長が主宰する教育研究会議において方針を定めた上で、部局と教員に対し、プログラムや個々の授業の適切性等について点検・評価を行うよう指示する。部局や教員は、教育研究会議が定める方針に則り、授業レベル又はプログラムレベルで点検・評価を行うこととしている。

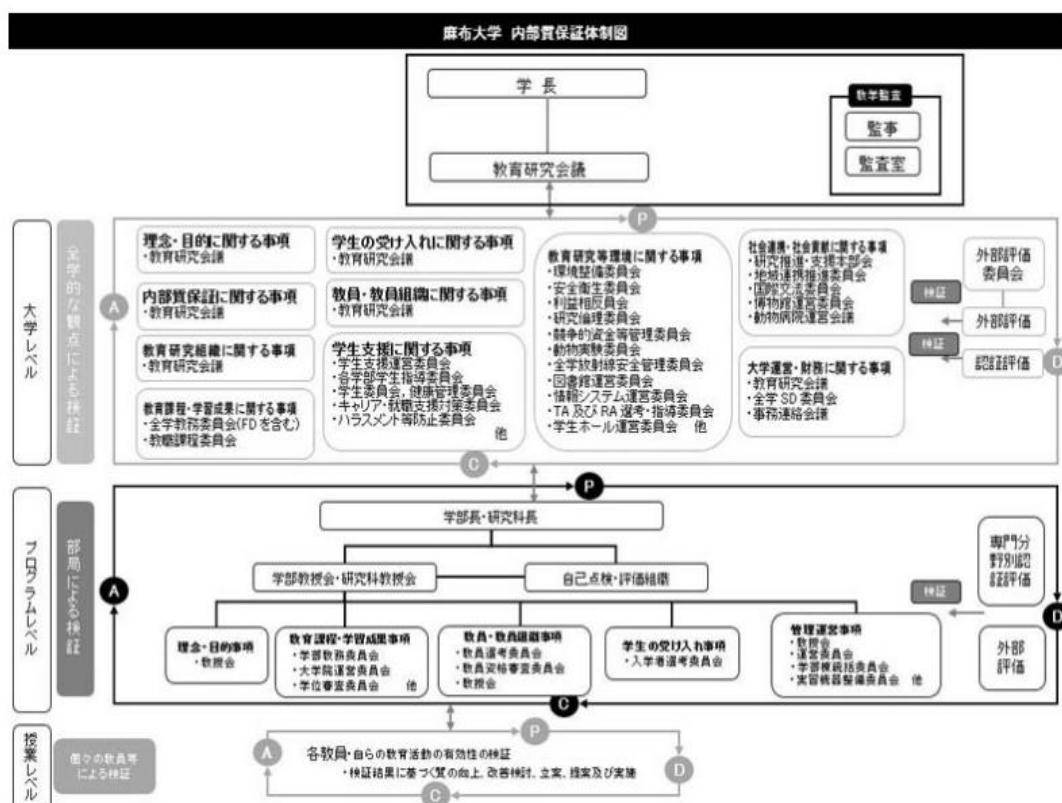
授業レベルの検証にあつては、個々の教員が自らの教育研究その他諸活動について、授業評価アンケートの結果や業務エフォート等を活用して点検・評価を行い、部局長に提出する（根拠資料2-7）。

プログラムレベルの検証にあつては、部局長が授業レベルでの点検・評価結果とともに、部局で展開した教育活動全般の有効性について、部局の三つの方針と教育目標等に照らし、教育課程の体系化、学習支援の適切性、学習成果の測定、社会的ニーズとの適合性等について点検・評価を行い、学長に報告する。

大学レベルの検証にあつては、学長が中心となり、部局の自己点検・評価結果を基に大学全体の教育活動等の現状を踏まえ、本学が掲げる理念・目的の実現に向けた取組がなされているか、全学的な観点から点検・評価を行い、『自己点検・評価報告書』を作成する。このとき、改善が必要な事項がある場合は、学長は教育研究会議の意見を聴いて改善方策を策定した上で、部局等に期限を付して改善するよう指示する。また、学長は改善結果について部局から報告を受け、必要に応じて更なる改善指示を行うことによりPDCAサイクルを機能させることとしている。実際に、2023（令和5）年度においては、2022（令和4）年度自己点検・評価結果に基づいて13項目の学長改善指示を行い、各部局が改善に向けて取り組んでいる（根拠資料2-8、2-9、2-10）。

さらに、アセスメント・ポリシーに基づく改善活動を促進するため、IRに関する業務を学長企画室と教学IRセンターが担っている。学長企画室が担当するIRは大学全体を俯瞰した項目を中心とし、年に1回『麻布大学ファクトブック』を発行しているほか、在学生調査をはじめとする各種アンケート調査の実施・分析を行い、教育研究会議を通じて各部局に情報を提供することで、教育改善を支援している（根拠資料2-11、2-12、2-13、2-14、2-15）。なお、在学生調査及び卒業生調査は、会員となっている一般社団法人大学IRコンソーシアム（以下「大学IRコンソーシアム」という。）の共通学生調査に基づいて実施し、調査結果は大学IRコンソーシアム加盟校間での相互比較が可能である。教学IRセンターは主に学生個別の学習成果に関するIRを担当していることから、第4章で詳述することとする。

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示していると判断できる。



点検・評価項目② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点	1 全学内部質保証推進組織・学内体制の整備 2 全学内部質保証推進組織のメンバー構成
-------	---

<内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制の整備>

内部質保証に関わる組織体制については「内部質保証規程」及び「内部質保証の方針及び手続」において、以下のように定めている（根拠資料2-1【ウェブ】、2-3【ウェブ】）。

【組織体制】

(1) 教育研究会議

教育研究会議は、学長が主宰する教学マネジメント組織であり、本学の内部質保証の推進に責任を負う。内部質保証のための全学的な方針の策定や自己点検・評価の恒常的・全学的な実施、自己点検・評価結果に基づく学長による改善指示と改善指示に基づく各部局からの改善結果の精査を行うほか、各部局による改善活動の支援を担っている。

(2) 各部局等による自己点検・評価

大学基準、点検・評価項目及び評価の視点ごとに点検・評価を行う部局（各学部・各研

究科・委員会等）があり、それを事務局が事務担当者として支援する体制となっている。各部局等は、教育研究会議が定めた方針に基づき、各部局等の長を責任者として自己点検・評価を実施し、部局の『自己点検・評価報告書』を作成する。また、教育研究会議において学長から改善指示があった場合は、改善に向けて取り組むこととなる。

(3) 麻布大学外部評価委員会

本学が行う自己点検・評価の客観性と妥当性を確保するため、学外有識者で構成される麻布大学外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）を設置している。本学の教育、研究及び管理運営等の改善に向け、本学が実施する自己点検・評価の検証及び評価を行い、教育研究会議に報告する。なお、外部評価委員会の評価は、2021（令和3）年度以降毎年実施している。

(4) 学長企画室

学長企画室は、自己点検・評価、外部評価及び認証評価等本学の内部質保証の推進に関する事務を総括する。また、IR担当部署として、各種アンケート調査を実施・分析し、その客観的なデータを教育研究会議等に提供することで、教育改善を支援している。

本学は、2019（令和元）年度に実施した自己点検・評価結果及び2017（平成29）年度に受審した公益財団法人大学基準協会（以下「大学基準協会」という。）による第2期認証評価の結果を踏まえ、教学マネジメントの推進を担う教学会議と学術研究の推進を担う学術研究戦略会議について、大学の方針を示す会議が複数存在する状態では質の保証を一元的に対応していくことが難しいこと、加えて、複数の会議体の設置によって意思決定機能の分散を招き、質保証の取組に遅れが生じることから、2020（令和2）年7月にこの二つの会議体を統合して教育研究会議とし、学長の下で全学一体の組織運営及び大学の意思決定機能の強化を図ることとした（根拠資料2-16）。

また、2020（令和2）年11月に「内部質保証規程」を制定し、教育研究会議が全学的な内部質保証責任組織としての役割を担うことを明確にした（根拠資料2-1【ウェブ】）。同規程の制定により、全学的な自己点検・評価に関する事項を定めていた「麻布大学自己点検・評価規則」（以下「自己点検・評価規則」という。）を廃止し、全学的な自己点検・評価組織であった自己点検・評価本部の役割を教育研究会議が引き継ぐこととした。

<全学内部質保証推進組織のメンバー構成>

前述のとおり、本学における内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は教育研究会議としている。教育研究会議は学長が主宰し、学長が指名する教学マネジメント推進者、学術研究マネジメント推進者、各学部長、各研究科長、各学長補佐、大学教育推進機構長、事務局長、事務局次長、事務局各部長及び議案に応じて学長が必要と認めた者で構成されている（根拠資料2-17【ウェブ】、2-18）。学長補佐については、2023（令和5）年度時点で4人（教務担当、研究推進担当、学生支援担当、特命・渉外担当）を配置している（根拠資料2-18、2-19【ウェブ】）。なお、教育研究会議の構成員における、学長が指名する教学マネジメント推進者は教務担当の学長補佐、学術研究マネジメント推進者は研究推進担当の学

長補佐が担っている。

内部質保証において特に重要な位置付けとなっている教学面については、教務委員会の委員長を教学マネジメント推進者（学長補佐（教務担当））とし、さらに各学部長、各研究科長及び大学教育推進機構長を教務委員会の構成員とすることで教育研究会議と部局との連携を図りやすい体制を構築している（根拠資料2-20【ウェブ】、2-21）。

本学における内部質保証のプロセスとしては、全学内部質保証責任組織である教育研究会議を中心にPDCAサイクルを機能させることとしている。具体的には、教育研究会議が定めた方針に則り、各学部、各研究科、大学教育推進機構などの各附属機関及び各委員会といった部局が点検・評価を行い、教育研究会議に報告する。学長は、教育研究会議に報告のあった各部局の自己点検・評価結果に基づき、全学的な観点で点検・評価を行い、改善を要する事項がある場合は教育研究会議の意見を聴いて、当該部局に対し期限を定めた上で、改善を行いその状況を報告するよう指示する。改善指示を受けた部局は当該事項について改善を行い、その結果を教育研究会議に諮ってから学長に報告することとしている（根拠資料2-1【ウェブ】、2-3【ウェブ】）。

以上のことから、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織について、体制を整備するとともに、構成員を明らかにしているといえる。

点検・評価項目③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点	1 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための、全学としての基本的な考え方の設定 2 方針及び手続きに従った内部質保証活動の実施 3 学部・研究科その他の組織における、教育のPDCAサイクルを機能させるための、全学内部質保証推進組織の取り組み 4 学部・研究科その他の組織における、点検・評価の定期的な実施 5 学部・研究科その他の組織における、点検・評価結果に基づいた改善・向上に向けた取り組み 6 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応 7 点検・評価における客観性、妥当性の確保 8 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応・対策
-------	--

<学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための、全学としての基本的な考え方の設定>

2016（平成28）年3月に中央教育審議会大学分科会大学教育部会から「『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（以下「三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン（中教審）」という。）が示されたことを受け、教育研究会議の前身である教学会議が2016（平成28）年

度に建学の精神、学園の方針、理念・目的、人材育成目標に基づいた全学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを制定した。加えて、各学部・各研究科の三つのポリシーについては、同じく2016（平成28）年度に全学の三つのポリシーと一貫性があることを基本として策定し、各学部教授会・各研究科教授会での審議を経て、教学会議において承認され、公表に至っている（根拠資料2-22）。

また、2024（令和6）年度に新設する獣医学部獣医保健看護学科の三つのポリシーにおいては、ワーキンググループにおいて全学及び学部の三つのポリシーと連関することを意識して策定され、教育研究会議において審議し、承認している（根拠資料2-23）。

<方針及び手続きに従った内部質保証活動の実施>

<学部・研究科その他の組織における、教育のPDCAサイクルを機能させるための、全学内部質保証推進組織の取り組み>

PDCAサイクルを機能させるために、本学の内部質保証責任組織である教育研究会議の取組は「内部質保証規程」において次のとおり定めている。

【内部質保証規程（抜粋）】

（内部質保証責任組織及び自己点検・評価組織）

第3条 本学は、第1条に規定する目的を達成するため、本学の教育・研究等が適切な水準にあることを自らの責任において保証する組織（以下「内部質保証責任組織」という。）及び自己点検・評価を実施し、その結果を取りまとめる組織（以下「自己点検・評価組織」という。）を設置する。

2 内部質保証責任組織として、大学全体の教学マネジメント組織である教育研究会議が、その任務に当たり、本学の内部質保証の責任を担うものとする。

3 大学全体の自己点検・評価を恒常的、全学的に実施する自己点検・評価組織として、教育研究会議が、その任務に当たるものとする。

4 部局の自己点検・評価を定期的、具体的に実施するため、各部局に自己点検・評価組織を置き、この組織の構成、運営形態等は、各部局の教授会、研究科教授会、運営委員会又は運営会議の意見を聴いて、学長が定める。

5 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる委員会に自己点検・評価組織を置き、この組織の構成、運営形態等については、当該委員会の意見を聴いて、学長が定める。

6 前2項の自己点検・評価組織は、第3項の教育研究会議と有機的な連携を図り、次の各号に掲げる自己点検・評価を実施するものとする。

（1）部局自らの教育研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、当該部局の現況やその特性に応じて、独自の視点を加えた上で、自己点検・評価を実施する。

（2）教育研究会議が定める事項について、自己点検・評価を実施する。

7 第4項及び第5項の自己点検・評価組織は、教育研究会議が定める期間毎、次の各号に掲げるいずれかの事項について自己点検・評価を実施して、その結果を取りまとめ、教育研究会議に書面をもって報告するものとし、報告に当たっては、必要に応じて、成果や達成度を示す根拠資料を添付するものとする。

- (1) 理念・目的に関する事項
 - (2) 内部質保証に関する事項
 - (3) 教育研究組織に関する事項
 - (4) 教育課程・学習成果に関する事項
 - (5) 学生の受け入れに関する事項
 - (6) 教員・教員組織に関する事項
 - (7) 学生支援に関する事項
 - (8) 教育研究等環境に関する事項
 - (9) 社会連携・社会貢献に関する事項
 - (10) 大学運営・財務に関する事項
 - (11) 本学が掲げた中期目標・中期計画に関する事項
 - (12) その他学長が必要と認めた事項
- 8 第4項の規定にかかわらず、本学獣医学部獣医学科の教育プログラム及び獣医学教育の実施状況について、自ら行う点検及び評価に関する事項は、学長が別に定める。
- 9 第4項の規定にかかわらず、本学教職課程の教育プログラム及び教職課程教育の実施状況について、自ら行う点検及び評価に関する事項は、学長が別に定める。

(教育活動等の検証)

第4条 本学の教育活動等について、次の各号の側面から、学校教育法施行規則第165条の2の規定に基づき定めている「卒業の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受入れに関する方針」（以下「三つの方針」という。）や教育目標等に沿った検証を段階的に実施する。

(1) 個々の教員等による検証(授業レベル)

個々の教員は、自らの教育活動の有効性について、学位授与方針に定められた学習成果と関連付け、シラバスと実際の授業内容との整合性、厳格な成績評価の実施、教育方法及び研究指導等について、授業評価アンケートの結果や学修ポートフォリオ等の客観的なデータを活用して自己点検・評価し、自らが所属する部局の長に提出する。

(2) 部局による検証(プログラムレベル)

教員が所属する部局の長は、所属している個々の教員の自己点検・評価結果とともに、部局で展開した教育活動全般の有効性について、部局の三つの方針及び教育目標等に照らし、教育課程の体系化、学習支援の適切性、学習成果の測定、社会的ニーズとの適合性等について、自己点検・評価し、学長に報告する。

(3) 全学的な観点による検証(大学レベル)

学長が中心となり、各部局の自己点検・評価結果を基に大学全体の教育活動等の現状を捉え、本学が掲げる理念・目的の実現に向けた取組がなされているか、点検・評価し、さらに、学部等の教育活動等に対して助言など支援する。

(自己点検・評価結果の取扱)

第5条 学長は、部局から教育研究会議に報告のあった自己点検・評価結果に基づき、本

学自己点検・評価報告書を作成の上、内部質保証の方針に基づいた内容であるか検証し、改善事項については期限を定めた上で改善するよう意見を付して、取りまとめるものとする。その際、認証評価機関及び行政機関から受けた指摘事項については、必ず改善事項として付記するものとする。

- 2 学長は、前項により作成された自己点検・評価報告書に基づき、本学の諸活動の現状と課題及びその改善方策について、理事長に報告するものとする。

(改善指示)

第6条 学長は、次の各号に掲げる事項について、改善が必要であると判断した場合には、教育研究会議の意見を聴いて、当該部局に対し期限を定めた上で、改善を行いその状況を報告するよう、指示するものとする。

- (1) 学部等において、三つの方針等に基づく教育活動の展開とその活動の点検・評価の結果を改善・改革につなげる一連のプロセスが適切に展開されているか。
- (2) 本学における教育研究等が適切な水準にあることを社会に対して説明、証明しているか。
- (3) 教育研究会議が、各学部等への助言、支援及び管理を行い、内部質保証システムとして機能し、一定の効果を発揮しているか。

(改善活動及びその報告)

第7条 部局は、前条に規定する指示を受けたときは、当該事項について改善を行い、その結果を、教育研究会議に諮ってから学長に報告するものとする。

- 2 学長は、部局から前項に規定する報告を受けたときには、改善結果について、教育研究会議の意見を聴いて、自らの指示に基づいた改善活動が行われたか検証の上、当該年度の自己点検・評価及び改善の結果の総括をする。
- 3 部局は、自己点検・評価の結果に基づいて、改善する事項については計画的かつ継続的に取り組み、教育研究の質の向上に努めなければならない。
- 4 学長は、前3項を踏まえ、当該事項について改善が進んでいることについて監事に報告し、学校法人麻布獣医学園監事監査規程第9条第3項第3号に掲げる執行監査を受けなければならない。

同規程と前掲の内部質保証体制図（イメージ図）のとおり、内部質保証責任組織である教育研究会議が定める方針に則り、各部局は点検・評価を実施し、教育研究会議に報告する。学長は、教育研究会議に報告のあった各部局の自己点検・評価結果に基づき、全学的な観点で点検・評価を行い、改善を要する事項がある場合は教育研究会議の意見を聴いて、当該部局に対し期限を定めた上で、改善を行いその状況を報告するよう指示する。改善指示を受けた部局は当該事項について改善を行い、その結果を教育研究会議に諮ってから学長に報告することとしている。しかし、2022（令和4）年度における自己点検・評価により、学長が行う改善指示について期限が付されていないことに加え、部局における改善に向けた検討や取組、教育研究会議における管理など、規則や手続に基づいた取組がやや不十分であることが明確となった。

このことを受け、内部質保証システムを十全に機能させるため、2022（令和4）年度の点検・評価結果に基づく学長改善指示と部局による改善活動については、学長が改善指示を取りまとめて教育研究会議において改善事項の確認を行い、各部局に対し期限を付して改善に取り組み、その状況を報告するよう指示することとした。また、部局からの報告については、期限までに改善に至らなかった事項も含め、教育研究会議において学長が自らの指示に基づいて改善が行われたか確認し、その内容に応じて更なる改善指示やフィードバックを行うなど、教育研究会議が内部質保証責任組織として適切に関与することで改善を図っている（根拠資料 2-8、2-9、2-10）。

さらに、教育研究会議において IR 担当部署による調査・分析結果の共有を図り、教育研究会議が当該結果に基づいて教育内容等を検証するよう各部局に指示するとともに、各部局からの報告により改善が行われたか確認するなど、全学的な教学マネジメント体制により教育の PDCA サイクルを適切に機能させている（根拠資料 2-11、2-12、2-13、2-14、2-15）。

具体的には、2022（令和4）年度に実施した IR データに基づいた各部局における教育活動の総点検と必要な見直しについて、獣医学部獣医学科にあっては、学生支援の充実による修学意欲の向上と 2023（令和5）年度入学生の増加に対応するため、研究室配属前の学生に対し、メンターの導入を検討したものの、予算との兼ね合いで実現には至らなかったため、その代替として1年次クラス担任の増員と学生アドバイザーを新たに配置することとした（根拠資料 2-24、2-25、2-26）。獣医学部動物応用科学科にあっては、モチベーションの高い学生ほど GPA が高く、授業外学習にも取り組んでいることから、1年次に同学科で学ぶ意義を積極的に伝えとともに学習を習慣付けるため、「スタディ・スキルズ」や「動物応用科学概論」などの初年次教育でこれらの対策を講じることとするなど、内部質保証の取組を通じて教育の充実と学習成果の向上を図っている（根拠資料 2-24）。

<学部・研究科その他の組織における、点検・評価の定期的な実施>

<学部・研究科その他の組織における、点検・評価結果に基づいた改善・向上に向けた取り組み>

学部・研究科その他の組織における点検・評価は、「内部質保証規程」に基づき、内部質保証責任組織である教育研究会議の指示により毎年実施している（根拠資料 2-27）。また、外部評価委員会において本学が実施する自己点検・評価の結果について検証及び評価を行っているほか、これらの「大学基準」に基づく内部質保証の取組に加え、私立学校法に則り、学園の中期的な計画として定めている中期目標・中期計画に基づく事業計画に対する達成度評価によって点検・評価を行っている（根拠資料 2-28【ウェブ】、2-29）。

学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づいた改善・向上に向けた取組については、「内部質保証規程」において、点検・評価結果に基づいて学長が改善を要すると判断した場合は、教育研究会議の意見を聴いて各部局に改善指示を行うことを定めている。改善指示を受けた部局は改善や進捗を図り、その結果を教育研究会議に諮った上で学長に報告することとし、報告を受けた学長は、教育研究会議の意見を聴いて自らの指示に基づいた改善活動が行われたか検証することとしている。

実際に、2022（令和4）年度自己点検・評価結果により、13 項目の学長改善指示が行わ

れている。部局による改善活動の報告については、教育研究会議において学長が自らの指示に基づいて改善が行われたか確認し、改善が認められる6項目にあっては取組を完了したとしてフィードバックを行い、依然として改善を要すると判断した7項目については新たに期限を定め、改善活動の継続とその報告を求めている（根拠資料2-8、2-9、2-10）。

獣医学部獣医学科については、2017（平成29）年度に大学基準協会による分野別評価（獣医学教育評価）を受審し、同協会が定める「獣医学教育に関する基準」に適合していると認定された（根拠資料2-30【ウェブ】）。分野別評価（獣医学教育評価）の受審前年度である2023（令和5）年度は、「麻布大学獣医学部獣医学科教育プログラム評価規程」に基づき、大学基準協会の様式である『獣医学教育評価自己点検・評価ワークシート』を活用し、点検・評価を行っている（根拠資料2-31【ウェブ】）。

教職課程については、2021（令和3）年度に「麻布大学教職課程教育プログラム評価規程」を制定し、教職課程委員会において点検・評価を行うこととしている（基礎要件確認シート4、根拠資料2-32【ウェブ】）。

また、中期目標・中期計画に基づく事業計画に対する達成度評価による点検・評価については、各部局による事業計画に対する取組状況を確認し、毎年度『事業報告書』として取りまとめている。具体的には、学部、研究科及び附属機関などの各部局において、年度ごとに各事業計画で掲げている定量的な評価指標の達成状況及び取組状況について点検・評価を行い、その結果に基づいて次年度の取組を策定することでPDCAサイクルを図っている（根拠資料2-29）。

さらに、学長のリーダーシップを発揮する取組として、毎年度「学長方針」を定めている。学長が定めた方針に則り、各部局長にあっては年度ごとに自ら目標を立て、年度末に目標の達成状況を『管理者目標管理報告書』に取りまとめて学長に提出している。また、各学長補佐にあっては、「学長方針」に定められた学長からの指示事項に対する達成状況を『管理者活動状況報告書』に取りまとめて学長に提出している。学長は提出のあった各報告書を確認し、次年度の「学長方針」を定めることでPDCAサイクルを機能させている（根拠資料2-33、2-34、2-35）。

＜行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応＞

認証評価機関からの指摘事項に関しても、適切に対応している。

2017（平成29）年度に受審した大学基準協会による大学評価結果の指摘事項については、2018（平成30）年3月開催の自己点検・評価本部において各学部長及び各研究科長に当該結果の共有を図り、改善勧告1点及び努力課題4点について改善するよう指示した（根拠資料2-36）。また、2018（平成30）年度に開催された自己点検・評価本部では、改善に向けて取組状況を協議している。具体的には、改善勧告として提言された「研究指導計画の策定に関する事項」にあっては、研究指導計画書の見直しを行うとともに学生に提示する『大学院履修ガイド』に一部資料を追加し、改善を図ることを確認した。加えて、4点の努力課題について、環境保健学研究科における「博士後期課程の学生確保に係る課題への対応」及び「教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした組織的な研修・研究等の実施」にあっては早急に対応することを確認したほか、「各学部学科における入学定員比率及び収容定員比率超

過」にあっては大学全体で調整・対応するため、学長の下で継続して検討することとした。さらに、「規則に従った定期的な自己点検・評価及び諸課題の改善に取り組む仕組みの構築と機能化」にあっては毎年点検・評価を行うこととしたほか、内部質保証の実質化に向けて検討を行っている（根拠資料2-37、2-38）。2021（令和3）年6月開催の教育研究会議において、これらの改善状況を確認し、大学基準協会に『改善報告書』を提出した（根拠資料2-39、2-40）。大学基準協会からは「『自己点検・評価本部』及び『教育研究会議』を中心に検討を行い、各学部・研究科において改善活動に取り組んでおり、改善の認められる項目が確認できる。」と一定の評価があり、今後の改善経過について再度報告を求める事項はないとされたものの、努力課題であった収容定員に対する在籍学生数比率と、大学評価時に提言の対象ではなかった入学者数比率の平均について改善に取り組むよう求められた（根拠資料2-41）。大学基準協会から指摘のあった学生の受入れについては、2020（令和2）年度に私立学校法が改正されたことも踏まえ、第4期中期目標・中期計画の重点施策とするとともに、2022（令和4）年度自己点検・評価結果に基づく学長改善指示の一項目とするなど、改善に向けて取り組んでいるところである（根拠資料1-16、2-10 No.8、No.9）。

なお、大学評価実施前々年度までの5か年において、行政機関からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）はない。

以上のとおり、認証評価機関等からの指摘事項に対して適切に対応している。

<点検・評価における客観性、妥当性の確保>

点検・評価における客観性と妥当性を確保するため、2021（令和3）年度に「麻布大学外部評価委員会規程」を制定し、同年から毎年外部評価を実施している（根拠資料2-28【ウェブ】）。

外部評価委員会は、3人から5人の学外有識者を構成員とし、任期は2年としている。2021（令和3）年度及び2022（令和4）年度は4人の有識者によって構成されており、2022（令和4）年度にあっては、各学部長及び各研究科長が作成した『自己点検・評価報告書』に基づき、各部局における諸活動の適切性について評価を依頼している。外部評価に当たっては、教育研究会議において外部評価委員が作成した『書面評価』を確認し、各部局長に対して『書面評価』に基づき『大学所見』を作成するよう指示を行っている。各部局長が『大学所見』を作成し、教育研究会議が取りまとめた後、教育研究会議構成員と外部評価委員とで意見交換を行い、外部評価委員会が教育研究会議に『評価総括』を提出している（根拠資料2-42、2-43）。

【外部評価委員会による評価総括（抜粋）】

【長所・特色】

- ・動物共生科学ジェネラリスト育成プログラムにおける各種取組

【今後も取組が必要な事項】

- ・オンラインを活用した授業やPBL授業など多様な授業を展開すること。
- ・多様な授業を展開した結果を学習成果として把握・分析し、改善していくこと。
- ・適切な定員管理に向けて、入試制度改革や広報活動を行っていくこと。

・令和6年度に開設する獣医学部獣医保健看護学科において、知識と技術を合わせ持った愛玩動物看護師の育成を行うこと。

外部からの意見は内部質保証責任組織である教育研究会議が取りまとめて、課題や問題点と判断した項目には各担当部局に対し改善に向けた方策を示すこととしており、『評価総括』のなかで、学習成果の把握や適切な定員管理については特に課題であることから、自己点検・評価の結果も踏まえ、2022（令和4）年度学長改善指示に取り入れている（根拠資料2-10 No.6、No.7、No.8、No.9）。

なお、2023（令和5）年度においては5人の有識者に対し、前述の手續に沿って外部評価を依頼しているところである（根拠資料2-44）。

また、内部質保証を意識した教育活動の客観性・妥当性を高める取組として、IRについても着手している。IR担当部署は、入学者アンケート、在学生調査、卒業生調査、『麻布大学ファクトブック』の発刊を継続的に実施して現状把握に努めるとともに、課題を抽出して教育研究会議で共有するなど、内部質保証システムに寄与している（根拠資料2-11、2-12、2-13、2-14、2-15）。

<新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応・対策>

2019（令和元）年度に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、遠隔授業支援グループを設置し、通信環境に関するアンケート調査や情報提供用ホームページの公開など準備を行い、遠隔授業を開始している（根拠資料2-45）。

また、遠隔授業開始後には、学生に対して「遠隔式授業の簡易授業評価アンケート調査」を実施し、授業環境の改善に努めている（根拠資料2-46、2-47）。

さらに、教育研究会議の前身である教学会議において、遠隔授業実施に伴う諸規程の改正や講義、集中実習及び学外実習等の取扱いについて協議を行うなど、新型コロナウイルス感染症への対応・対策を図っている（根拠資料2-48）。

以上のとおり、「内部質保証規程」及び「内部質保証の方針及び手續」に基づき、内部質保証システムは有効に機能していると判断する。

点検・評価項目④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点	1 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の適切な公表 2 公表する情報の正確性、信頼性の確保 3 公表する情報の適切な更新
-------	--

<教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の適切な公表>

<公表する情報の正確性、信頼性の確保>

＜公表する情報の適切な更新＞

教育研究活動、自己点検・評価結果（教職課程含む）、財務、教職に関する諸状況その他の諸活動の状況等については、大学ホームページに「大学情報公開」のウェブページを設け、公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たしている（基礎要件確認シート4、5、6）。教育情報については大学ホームページには掲載していたものの、情報が点在しており、アクセスしにくい可能性があったため、2022（令和4）年度自己点検・評価結果に基づく学長改善指示により、「大学情報公開」のウェブページに「教育情報」の項目を追加するとともに、「内部質保証の方針及び手続」をはじめとする本学の各種方針についても公表した（根拠資料2-3【ウェブ】、2-10 No.2）。

情報の更新については渉外課から各担当部局に毎年確認し、4月に更新しているほか、各部局からの要望に応じて随時行っている（根拠資料2-49）。公表する情報については渉外課が情報公開を行う前にテストページを作成し、各担当部局に確認することで、情報の正確性と信頼性を確保している。

以上のとおり、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務及びその他の諸活動状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると判断する。

点検・評価項目⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点	1 内部質保証システムの適切性・有効性に関する点検・評価の実施 2 点検・評価結果に基づく、改善・向上に向けた取り組み
-------	--

＜内部質保証システムの適切性・有効性に関する点検・評価の実施＞

＜点検・評価結果に基づく、改善・向上に向けた取組＞

内部質保証システムの適切性及び有効性に関する点検・評価については、「内部質保証規程」及び「内部質保証の方針及び手続」に則り、内部質保証に係る事項を含め各部局等の自己点検・評価結果を全学的な観点から評価した『自己点検・評価報告書』を通じて学長が実施している（根拠資料2-1【ウェブ】、2-3【ウェブ】）。

点検・評価は、大学基準協会が定める「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく『自己点検・評価報告書』と、「大学基準」が定める内部質保証の取組に加え、私立学校法に則り、学園の中期的な計画として定めている中期目標・中期計画に基づく事業計画に対する達成度評価により実施している。「大学基準」に則った点検・評価については、2017（平成29）年度に受審した大学評価において「自己点検・評価を毎年実施することを規定しているが、実際には、認証評価を受ける際の実施にとどまっており、同規則に従った定期的な自己点検・評価活動は行われていない」旨の指摘があったことを踏まえ、毎年いずれかの基準について実施することとしている。具体的には、学部長・研究科長の任期2年を1単位として、任期1年目にはチェックリスト形式に基づく自己点検・評価、任期2年目には一定の書式に基づいた報告書形式による自己点検・評価を行うこととし、学長が定めた事項について各部局が点検・評価を実施し、自己点検・評価本部が改善事項等を取りまとめて、全学的な『自己点検・評価報告書』を作成することとした（根拠資料2-37）。

この取決めにより、2019（令和元）年度の点検・評価においては、報告書形式により学長が全学的な『自己点検・評価報告書』を作成している（根拠資料2-27）。加えて、2020（令和2）年度にあつてはチェックリスト形式、2021（令和3）年度及び2022（令和4）年度にあつては報告書形式により、新たに制定した「内部質保証規程」に則り、教育研究会議が定めた事項について点検・評価を実施している（根拠資料2-27）。

点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取組としては、質保証を一元的に対応するため、2020（令和2）年度に教学マネジメント推進組織であった教学会議と学術研究推進組織であった学術研究戦略会議を統合し、教育研究会議とした（根拠資料2-16）。

また、2022（令和4）年度にあつては、第2章「内部質保証」に基づく自己点検・評価及びその他大学基準ごとに実施する各部局等の点検・評価結果を全学的な観点から評価した『自己点検・評価報告書』により、「内部質保証規程」に則った取組がやや不十分であることが明確となったため、学長が改善指示を取りまとめて、教育研究会議において改善事項を確認するとともに、教育研究会議が部局による改善活動の監理、改善報告の精査及び改善状況に基づいてフィードバック等を行うなど、内部質保証責任組織として適切に関与することで改善を図っている（根拠資料2-8、2-9、2-10）。

さらに、認証評価機関による大学評価に加え、外部評価を実施することで、第三者からの客観的な意見・提言を取り入れる仕組みを整えている（根拠資料2-28【ウェブ】）。なお、認証評価機関及び行政機関から受けた指摘事項については必ず改善に向けて取り組むこととしている。

中期目標・中期計画に基づく事業計画に対する達成度評価については、事業計画達成に向けた進捗率を活用するなど、定量的な評価を行っている。各事業計画にあつては、各部局による事業計画に対する取組状況について点検・評価し、毎年度『事業報告書』として取りまとめるとともに、この結果に基づいて次年度の『事業計画書』を策定している（根拠資料1-10【ウェブ】、2-29、2-50）。『事業計画書』及び『事業報告書』は、理事会に諮っており、当該年度における成果と課題及びそれに基づく次年度の取組計画の適切性について審議している（根拠資料2-51、2-52）。

そのほか、より一層の制度的充実が必要と判断した項目については、ワーキンググループ等を設置し、大学全体として学長を中心に取り組んでいる。

以上のとおり、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けて取り組んでいると判断できる。

2.長所・特色

特になし。

3.問題点

内部質保証のための方針及び手続を明示して全学的な体制を整備しているものの、2021（令和3）年度までにあつては、学長改善指示に基づく部局での改善活動や内部質保証責任

組織である教育研究会議の関与など、規則に従った取組が必ずしも行われていない状況であった。2022（令和4）年度以降にあってはこの課題を改善し、内部質保証システムは有効に機能していると判断しているが、今後は現在の教育研究会議を中心としたPDCAサイクルを定着させることで内部質保証システムの確立を図る必要がある。

4.全体のまとめ

内部質保証のための全学的な方針及び手続については、「内部質保証規程」及び「内部質保証の方針及び手続」において明示されている。教育研究会議を内部質保証責任組織として位置付け、点検・評価については、大学基準協会が定める「大学基準」に則り、教育研究会議が定めた点検・評価項目に基づく『自己点検・評価報告書』と、私立学校法に則り、学園の中期的な計画として定めている中期目標・中期計画に基づく事業計画に対する達成度評価により実施している。点検・評価結果に基づく学長改善指示や教育研究会議によるIRデータを活用した教学マネジメントにより、PDCAサイクルを機能させるとともに、認証評価機関による大学評価や外部評価などの客観的な意見・提言を取り入れることで、本学の教育研究の質を継続的に向上させるシステムとしている。

内部質保証は、本学の教育・学習等が適切な水準にあることを自らの責任で説明し証明していく恒常的かつ継続的なプロセスでなければならない、これを実現していくためには組織において質保証を文化として醸成することが重要である。内部質保証の継続的かつ恒常的な取組としつつ、更なる発展を遂げるため、この文化の醸成に努めていく所存である。

第3章 教育研究組織

1.現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点	1 大学の理念・目的を踏まえた、学部・研究科の適切な設置 2 大学の理念・目的を踏まえた、附置研究所、センター等の組織の適切な設置 3 教育研究組織の編成にあたっての、学問の動向や社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮
-------	---

<大学の理念・目的を踏まえた、学部・研究科の適切な設置>

本学は1890（明治23）年の東京獣医講習所の創立から始まり、戦前から続く伝統ある獣医学教育に加え、戦後の高度経済成長に伴い、当時の日本の産業構造から社会全体に現出した様々な公衆衛生問題にも取り組むことのできる人材養成の必要性を考え、教育研究内容もその社会の需要に合わせて拡大させてきた。その結果、2023（令和5）年4月1日現在、2学部2研究科を設置し、各学部規則・各研究科規則に定められた教育研究上の目的に基づき、人や動物の健康とそれらを取り巻く生態系や環境問題について教育研究を実践している。また、建学の精神に則り、本学の教育理念や目的の実現、さらには獣医学、畜産学及び動物科学分野において活躍する人材を育成してきた本学の歴史的背景や社会的責務に鑑み、獣医療の高度化と複雑化に伴う獣医療体制の更なる充実という社会からの要請に応えるとともに、ペット産業をはじめとした産業界への発展に貢献するため、2024（令和6）年度に愛玩動物看護師の養成課程を持つ獣医学部獣医保健看護学科を新たに設置することとしている（根拠資料3-1）。

加えて、本学では教職課程を設置しており、「麻布大学教職課程に関する規程」で、教職課程の運営は学長の命を受けた教職課程主任が担当することを定めている（根拠資料 3-2【ウェブ】）。また、「麻布大学教職課程委員会規程」に基づき、各学部各学科間の連絡調整等を行う全学的な組織として教職課程委員会を設置している（根拠資料 3-3【ウェブ】）。

<大学の理念・目的を踏まえた、附置研究所、センター等の組織の適切な設置>

<教育研究組織の編成にあたっての、学問の動向や社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮>

学部・研究科以外の教育研究組織については、大学の理念・目的に基づき、研究所、博物館及びセンター等を次のとおり設置している。

【附置生物科学総合研究所】

生物科学総合研究所は、「生物科学及びこれに関連する学術分野に関する総合的な研究機能を果たすとともに教育の充実を図り、あわせて国内外における当該分野での学術交流の発展に寄与すること」を目的に、1988（昭和63）年に設立された。それ以来、本学の動物・

生命科学の研究教育の中核として機能を果たしている。全学の共同実験施設・動物実験施設として、多くの実験系研究室が利用している。同研究所は、厳密なバリアーシステムによる精度の高い実験動物飼育環境と先端の生物科学実験機器が備えられているとともに、徹底したバイオ・ハザード及びケミカル・ハザード対策が講じられており、実験施設として重要な役割を担っている。また、共同施設としてのサービス業務だけでなく、研究所として本学における研究活動をリードするため、ハード管理体制としての共同利用施設部門と、研究推進のためのソフト面を統括する研究部門が置かれている（根拠資料3-4）。

【附属学術情報センター】

学術情報センターは、図書館と情報システムに関する機能を持つ組織で、「本学学生及び教職員の教育研究活動に必要な図書、学術資料等及び情報関連環境を整備し、これを効果的に運用、提供することによって、本学の教育研究の推進に寄与すること」を目的としている。主に図書館、メディアステーション及びコンピュータ教室の運用を行っている（根拠資料3-5【ウェブ】）。

【附属動物管理センター】

動物管理センターは「『動物の愛護及び管理に関する法律』、『動物の適正な取扱いに関する基準等』、『麻布大学動物実験規程』等の規則に則り、学内における動物飼育管理、ふん尿処理その他の施設に関連した管理を行うこと」を目的として、教育と研究のために学内の動物の適切な飼養管理を行っている（根拠資料3-6【ウェブ】）。

具体例として、学内への悪性伝染病の侵入防止のために、「ダウンタイムの取り方に関する指針」を制定し、豚熱の予防のための注意喚起や学内の石灰散布など、各種防疫活動を行っている（根拠資料3-7）。

【附属動物病院】

動物病院は「診療・実習施設及び獣医学の臨床を背景とした教育・研究センターとしての機能を果たすこと」を目的としている（根拠資料3-8【ウェブ】）。2020（令和2）年4月には他の獣医療機関からの紹介に迅速に対応するため、新たに「総合診療科」を設置した。また、2020（令和2）年11月には増改築委員会を設置し、参加型臨床実習に適した改修及び診療件数を考慮した診療室等の増改築等の検討を進め、2023（令和5）年度の竣工を目指して計画を進めている。

なお、牛、馬及び豚などの診療を担う産業動物診療部門は、2014（平成26）年に竣工した産業動物臨床教育センター（LAVEC）において診療を行っている。

【大学教育推進機構】

大学教育推進機構は、「本学の教育の充実を組織的に展開し、質の向上を図るために設置し、学部・学科との連携により全学的な教育の充実を図り学生の成長を組織的に支援すること」を目的に、2021（令和3）年10月に設置した（根拠資料3-9【ウェブ】）。同機構は、教育推進センター、教育方法開発センター、データサイエンスセンター及び教学IRセンターの四つのセンターから構成されており、本学全体の教育の特徴付けを行う中心組織として

の役割を担っている。具体的な役割は次のとおりである。

○教育推進センター

教育推進センターは「多様な資質を持つ学生が本学の学習環境に適応し、高いモチベーションを維持して学習できるように支援すること」を目的に2007（平成19）年に設置され、2021（令和3）年度に大学教育推進機構へ組み入れられた。主な役割に、「生物」、「化学」などの基礎科目におけるリメディアル（補習）教育、本学に入学する学生が円滑に授業を受けるために必要な能力を身に付けるための体系的な準備教育（入学前準備教育プログラム）、チューターによる個別学生指導等があり、必要に応じて個々の学生に適した学習計画の策定及び履修相談等の学習支援に当たっている（根拠資料3-9【ウェブ】）。

○教育方法開発センター

教育方法開発センターは、学生が個々の能力を生かし、実践力を身に付けることができるよう質の高い教育の実施をサポートする役割を担っている（根拠資料3-9【ウェブ】）。具体的には、FD研修会を企画・運営しており、2022（令和4）年度にはワーク形式でティーチング・ポートフォリオに関する研修会を開催するなど、教員の教育と研究指導の改善につながる取組を行っている。

○データサイエンスセンター

データサイエンスセンターは、「データサイエンス関連科目、数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度への対応や文部科学省知識集約型人材育成事業『麻布出る杭事業』への対応などの検討内容を具体的に定め、推進すること」を目的としている（根拠資料3-9【ウェブ】）。2022（令和4）年度には、データサイエンス科目として展開している地球共生系データサイエンスプログラムを基礎と発展に整理した。基礎プログラムにおいては、文部科学省の「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」に準拠した教育内容とすることで、予測不可能な時代にあって、社会経済課題の多様化・複雑化に対応できるよう新たなリテラシーとして、全ての学生がデータ活用の基盤となる知識を身に付けることのできる体制を整えている（根拠資料3-10【ウェブ】）。

○教学IRセンター

教学IRセンターは、「本学の教育に関する教学IR、本学の教育の質保証及び文部科学省知識集約型人材育成事業『麻布出る杭事業』を推進すること」を目的としている。具体的な取組としては、内部質保証において特に重要な位置付けである教育に関するPDCAサイクルを支援するため、学習行動比較調査、授業評価アンケート及び学習成果の把握等を実施し、分析・評価を行っている（根拠資料3-9【ウェブ】）。

【研究推進・支援本部】

研究推進・支援本部は、「本学の更なる研究の活性化と発展のために、『ヒト』、『動物』又は『生物を取り巻く環境』を基盤とした研究における特徴・個性の顕在化と、知的資産ポリシーに基づく社会貢献（研究成果の社会的普及、産学官連携・共同研究の推進、研究成果

の発展・深化、対価の回収）を推進・支援する」ことを役割としている（根拠資料3-11【ウェブ】）。具体的には、競争的原理を取り入れた学内資金の活用、外部大型競争的資金獲得のための学内研究助成事業の実施、本学発先導的研究プロジェクトへの支援、外部資金獲得のためのセミナー開催、産学官連携の各種大型イベントへの出展、研究シーズ集などを利用した産学官へのPR及び研究活動と知財の連動性を意識したセミナーの開催などに取り組んでいる。

【地域連携センター】

地域連携センターは、「本学が所在する神奈川県及び相模原市並びに本学の近隣である東京都町田市及び神奈川県座間市など、地域活性化への支援・協力及び生涯学習講座などの様々な地域貢献活動を総合的かつ組織的に遂行すること」を目的に2016（平成28）年4月に設置した（根拠資料3-12【ウェブ】）。

【麻布大学いのちの博物館】

いのちの博物館は、学園創立 125 周年の記念事業の一環として、「学園の歴史と教育研究の成果を広く社会に発信する出窓として、学ぶことの楽しさや喜びを共有し、地域交流に役立て社会に貢献することに寄与すること」を目的に 2015（平成 27）年9月に開館した。同博物館では「歴史的資料の展示」、「動物標本の展示」及び「研究内容の紹介を展示」を三本柱とし、来館者に向けて本学の建学の精神である「学理の討究と誠実なる実践」の意図を込めた展示企画を行っている（根拠資料 3-13【ウェブ】）。

【健康管理センター】

健康管理センターは、「学生及び職員の健康管理に関する専門的業務を行うこと」を目的に設置している（根拠資料1-2【ウェブ】第9条の2）。主な役割として、学生の心身の健康に関する事項を総括するなど、年間計画に基づき、学生の健康の維持と安全・衛生への配慮を行い、健康診断、健康相談及び予防保健を担っている。

【フィールドワークセンター】

フィールドワークセンターは、2021（令和3）年に、野外調査の実習や研究を望む学生に応えとともに、産学官民による地域交流を促進するため、島根県美郷町に設置し、教育研究の充実化を図っている（根拠資料1-2【ウェブ】第9条の3、3-14【ウェブ】）。

【DEI推進センター】

DEI推進センターは、「本学におけるダイバーシティを推進するために、ライフイベント及びワーク・ライフ・バランスに配慮した研究環境の改善やそれに向けた学内の意識改革、女性研究者の裾野拡大、女性研究者の研究能力向上等、総合的な支援事業を実施することにより、全ての職員がその能力を十分に発揮できる環境を作ること」を目的とし、2022（令和4）年12月に設置した（根拠資料3-15【ウェブ】）。

【その他ワーキンググループ】

より一層の制度的充実が必要と判断した項目については、ワーキンググループ等を設置し、大学全体として学長を中心に取り組んでいる。具体的には、既存の獣医学部動物応用科学科と生命・環境科学部に設置する3学科の組織再編に係る検討組織として二つのワーキンググループが学長の下に設置され、学長の示した組織構成案に基づき、今後の高等教育の方向性を見据えながら本学の教育研究分野の発展について議論している。各ワーキンググループの答申や検討の進捗状況等により、これを解散し、組織編成については一旦学長預りとなったが、将来を見据えた教育研究組織の在り方について継続して検討しているところである（根拠資料3-16、3-17、3-18）。

以上のように、本学は、理念・目的を達成するために、2021（令和3）年度に大学教育推進機構、2022（令和4）年度にDEI推進センター、さらには2024（令和6）年度に獣医学部獣医保健看護学科を設置するなど、時代の変化と社会の要請を常に意識しながら、必要な教育研究組織及び体制を適切に整備していると判断する。

ただし、健康管理センター及びフィードワークセンターにあつては、「麻布大学学則」第9条の2及び第9条の3において、規則は別に定める旨を規定しているが、目的や役割を明記した規則が十分に整備されていないことは課題として認識している。

点検・評価項目② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点	1 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価の実施 2 点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組み
-------	--

<適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価の実施>

<点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組み>

各部局やセンターの運営状況は、毎月学長が主宰する部局長連絡会議で報告し、全学的に情報共有を行っている（根拠資料3-19）。

教育研究組織の適切性に関する自己点検・評価は、大学基準協会が定める「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく『自己点検・評価報告書』と、私立学校法に則り、学園の中期的な計画として定めている中期目標・中期計画に基づく事業計画に対する達成度評価により実施している。

「大学基準」に則った点検・評価については、第2期認証評価での指摘事項を踏まえ、毎年いずれかの基準について実施している（根拠資料2-27）。2019（令和元）年度にあつては、「自己点検・評価規則」に則り、学長が定めた事項について各部局が点検・評価を実施し、自己点検・評価本部が改善事項等を取りまとめて、全学的な『自己点検・評価報告書』を作成している。2020（令和2）年度以降にあつては、新たに制定した「内部質保証規程」に則り、点検・評価を実施している。具体的には、本学における内部質保証責任組織である教育研究会議において定めた事項について、実施要領に則り、学部、研究科及び附属機関といった各部局が点検・評価を行い、その結果を教育研究会議に報告する。教育研究会議に報告のあった点検・評価結果に基づき、学長は全学的な『自己点検・評価報告書』を作成の上、内

部質保証の方針に基づいた内容であるか検証し、改善事項については期限を定めた上で改善するよう意見を付して取りまとめることとしている（根拠資料2-1【ウェブ】、2-5、2-27）。

2023（令和5）年度の点検・評価にあつては、全学的な『自己点検・評価報告書』の作成を通じ、健康管理センター及びフィールドワークセンターについて、「麻布大学学則」第9条の2及び第9条の3において規則は別に定める旨を規定しているものの、目的や役割を明記した規則がないことを確認したことから、質の向上を図るため、各センターの目的・役割等を明確にする必要がある。

本学の理念・目的を達成するために必要な学部・研究科等の設置・改編・見直しについては、その時代における社会的な要請に応えるため、開学から現在に至るまで学部・研究科の充実・発展を図っており、その都度文部科学省と協議を重ねている。具体的には、第4期中期目標・中期計画に「社会で必要とされる人材像、高校生の大学教育への期待、学生に求められる能力や専門的な知識・技術等の調査分析結果に基づき、特色ある教育を推進することで入学定員を確実に確保する」ことを掲げ、獣医学部獣医保健看護学科の設置や既存学部学科の改組を目標とし、学長のリーダーシップの下、設置・改組に向けたワーキンググループを設置している。同ワーキンググループにおいて、教育課程、教員配置及び学生募集等の側面から多角的に検討した結果、既存学部学科の改組は見送ることとなったが、獣医学部獣医保健看護学科の新設については着実に進捗を図り、文部科学省に届出を行った（根拠資料3-1）。加えて、基礎教育科目群を総括する組織がなかったことから、2024（令和6）年度に全学的な基礎教育組織となる総合科学部門を設置することとするなど、理念・目的の実現に向け、教育研究組織の充実を図っている（根拠資料3-20）。

学部・研究科以外の教育研究組織に係る設置・改編・見直しについては、大学基準協会を受審した分野別評価（獣医学教育評価）において、職位別教員数や年齢構成の偏り、全教員に占める女性の割合の改善への留意が求められた。この評価結果に基づき改善・向上を図るため、第4期中期目標・中期計画に「社会のニーズを受け止め、研究や教育課題に転嫁できる人材を養成するため、若手教員、女性教員等を確保し、多様な視点とバランスのよい人材構成により時代に求められる教育・研究を実現する」ことを掲げ、教育・研究活動と出産、育児及び介護等の両立支援に取り組むとともに、本学のダイバーシティを推進する体制を整備するため、教育研究会議及び理事会での審議を経て、2022（令和4）年度にDEI推進センターを設置することとなった（根拠資料3-15【ウェブ】）。

以上のことから、『自己点検・評価報告書』や中期目標・中期計画により定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取組がなされていると判断できる。

2.長所・特色

女性が活躍する環境を整備するとともに、本学のダイバーシティを推進するため、2022（令和4）年度にDEI推進センターを設置している。また、2022（令和4）年に国家資格となり、人材育成の必要性が一段と高まることとなった愛玩動物看護師を養成するため、大学の収容定員を考慮しながら、2024（令和6）年度に獣医学部獣医保健看護学科を新設することとしている。

このように、時代の変化と社会の要請を常に意識しながら、必要な教育研究組織及び体制

を適切に整備している。

3.問題点

「麻布大学学則」第9条の2及び第9条の3において、健康管理センター及びフィールドワークセンターについて、「規則は別に定める」又は「事項は、別に定める」としているが、目的や役割を明記した規則がないことを確認したことから、質の向上を図るため、各センターの目的・役割等を明確にする必要がある。

4.全体のまとめ

大学の理念・目的を実現するためにふさわしい教育研究組織が編制されており、社会の要請や大学を取り巻く状況に適切に対応していると判断する。ただし、一部の組織において目的や役割を明記した規則がないため、関連する規則を制定し、PDCAサイクルを適切に機能させることとする。

今後も学問の動向や社会的要請等に適切に配慮しながら、更なる発展とその時代に応じた教育研究組織を整備する所存である。

第4章 教育課程・学習成果

1.現状説明

点検・評価項目① 授与する学位ごとに学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点	1 全学的観点からの、課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表 2 学部・研究科における、課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表
-------	---

<学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表>

学位授与方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）については、建学の精神、学園の方針、理念・目的、人材育成目標に基づき、全学のディプロマ・ポリシーを「麻布大学ディプロマ・ポリシー」及び「麻布大学大学院ディプロマ・ポリシー」として定めている。それぞれのポリシーは、大学及び大学院で教授する教育・研究分野において、課程修了に当たって学生に求める知識、技能及び態度等当該学位にふさわしい学習成果を明示した内容としている（基礎要件確認シート7）。

これに基づき、各学部・各研究科において授与する学位ごとにディプロマ・ポリシーを策定している。例えば、獣医学部動物応用科学科にあっては、「動物に関わる生命科学を基盤として、人と動物のより良い関係を学び、人と動物の共生を目指して、遺伝子レベルから生態系レベルに至る動物の保有する諸機能を人間生活に安全かつ効果的に活用するための知識と技術を教授し、人と動物に関わる諸分野で活躍できる専門技術を備えた人材を養成すること」を教育研究上の目的として掲げている。学科の目的を達成するため、課程修了に当たり学生に修得を求める当該学位にふさわしい学習成果として、ディプロマ・ポリシーに「総合的な学習経験と創造的思考力：獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、科学的根拠に基づいた人と動物と環境の共生に対する論理思考と実証する方法を身につけており、自らが立てた新たな課題に、それらを適用し解決する能力を有していること。」など4項目を明示している（基礎要件確認シート7）。

策定に当たっては、「三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン（中教審）」に沿うよう努めること、加えて全学的な三つのポリシーと一貫性があることを基本とし、各学部教授会・各研究科教授会の審議を経て、教育研究会議の前身である教学会議において審議し、承認している（根拠資料4-1）。

公表については、各学部・各研究科の『履修ガイド』に記載して学生に周知するとともに、大学ホームページで公表し、社会に広く周知している（基礎要件確認シート7、根拠資料1-12）。

以上のとおり、授与する学位ごとにディプロマ・ポリシーを適切に定め、公表している。

点検・評価項目② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点	1 全学的な教育課程の編成・実施方針の適切な設定及び公表 2 学部・研究科における、下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の適切な設定及び公表 ○ 教育課程の体系、教育内容 ○ 教育課程を編成する授業科目区分、授業形態等 3 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関
-------	--

<全学的な教育課程の編成・実施方針の適切な設定及び公表>

<学部・研究科における、教育課程の編成・実施方針の適切な設定及び公表>

本学では、教育課程の編成・実施方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）として、「麻布大学カリキュラム・ポリシー」及び「麻布大学大学院カリキュラム・ポリシー」を全学的なポリシーとして策定している。これに基づき、各学部・各研究科における授与する学位ごとに、より具体化したカリキュラム・ポリシーを策定している（基礎要件確認シート7）。

例えば、生命・環境科学部臨床検査技術学科では、教育課程の編成について、「教養科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」の三つの区分で授業科目を編成することを定めている。教育課程の実施に当たっては、ICTスキルを身に付けるために「コンピュータ実習」を設けているほか、データ収集能力、プレゼンテーション能力及び問題解決能力を涵養するため、2年次から「卒業論文」を配置することを明示している。

各研究科では、研究科の特徴を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、それぞれ基本的な考え方を明示している。例えば、獣医学研究科動物応用科学専攻博士前期課程では、「専門分野や専攻科目の枠を超えた幅広い学識を共通科目の講義により習得させる。」をはじめ、4項目を設定している。

各カリキュラム・ポリシーは、前述したディプロマ・ポリシーと同様のプロセスで決定し、公表している（根拠資料4-1）。

<教育課程の編成・実施方針と学位授与方針の適切な連関性>

全学カリキュラム・ポリシーは、全学ディプロマ・ポリシーに基づき策定されている。ただし、全学ディプロマ・ポリシーに「他者と協働して共に成長できる、幅広い視野を持ち国際社会に対して積極的に貢献できる能力」を身に付ける旨を掲げているものの、全学カリキュラム・ポリシーにはこれに対応する内容が含まれていないため、2022（令和4）年自己点検・評価により改善が必要であることを確認したことから、教育研究会議において学長から期限を付して改善指示があり、担当部局である教務委員会において検討を行うなど、「内部質保証規程」や「内部質保証の方針及び手続」に則り、改善に向けて取り組んでいるところである（根拠資料2-8、2-9、2-10 No.3）。

各学部・各研究科のカリキュラム・ポリシーは、全学のカリキュラム・ポリシーを踏まえると同時に、各学部・各研究科のディプロマ・ポリシーに対応している（基礎要件確認シート7）。

例えば、生命・環境科学部のカリキュラム・ポリシーにある「地域社会や産業界など外界との相互作用を通じて、視野を広げ考えを深める対話的な学びの能力を養う科目を設置する。」は、「多様性のある社会において、幅広い教養や専門知識を総合的に活用しながら、他者と協働して共に成長できる責任ある行動を取ることができる。（多様性理解、態度）」というディプロマ・ポリシーを踏まえて設定したものである。

以上のとおり、授与する学位ごとにカリキュラム・ポリシーを適切に定め、公表している。

点検・評価項目③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点	1 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ○ 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 ○ 単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ○ 個々の授業科目の内容及び実施方法 ○ 学部における初年次教育、高大接続への配慮 ○ 学部における教養教育、基礎科目、専門科目の適切な配置 ○ 研究科におけるコースワークとリサーチワークの適切な配置 2 学生の社会的及び職業的自立を図るための必要な能力を育成するキャリア教育の適切な実施
-------	---

全学のカリキュラム・ポリシーに基づき、各学部・各研究科においては各学位課程にふさわしいカリキュラム・ポリシーを策定し、適切な授業科目を開設するとともに、教育課程を体系的に編成している。例えば、獣医学部獣医学科では、カリキュラム・ポリシーに基づき、ディプロマ・ポリシーに定める卒業時に身に付けるべき能力4項目について、6年間で段階的に修得できるよう教育課程を編成している。具体的には、カリキュラム・ポリシーに則り、教養的・専門基礎的な科目群である「基礎教育科目」と専門教育と総合的な知識・技術を学ぶ科目群である「専門科目」に区分し、さらに、「専門科目」を「基礎獣医学系（組織・解剖学、生理・生化学）」、「病態獣医学系（薬理・毒性学、微生物学、病理学、免疫学）」、「生産獣医学系（家畜衛生学、産業動物臨床学）」、「臨床獣医学系（小動物臨床学）」及び「環境獣医学系（公衆衛生学、実験動物学）」の五つの系と「共通科目」、「選択科目」に分け、教育を展開している。初等年次にあつては教養から基礎獣医学まで幅広い知識や倫理観を身に付けること、中等年次にあつては微生物とそれによって引き起こされる病態について学ぶこと、高等年次にあつては獣医師としての専門性を身に付け、実践力を体得することをそれぞれ目的とし、授業科目を配置している。また、問題解決能力を向上させるため「卒業論文」を配置するとともに、獣医師国家試験合格に向けた対策科目を配当するなど、年次進行に合わせ、獣医師として必要な技能を身に付けながら多角的な知識を修得できるよう、順次性や体系性に配慮してカリキュラムを編成している（根拠資料1-5【ウェブ】）。

本学の現状については、以下のとおり、学士課程と博士前期課程・博士課程・博士後期課程に分けて説明することとする。

【学士課程】

＜教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮＞

カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーを策定している。カリキュラムマップでは、カリキュラム・ポリシーに基づいて開講されている各授業科目と、ディプロマ・ポリシーで定められた学習成果との関係性を明示し、卒業までに身に付けるべき各能力を涵養するため、それぞれの授業科目が果たす役割を示している。また、カリキュラムツリーでは、各授業科目にナンバリングコードを付すとともに、カリキュラムの年次進行や授業科目間のつながりなど、学生が履修計画を立てるに当たり、順次性や体系性を確認できるよう配慮している。これらの策定にあたっては、各学科の教務委員及び学科長を中心に検討を行い、各学科会議・各学部教授会を経て、教育研究会議で承認している。

なお、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーについては、大学ホームページで公開している（根拠資料4-2【ウェブ】、4-3【ウェブ】）。

＜単位制度の趣旨に沿った単位の設定＞

大学設置基準に基づき、「麻布大学学則」第26条及び各学部規則において、講義、演習、実験及び実習の授業種別ごとに授業外学習時間等を考慮した1単位当たりの授業時間を規定している。また、単位制度の概要については『履修ガイド』に記載し、学生に周知している（基礎要件確認シート10）。加えて、授業外学習については、シラバスに記入欄を設け、具体的な内容を明示している（根拠資料4-4【ウェブ】）。

＜個々の授業科目の内容及び実施方法＞

全授業科目は獣医学部にあっては、「麻布大学獣医学部規則」（以下「獣医学部規則」という。）別表第1及び第2、生命・環境科学部にあっては「麻布大学生命・環境科学部規則」（以下「生命・環境科学部規則」という。）別表第1、第2及び第3に定めている。授業科目の区分については、「麻布大学学則」第25条に基づき、「獣医学部規則」第5条及び「生命・環境科学部規則」第7条第1項において、必修科目や選択科目等に区分すると定めている（根拠資料1-2【ウェブ】、1-5【ウェブ】、1-6【ウェブ】）。

さらに、各学科のカリキュラム・ポリシーにおいて、授業の内容及び実施方法の考え方を明示している（基礎要件確認シート7）。

なお、いずれも各学部の『履修ガイド』に記載することで、学生に周知している（根拠資料1-12）。

＜学部における初年次教育、高大接続への配慮＞

高大接続への配慮としては、学校推薦型選抜推薦入学試験や総合型選抜入学試験などの早期合格者を対象に入学前準備教育を実施している（根拠資料4-5）。また、毎年度3月には教育推進センターのチューターによる補習授業を行っている。一般選抜入学試験の合格者を含む全入学予定者については、入学前に教育推進センターから「言葉による自己表現の学習」という課題を課している（根拠資料4-6）。

初年次教育としては、各学科に授業科目を配置している。例えば、獣医学部動物応用科学

科では、「スタディ・スキルズ」、「動物応用科学概論」、「動物人間共生論」、「基礎ゼミ」を配置し、同学科の広がりや認識させることで、修学意欲を高めている。また、生命・環境科学部環境科学科では、1年次の授業科目として設定している「フレッシューズセミナー」において、高等学校と大学の授業形態や評価方法の違い、レポートの書き方、学生生活における時間管理、プレゼンテーション技法などについて説明し、確認する機会を設けている（根拠資料4-7）。

＜学部における教養教育、基礎科目、専門科目の適切な配置＞

「獣医学部規則」第6条第1項及び「生命・環境科学部規則」第8条第2項に関連する別表に定めたとおり、科目配置を行っている（根拠資料1-5【ウェブ】、1-6【ウェブ】）。例えば、獣医学部獣医学科では、教養的・専門基礎的な科目群である「基礎教育科目」と専門教育と総合的な知識・技術を学ぶ科目群である「専門科目」に区分し、さらに、「専門科目」を「基礎獣医学系（組織・解剖学、生理・生化学）」、「病態獣医学系（薬理・毒理学、微生物学、病理学、免疫学）」、「生産獣医学系（家畜衛生学、産業動物臨床学）」、「臨床獣医学系（小動物臨床学）」及び「環境獣医学系（公衆衛生学、実験動物学）」の五つの系と「共通科目」、「選択科目」に分け、「基礎教育科目」を38単位以上、「専門科目」を151単位以上の計189単位以上を卒業必要単位数として定め、獣医師として必要なスキルを身に付けながら、多角的な知識を修得できるよう科目を配置している（根拠資料1-5【ウェブ】第21条）。

また、生命・環境科学部では、学科によって「教養科目」、「専門基礎科目」及び「専門科目」に区分している。「教養科目」は、各学科共通で学びの基礎となる「生物学」、「化学」、「英語」及び「統計学」等を中心に配置している。生命・環境科学部環境科学科では、各区分をさらに分野ごとに分類しており、「教養科目」にあつては「一般」、「基礎人文社会」、「基礎科学」及び「語学」、「専門科目」にあつては「環境基礎」、「環境衛生」、「環境分析」、「環境評価」、「環境保全」及び「発展・展開」にそれぞれ分類するなど各分野のバランスも配慮して科目を配置している（根拠資料1-6【ウェブ】別表第1、第2及び第3）。

加えて、第3章で述べたとおり、基礎教育やデータサイエンス教育を除く教養科目等の充実を図るため、2024（令和6）年度に全学的な基礎教育組織となる総合科学部門を設置することとしている（根拠資料3-20）。

＜学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するキャリア教育＞

各学部において、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する科目を配置している。例えば、獣医学部獣医学科では、入学当初の1年次前期に必修科目として「獣医学概論」を配当しており、将来の職業選択に向けた第一歩となるよう、獣医師の社会的使命について様々な視点から教授するとともに、多岐にわたる獣医師業務の概要を説明している。また、4年次に「インターンシップ」、5年次に「専門学外実習」を開講しており、職業として獣医師を意識するとともに、各自が将来の職業領域として希望する獣医師の職域（公的機関、動物病院、共済組合及び企業）で学外実習を行うことで、これらの職域で必要となる知識、態度、姿勢及び協調性を身に付けるほか、獣医師として社会にどのような貢献ができるか考える機会を提供している。さらに、5年次に総合参加型臨床実習である

「小動物臨床実習」及び「産業動物臨床実習」を配当し、臨床経験を通して獣医師として必要な能力を育成している。

なお、「インターンシップ」については、生命・環境科学部臨床検査技術学科を除く全ての学部学科で開講している。生命・環境科学部臨床検査技術学科においても、3・4年次に配置している「臨床実習」がインターンシップの代わりとなる役割を果たしており、現場の臨床検査技師の指導の下、8週間にわたって生理検査や検体検査に参加することで、臨床検査技師としての基本的な実践技術を習得するとともに、医療人としての自覚を育むきっかけとしている（根拠資料1-5【ウェブ】別表第1及び第2、1-6【ウェブ】別表第1、第2及び第3）。

【博士前期課程・博士課程・博士後期課程】

<教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮>

博士前期課程、博士課程・博士後期課程ともに、カリキュラム・ポリシーに基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を配置している。

例えば、獣医学研究科動物応用科学専攻博士前期課程では、分野を「動物生命科学」、「動物共生科学」、「動物応用医科学」の三つに分類し、さらに各分野に合計12専攻に関する科目（特論・特別演習・特別研究）のほか、「共通科目」を設けている。「特論」については、自らが所属する専攻以外の「特論」を併せて履修する必要がある、動物応用科学全般にわたる専門性の高い教育を提供している（根拠資料1-7【ウェブ】別表第1）。環境保健学研究科環境保健科学専攻博士後期課程では、課程修了要件に基づき、年次積み上げ方式によって専門分野ごとに教育課程を編成している（根拠資料1-12-3 p.81～p.82）。ただし、2022（令和4）年度自己点検・評価により、同博士後期課程のカリキュラム・ポリシーにおいて「特論」を配置する旨の記載があるものの、実際には配置されていないことを確認したことから、教育研究会議において学長から期限を付して改善指示を行い、部局において現状に即したカリキュラム・ポリシーとなるよう、改善に向けて取り組んでいるところである（根拠資料2-8、2-9、2-10 No.4）。

<単位制度の趣旨に沿った単位の設定>

博士前期課程、博士課程・博士後期課程ともに、「麻布大学大学院学則」第6条第3項に基づき「麻布大学学則」を準用し、講義、演習、実習の授業種別ごとに、授業外学習時間等を考慮した1単位あたりの授業時間を規定している（基礎要件シート10、根拠資料1-3【ウェブ】）。

<個々の授業科目の内容及び実施方法>

学士課程と同様、博士前期課程及び博士課程・博士後期課程ともに、全授業科目について、獣医学研究科にあつては「麻布大学大学院獣医学研究科規則」別表第1、第2及び第3、環境保健学研究科にあつては「麻布大学大学院環境保健学研究科規則」別表第1及び第2にそれぞれ定めている（根拠資料1-7【ウェブ】、1-8【ウェブ】）。また、課程ごとのカリキュラム・ポリシーにおいて、授業の内容及び実施方法の考え方を明示している（基礎要件確認シート7）。

授業を担当する教員については、「麻布大学大学院教員の資格審査基準」を満たした教員が担当している（根拠資料4-8）。加えて、附置生物科学総合研究所や附属動物病院などの設備を利用し、より高度な研究・実験を行うことができる環境となっている。

＜研究科におけるコースワークとリサーチワークの適切な配置＞

各研究科において、コースワークとリサーチワークを組み合わせた履修制度を設けている。

博士前期課程においては、コースワークとして、「共通科目」を配置するほか、他専攻・他分野の科目を履修できるとしている（根拠資料1-7【ウェブ】別表第1）。例えば、獣医学研究科博士前期課程の動物生命科学分野動物資源育種学専攻に在籍する学生が、動物共生科学分野動物行動管理学専攻の「特論」や、環境保健学研究科の「特論」及び「共通科目」を履修し、修了要件としての単位を修得することが可能である。リサーチワークとしては、獣医学研究科博士前期課程に必修共通科目として設定している「アカデミックプレゼンテーション」において、「①講演や研究者の成果発表を聴講する、②学外ならびに学内での学会研究会において、自分の研究成果を最低1回は発表し、質疑応答の経験を得る」ことを義務付けているほか、学生それぞれの専門分野に応じた「特別演習Ⅰ・Ⅱ」、「特別実験Ⅰ・Ⅱ」を配置している（根拠資料4-9）。

以上のとおり、各研究科においてコースワークとリサーチワークを適切に配置している。

＜学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するキャリア教育＞

各研究科において、大学院学生として幅広い見識を養う観点から、関連分野における複数の学外学識者を招へいし、「大学院特別講義」を開講している。環境保健学研究科博士前期課程では、1年次の「科学者・研究者論」において、各分野の指導教員から、研究者としての心構え・考え方の確立の必要性を教授するとともに、研究者や高度専門職等のキャリアパスについて講義を行っている。博士課程及び博士後期課程にあっては、将来的に自らの知識や技術を他者へ教授する機会が生じる可能性が高いことから、プレFDを実施することで、教育能力を身に付ける取組を行っている（根拠資料4-10、4-11）。

以上のとおり、本学では、カリキュラム・ポリシーに基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設して教育課程を体系的に編成している。

点検・評価項目④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うためのさまざまな措置を講じているか。

評価の視点	1 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ○ 各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ○ シラバスの記載内容（授業の目的・内容、到達目標、授業方法、授業日程、準備学習の時間及び内容、成績評価方法、評価基準、
-------	---

	フィードバック方法、オフィスアワー等の明示) ○ 学生の主体的参加を促す授業形態及び授業方法の実施 ○ 学部における適切な履修指導・学習の実施 ○ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応・対策 ○ 動物共生科学ジェネラリスト育成プログラム実施状況 ○ 研究科における、研究指導計画（研究指導の方法、年間スケジュール）に基づく研究指導の実施
--	---

＜単位の実質化を図るための措置＞

単位制度の趣旨に照らし、原則として講義科目については15時間の授業と30時間の自習をもって1単位、演習・ゼミ科目については30時間の授業と15時間の自習をもって1単位、実験・実習科目については45時間の授業をもって1単位を与えることとしている（基礎要件確認シート10）。事前事後に予習・復習を行うための授業外学習時間を確保するため、1年次学生にあっては全ての学部で履修登録単位数の上限を年間50単位未満に設定している（基礎要件確認シート9）。加えて、獣医学部動物応用科学科を除き、2年次以上の学生にあっては年間47単位未満に設定している（根拠資料1-5【ウェブ】第11条の2、1-6【ウェブ】第11条の2、1-12-1 p.39、1-12-2 p.37）。授業外学習時間については、シラバスに各授業科目で準備学習（予習・復習等）に必要な時間を記載するなど、単位の実質化を図るための措置を講じている（根拠資料4-4【ウェブ】）。

例外として、「教職課程科目」のうち一部の科目については、履修登録単位数制限の対象外としている（根拠資料1-5【ウェブ】第11条の2、1-6【ウェブ】第11条の2）。これらの科目は資格取得のため4年間で計画的に授業科目を履修することとなっている。

また、履修上限の緩和措置として、2年次以上の学生において、前年度の平均GPAが2.50以上の場合は年間の履修登録単位上限数を50単位未満とすることを可能としている（根拠資料1-5【ウェブ】第11条の2、1-6【ウェブ】第11条の2、1-12-1 p.39、1-12-2 p.37）。

なお、各研究科においては、年間の履修登録単位数の上限設定は設けていないが、履修登録に当たっては指導教員による事前指導を行い、指導教員が履修登録科目を精査することにより単位の実質化を図っている。

＜シラバスの記載内容＞

シラバスは、学部・研究科共通の「シラバス作成要綱」に基づき、全学統一の様式を活用し、作成している（根拠資料4-12）。

2023（令和5）年度現在において、シラバスに記載する項目は、授業科目名、ナンバリングコード、配当年次、開講時期、単位数、科目区分（選択・必修等）、授業形態、コーディネーター名（担当教員名）、授業の概要、教育目標（ねらい）、教育目標（ディプロマ・ポリシーとの関連）、到達目標、成績評価の方法・基準、教科書・参考文献、履修条件、準備学習（予習・復習等）、1回の授業当たりの準備学習（予習・復習等）に必要な時間、課題に対するフィードバック、オフィスアワー、連絡先、授業内容やその回数、アクティブラーニングの種類、実務家教員の該当・非該当等があり、記載内容について各教員が所属する系主任、教務委員、学科長及び学部長が確認を行い、必要に応じて改善するよう指示する仕組み

としている（根拠資料4-4【ウェブ】、4-13）。

また、2018（平成30）年度及び2019（令和元）年度にあつては、シラバスを作成する時期に、先駆的な授業改善に取り組んでいる他大学から講師を招へいし、FD研修会を開催している（添付資料4-14）。研修では、各教員が自身の担当科目のシラバスを持ち寄り、基本的なシラバスの構成、授業の目的、到達目標及び評価方法等の適切な記載内容や、シラバスで行える授業外学習を促す方法等をグループワークによって培い、次年度以降のシラバスに反映することで改善・向上を図っている。なお、2020（令和2）年度以降にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を取りやめている。

このように作成するシラバスにより、学生にあつては、授業における目的、到達目標、計画及び授業内容等を事前に把握することができるため、履修登録に当たり資料として活用できるほか、実際の履修に当たっては計画的に準備学習を行い、授業に臨むことが可能である。教員にあつては、講義内容の理解や準備学習を促進することで、目的意識を持って履修している学生に対し、より効果的な指導を可能としている。さらに、授業科目ごとに行う授業評価アンケートにおいて「授業はシラバス（授業概要、到達目標、予定）に沿って行われましたか。」という質問項目を設けており、各授業担当教員が振り返りを行っている。（根拠資料4-15）。

シラバスは、教職課程を含む全ての科目について大学ホームページで公開しており、学生だけでなく、第三者もアクセスすることが可能である（根拠資料4-4【ウェブ】）。

<学生の主体的参加を促す授業形態及び授業方法の実施>

各学部学科において、学生の授業への主体的参加を促す取組を実施している。

例えば、生命・環境科学部食品生命科学科では、4年次配当の「HACCP管理論」において、グループワークを通じ実際にHACCPシステムの構築を経験することで、主体的に問題を提起し解決するための能力を養っている（根拠資料4-16）。

生命・環境科学部環境科学科では、開講科目の約65%でアクティブラーニングを取り入れており、学生の主体的な取組を引き出す工夫を実践している。2年次配当の「環境フィールドスタディ」では、株式会社JR東日本環境アクセスと連携し、PBL（Project Based Learning）の手法を取り入れた演習活動を実施しており、学生がグループディスカッションや情報収集を行いながら、駅の廃棄物に関わる課題の発見から企業側に対する改善策の提案・発表まで取り組んでいる（根拠資料4-17）。3年次配当の「生物多様性フィールドワーク演習」では、大学近郊の公園や神奈川県足柄下郡箱根町に位置する金時山、島根県美郷町に設置しているフィールドワークセンターにおいて、動植物の生物多様性に関する演習を実施している（根拠資料4-18）。

また、学生の積極的な研究活動の動機付けとして、全学的な表彰制度「古泉賞」を設けている。各学科において卒業論文発表会を実施し、最も評価の高い卒業論文を学科ごとに選考して卒業式で表彰している（根拠資料4-19【ウェブ】）。例えば、獣医学部獣医学科にあつては、ポスター形式の発表会を実施しており、学生が作成した発表ポスターを学内で公開するとともに、学生自身による質疑応答の場を設けている。発表会では、獣医学部教員による投票を行い、上位10人を卒業論文優秀者として表彰しており、評価が最も高い者を「古泉賞」に選出している。

各研究科においては、講義科目でも少人数であることや、演習科目及び実験科目を多く配置していること、加えて、修了要件に最終試験のほか、課程中間発表会や学位論文審査会での口頭発表を課すなど、研究指導教員及び研究指導補助教員による指導の下、学生が授業や研究に主体的に参加する仕組みとしている（根拠資料1-12-3 p.52～p.58、p.77～p.84）。

＜学部における適切な履修指導・学習の実施＞

本学では、学生の履修指導のみならず、学生生活全般について指導や助言を行う仕組みとしてクラス担任制度を設けている（根拠資料1-12-1、1-12-2）。加えて、教員ごとにオフィスアワーを設け、ホームページ及びシラバスに掲載することにより学生に周知している（根拠資料4-4【ウェブ】、4-20【ウェブ】）。学生は、オフィスアワーを利用して授業時間外に、授業内容に関する質問や学習の進め方、レポート指導など学習に関することをはじめ、学生生活全般にわたって相談することが可能である。また、シラバスには担当教員のメールアドレスを掲載しており、授業内容や履修等に関して随時相談できることとしている（根拠資料4-4【ウェブ】）。

各学部における履修指導の取組として、年度始めに各クラス担任が在学者ガイダンス及び入学者オリエンテーションを実施している（根拠資料4-21）。また、成績不振者の指導については、「麻布大学における修学支援を必要とする学生への対応に関する規則」に基づき、担当学長補佐、各学部教務委員長、各学科長及びクラス担任で構成する各学部学生指導委員会において、学年ごとに定める成績基準に満たない学生を抽出し、成績不良者、留年懸念者、退学懸念者及び留年決定者等に対する指導方法について協議した後、教務課とクラス担任が連携して対象学生を指導している。また、状況に応じて学資負担者（保護者）への連絡や面談を実施するなど、教員、事務局及び学資負担者が一体となり、成績不振者の支援を行っている（根拠資料4-22【ウェブ】、4-23）。

＜新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応・対策＞

2019（令和元）年度に発生した新型コロナウイルス感染症拡大を受け、遠隔授業支援グループを設置し、通信環境に関するアンケート調査や情報提供用ホームページの公開などの準備を行い、遠隔授業を開始している（根拠資料2-45）。遠隔授業開始後には、学生に対して「遠隔式授業の簡易授業評価アンケート調査」を実施し、授業環境の改善に努めている（根拠資料2-46、2-47）。

また、複数のアプリケーションを活用することで、学生にとって負担となる可能性があったことから、遠隔授業等のシステムをGoogle Meetに統一した。さらに、オンライン授業の充実化のため、国内の大学に先駆け、Googleが提供するG Suite Enterprise for Educationを導入した（根拠資料4-24、4-25【ウェブ】）。

＜動物共生科学ジェネラリスト育成プログラム実施状況＞

2020（令和2）年度に文部科学省大学教育再生戦略推進費「知識集約型社会を支える人材育成事業メニューⅡ出る杭を引き出す教育プログラム」に全国の大学で唯一採択され（2024（令和6）年度まで）、ヒト・動物・環境の持続的健康社会の構築のため、世界をリードできる人材の育成を目指す「動物共生科学ジェネラリスト育成プログラム（以下「麻布出る杭」

プログラム」という。)」に取り組んでいる。特に、「麻布出る杭プログラム」のなかで最大の特色でもある、1年次から実践性を培う「麻布出る杭研究プロジェクト」を積極的に推進している。「麻布出る杭研究プロジェクト」は希望者参加型とし、一定の成績水準と高い意欲を有する学生が1年次後期から2年次にかけて、学内の研究プロジェクトに参加するもので、学生生活が多忙になる環境にあっても多くの学生が鋭意取り組んでいる状況にある。参加学生には、オープンキャンパス等において研究成果を発表する機会を設けているほか、交流会やプレゼンテーション、修了式を開催するなどモチベーションが維持できるよう努めている(根拠資料4-26【ウェブ】、4-27、4-28)。また、学部在籍時に大学院の授業履修を可能とし、大学から大学院へのシームレスな修学環境を提供するなど、意欲と非凡な才能を有する学生にとって、その能力を引き出し、伸長させる環境を整備している(根拠資料4-28)。

「麻布出る杭研究プロジェクト」に参加した学生の学習成果の可視化にあっては、独自に開発した「サイエンスリテラシーテスト」及び「コンピテンシーテスト」によるアセスメントを実施することで、自己の成長等を確認する機会を提供するとともに、教学IRセンターにおいて参加学生の成長度合いを分析・検証し、学内で共有している(根拠資料4-28、4-29)。

また、高等学校4校と連携協定を締結した上で、高大接続教育である「いのちと共生の研究プログラム」を提供し、研究成果発表会と修了書授与式を開催しているほか、プログラムを修了した高校生を対象に指定校推薦特別入学試験制度を設けるなど、高大接続に向けた取組を強化している(根拠資料4-30【ウェブ】、4-31【ウェブ】、4-32)。

加えて、事業内容を社会に広く周知するため、特設サイトをリニューアルするとともに、SNS(Instagram)を開設することで広報強化を図っている(根拠資料4-33【ウェブ】)。

さらに、2023(令和5)年度にあっては、「麻布出る杭研究プロジェクト」修了者の3年次及び4年次学生を対象に、グローバルな視点を持ち、研究活動によって得られた知識や技術について社会実装する力を身に付けるため、これまで新型コロナウイルス感染症の影響により延期していた海外研修支援「ジェネプロ海外チャレンジプログラム」を開始するなど、高い水準で事業プログラムの諸活動を遂行している(根拠資料2-15)。

以上のような取組の結果、「麻布出る杭プログラム」は、2022(令和4)年度に行われた「知識集約型社会を支える人材育成事業委員会」による中間評価において、5段階中最高ランクとなる「S」評価を獲得している(根拠資料4-34)。

<研究科における、研究指導計画(研究指導の方法、年間スケジュール)に基づく研究指導の実施>

各研究科では、毎年度4月に入学者オリエンテーション及び在学者ガイダンスを行い、各研究科長、各専攻主任及び教務課が、学位授与までの履修、研究活動及びその他学生生活を送る上で必要な各種届出等について説明している(根拠資料4-21)。また、『履修ガイド』には課程ごとに修了までのスケジュールを掲載している。具体的な研究指導については、『研究指導計画書』に基づいて行っている。『研究指導計画書』の作成プロセスとしては、学生が毎年度『研究指導計画書』に各自で研究計画を作成して指導教員に提出し、指導教員が研究計画に基づき、指導計画を策定することとしており、『研究指導計画書』の作成を通して、研究指導の内容及び方法を双方が確認できる仕組みを構築している(基礎要件確認

シート13)。研究指導に当たっては、指導教員の他に副指導教員を置き、複数の教員で学生を指導する体制としている（根拠資料1-12-3 p.41 1.(2)、p.67 1.(2)）。

また、獣医学研究科における獣医学専攻博士課程及び環境保健学研究科における環境保健科学専攻博士後期課程は3年次から、獣医学研究科における動物応用科学専攻博士前期及び博士後期課程、環境保健学研究科における環境保健科学専攻博士前期課程は2年次から、課程中間発表会や学位論文審査会での口頭発表を修了要件として課しており、研究科教授会の構成員全員で研究の進捗状況を確認し、必要に応じて助言等を行っている。修了年度には、研究科教授会で決定した審査委員会において予備審査を行い、各研究科で定めているルーブリック式の学位論文評価基準により、一定以上の総合点をもって予備審査の終了としている。この審査の結果によって、基準に達していない学生に対しては、指導教員及び副指導教員が基準の達成に向けて指導している（基礎要件確認シート13、根拠資料1-12-3 p.41、p.67）。

内部質保証責任組織の関与としては、第2期認証評価において、「獣医学研究科、環境保健学研究科の両課程において、研究指導計画が策定されていないので、研究指導、学位論文作成指導を研究指導計画に基づいて確実に行えるよう」改善勧告があったことを受け、第2章点検・評価項目③で述べたとおり、自己点検・評価本部において改善に向けた検討を行い、『研究指導計画書』の見直しを行うとともに、学生に提示する『履修ガイド』に一部資料を追加することで改善を図っている。

以上のとおり、本学では、学生の学習を活性化し、効果的な教育を行うため、履修登録単位数の上限設定、シラバスの充実、履修指導など様々な措置を講じている。

点検・評価項目⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点	1 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 ○ 単位制度の趣旨に基づく単位認定 ○ 入学前の既修得単位等の適切な認定 ○ 成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置 ○ 進級・卒業・修了判定基準の設定及び明示 2 学位授与を適切に行うための措置 ○ 研究科における、学位論文審査基準の明示・公表 ○ 研究科における、学位授与に係る責任体制及び手続の明示、客観性・厳格性の確保 ○ 適切な学位授与
-------	---

<単位制度の趣旨に基づく単位認定>

大学設置基準第21条及び大学院設置基準第15条の単位制度の趣旨に基づき、単位認定を行っている。各学部においては、「獣医学部規則」第15条及び「生命・環境科学部規則」第17条にそれぞれ成績の評価方法・評価基準を定めている。具体的には、「授業科目の成績評価は、試験又はそれに代わる適切な方法で行う」こと、「成績評価は、80点以上をA、

79点～70点をB、69点～60点をC、59点以下をD評価とする」こと、「A・B・Cをもって合格とする」ことを定めている（根拠資料1-5【ウェブ】、1-6【ウェブ】）。これらの規程は各学部『履修ガイド』に記載し、学生に周知している（根拠資料1-12-1 p.21、1-12-2 p.21）。なお、試験の受験に当たっては、「獣医学部規則」第13条及び「生命・環境科学部規則」第15条を適用し、所定の授業回数の3分の2以上の出席を条件として課している。病気・事故等やむを得ない理由で受験できなかった場合は、欠席届を受理した上で、追試験を実施している（根拠資料1-12-1 p.41、1-12-2 p.39）。

各研究科においては、「麻布大学大学院学則」第8条及び第9条に成績の評価方法・評価基準を定めており、各授業科目の成績評価は、「優、良、可、不可」の4段階をもって評価し、優、良、可を合格、不可を不合格と定めている（根拠資料1-3【ウェブ】）。

また、授業科目ごとの成績評価の基準や方法についてはシラバスに明記することで学生に周知している（根拠資料4-4【ウェブ】）。

さらに、「麻布大学学則」第29条及び第29条の2において「他の大学又は短期大学における授業科目の履修等」及び「本学の他学部及び他学科における授業科目の履修等」、第30条において「大学以外の教育施設等における学修」を規定しており、修得単位について教育上有益と認めるときは、教授会の意見を聴いて、60単位を限度とし、学長が卒業の要件となる単位として認めることができるとしている（根拠資料1-2【ウェブ】）。研究科においても、「麻布大学大学院学則」第7条の3に「他の大学院における授業科目の履修等」を定めており、修得単位について教育上有益と認めるときは、研究科教授会の意見を聴いて、15単位を限度とし、学長が修了の要件となる単位として認めることを可能としている（根拠資料1-3【ウェブ】）。

<入学前の既修得単位等の適切な認定>

「麻布大学学則」第31条及び「麻布大学大学院学則」第7条の4において、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学等において修得した単位等について、学部にあっては60単位、研究科にあっては15単位を超えない範囲で単位認定することを定めている。単位認定に当たっては、入学前の大学等が発行した成績証明書やシラバス等に基づいて内容を精査し、各教授会の審議を経て行っている（根拠資料1-2【ウェブ】、1-3【ウェブ】）。

<成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置>

学部の成績評価については、A、B、C、Dの4段階評価による絶対評価を基本としつつ、GPA制度も導入しており、付与するGPは、90点以上を4ポイント、80点以上90点未満を3ポイント、70点以上80点未満を2ポイント、60点以上70点未満を1ポイント、60点未満を0ポイントとしている（根拠資料1-12-1 p.42、1-12-2 p.39）。成績評価の厳格性を担保するため、各学科における授業科目の成績分布について、各学部教務委員会及び各学部教授会に毎年報告している（根拠資料4-35）。また、成績評価の改善のため、教務委員会の下、成績分布表に基づいて平均GPA1.8未満又は単位未修得率15%以上の科目を抽出し、各学部長、各学科長及び各学部教務委員長が科目コーディネーターと面談を行い、単位未修得者が多い理由の考察と改善に向けた協議を行っている。

学生に対しては、開示請求及び不服申立ての仕組みを整備するとともに、運用を行ってい

る。学生が詳細な成績開示を希望する場合は、科目担当者が専任教員の場合は直接、非常勤講師の場合は教務課を通じて問合せが可能である。成績告知後に、学生から問合せがあった場合は、担当教員が成績について説明するなど個別に対応している。学生が教員の説明内容に納得できない場合は、教務課を通じて「成績評価等に関する異議申立書」を提出し、不服を申し立てることができる。申立てがあった場合は、学部長、学科長及び学部教務委員長が協議して対応方法を決定している。なお、不服申立ての手続については、『履修ガイド』に記載することで周知している（根拠資料1-12-1 p.43、1-12-2 p.41）。

＜進級・卒業・修了判定基準の設定及び明示＞

各学部・各研究科の進級・卒業・修了要件については、学則、各学部規則、大学院学則及び各研究科規則等に明示しているほか、『履修ガイド』に掲載し、入学者オリエンテーション及び在学者ガイダンスで学生に説明している。また、大学ホームページでも公表している（基礎要件確認シート12、根拠資料1-5【ウェブ】、1-6【ウェブ】、1-7【ウェブ】、1-8【ウェブ】、1-12）。

なお、学位授与については、各学部教授会や各研究科教授会の審議を経て学長が決定している（根拠資料1-2【ウェブ】第13条、1-3【ウェブ】第23条）。

＜研究科における、学位論文審査基準の明示・公表＞

学位論文の審査基準については、「麻布大学大学院獣医学研究科学学位授与に係る評価基準」及び「麻布大学大学院環境保健学研究科学学位授与に係る評価基準」に明示している。

評価基準はループリック式の学位論文評価基準を用いており、獣医学研究科博士前期課程では「テーマのたて方」、「研究の背景」、「研究の方法」、「研究の結果」、「考察と結論」の5項目を評価している。学生にも分かりやすい具体的な論文審査基準を作成することで、学位授与にふさわしい専門知識や技術、倫理観の基準を明確にし、学位審査の客観性を担保している。なお、いずれの基準も『履修ガイド』に掲載し、学生に周知している（基礎要件確認シート13）。

＜研究科における、学位授与に係る責任体制及び手続の明示、客観性・厳格性の確保＞

「麻布大学学位規則」において、学位授与の要件、学位論文の提出、審査委員会による論文審査・最終試験、審査報告、研究科教授会における審議、学位授与の方法、学位論文の公表等の手続について定めており、その責任体制も明確になっている。「麻布大学学位規則」は『履修ガイド』にも掲載し、論文審査スケジュール等と学位授与に係る手続や責任体制を公表・周知している。

また、学位論文の審査に当たっては、「麻布大学学位規則」第7条に定めるとおり、教授1人以上を含む研究科教授会の構成員及び他の研究科教授会の構成員を含めて3人以上からなる審査委員会を設けて審査及び最終試験を行い、その結果を研究科教授会で審議し、学長が学位授与を決定している。なお、学位論文審査の客観性と厳格性を確保するため、必要に応じて研究科教授会の構成員と同等の資格を有する学外者を論文審査委員に加えることも可能としている（根拠資料1-12-1 p.17、1-12-2 p.17、1-12-3 p.20）。

＜適切な学位授与＞

学位授与に当たっては、前述したとおり、学則、各学部規則、大学院学則及び各研究科規則等に卒業・修了要件を規定している。また、「麻布大学学位規則」に必要事項を定め、『履修ガイド』に明記するとともに、入学者オリエンテーションや在学者ガイダンスで学生に周知している（基礎要件確認シート12、根拠資料1-5【ウェブ】、1-6【ウェブ】、1-7【ウェブ】、1-8【ウェブ】、1-12、4-21）。

学士課程においては、各学部定める卒業必要単位を修得し、さらに在学期間における累計GPAが、学長が定める基準以上の者に学位を授与する旨を各学部規則に明記している。なお、学長が定める基準は、GPA1.1以上としている（根拠資料1-12-1 p.42、1-12-2 p.39）。

博士前期課程及び博士課程・博士後期課程においては、前述したとおりである。

以上のとおり、本学では、学則、大学院学則、各学部規則、各研究科規則及び学位規則等に基づき、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っている。

点検・評価項目⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点	1 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標（アセスメント・ポリシー）の適切な設定 2 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発（測定方法例：ループリックを活用した測定、学生調査、卒業生・就職先への意見聴取、国家試験合格率） 3 学習成果の把握及び評価の取り組みに対する、全学内部質保証推進組織等の関わり
-------	--

＜各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標（アセスメント・ポリシー）の適切な設定＞

ディプロマ・ポリシーに明示した学習成果を測定するための指標として、アセスメント・ポリシーを策定し、三つのポリシーの検証方法とディプロマ・ポリシーに明示した学習成果の具体的な評価方法を定めている（根拠資料2-6【ウェブ】）。策定に当たっては、教育研究会議の前身である教学会議で審議しており、2019（平成31）年3月に制定している（根拠資料4-36）。

教育研究会議において、2023（令和5）年度から、学生の成長度合いを把握・可視化するとともにフィードバック機能を備えている「サイエンスリテラシーテスト」及び「コンピテンシーテスト」を全学年で実施することで、学習成果を把握し、その結果に基づいて教育活動等の改善・向上を図ることとしたほか、2024（令和6）年度に獣医学部獣医保健看護学科を新設することとしているなど、策定した当時と状況が変化していることから、アセスメント・ポリシーを現状に即して改正する必要がある（根拠資料2-15、3-1）。

＜学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発（測定方

法例：ループリックを活用した測定、学生調査、卒業生・就職先への意見聴取、国家試験合格率）＞

＜学習成果の把握及び評価の取り組みに対する、全学内部質保証推進組織等の関わり＞

課程修了時における学生の学習成果を測定するため、基本的な情報として、標準修業年限内卒業率や学位授与状況、就職率、国家試験合格率等を把握している。また、大学全体として、IR担当部署が在学生調査及び卒業生調査を実施しており、学生生活の満足度や在学中にどのような能力を修得したか分析している（根拠資料2-12、2-14）。IR担当部署による分析結果は教育研究会議で共有を図り、教育活動等の改善に活用できるよう体制を整えている（根拠資料2-15）。そのほか、キャリア支援課では卒業生の就職先に対するアンケートを実施し、IR情報と同様に教育研究会議で共有しており、教育活動等の改善に資する情報提供を行っている（根拠資料2-15、4-37）。

ディプロマ・ポリシーに明示した学習成果の把握及び評価について、間接評価指標としては、在学生調査に各学部学科のディプロマ・ポリシーに掲げる学習成果の修得状況に関する設問を設け、卒業年次学生を対象に収集することで測定を行っている。なお、2022（令和4）年度在学生調査の結果では、全ての学部学科で約8割の学生がディプロマ・ポリシーに明示した学習成果が身に付いていると回答している（根拠資料2-12）。在学生調査をはじめ、IR担当部署による調査・分析結果は教育研究会議において共有を図り、教育研究会議から当該結果に基づいて教育内容等を検証するよう各部局に指示するとともに、各部局からの報告により改善が行われたか確認を行うなど、内部質保証責任組織が適切に関与している（根拠資料2-11、2-12、2-13、2-14、2-15）。

直接評価指標としては、2022（令和4）年度に株式会社ベネッセi-キャリアが提供するGPS-Academicを導入し、1年次と3年次に対して、「思考力」、「姿勢・態度」、「経験」に関するアセスメントテストを実施していたことから、評価指標とするか検討を行ったが、最終学年のデータを収集していないことから、ディプロマ・ポリシーに規定する学習成果の把握においては適切なアセスメントではないと判断した。そのため、2022（令和4）年度自己点検・評価結果に基づき、教育研究会議において学長からディプロマ・ポリシーに明示した学生の学習成果を把握及び評価するためのシステムを開発するよう改善指示を行っている。学長改善指示に基づき、教学IRセンターが2015（平成27）年度から2019（令和元）年度までのカリキュラムマップと学生の科目ごとの成績データを収集・解析してシステム開発を行うとともに学習成果の可視化に取り組んだ結果、ディプロマ・ポリシーに規定する学習成果の総合的な修得度合いと、カリキュラムにおける学習成果の構成比率を評価することが可能となったため、教育研究会議において学長が自らの指示に基づいて改善が行われたか確認し、改善を完了したとしてフィードバックを行ったところである。今後については、学生個人へのフィードバック方法を検討しているほか、把握した学習成果に基づきカリキュラムの適切性について部局で検証するとともに、教育研究会議において検証結果を確認することとしている（根拠資料4-38）。

また、学習成果を多角的に把握するため、2020（令和2）年度に文部科学省大学教育再生戦略推進費知識集約型人材育成事業「出る杭を引き出す教育プログラム」に採択されたことを受け、STEM教育と学士力の割合を明記した修学カラーマップと、それを基にしたStep GPAによる修学アセスメントの導入にも取り組んでいる（根拠資料4-27）。

さらに、許諾を得た上で海外の学術論文を翻訳・編集し、本学独自の評価指標である「サイエンスリテラシーテスト」及び「コンピテンシーテスト」を策定した。同アセスメントテストとGPS-Academicの関係性について分析を行い、教育課程の履修や大学生活を通じて獲得できる能力の把握及び評価に有効であり、社会一般における評価も含めた学習成果の可視化に活用できることを確認した上で、2023（令和5）年度から全学共通の基幹調査として実施している。直接評価指標の「サイエンスリテラシーテスト」は、情報精査力やデータ利用スキルといった専門性の土壌となる科学基礎力を測定する一方、間接評価指標である「コンピテンシーテスト」は、外向性、発想力、計画実行力といった行動特性を主観的に評価することが可能である。結果は学生個人に返却するほか、教学IRセンターにおいて蓄積を図り、学習成果の分析に活用するとともに、教育研究会議が定める方針に基づき、各部局に共有することで、教育改善に生かすこととしている（根拠資料2-15、4-39）。

以上のとおり、間接評価指標及び直接評価指標を活用することで、ディプロマ・ポリシーに明示した学習成果を多角的に把握するよう取り組んでいる。

また、研究科においては、学位論文を一つの学習成果の最終到達点と考え、ループブリックを用いた学位論文評価基準を定めている。しかしながら、2022（令和4）年度の自己点検・評価により、学位論文評価基準とディプロマ・ポリシーに明示した学習成果の関連性がやや不明確であることを確認したことから、教育研究会議において学長から改善指示を行っている。担当部局である獣医学研究科及び環境保健学研究科において、教育研究会議の改善支援として策定された「学位授与に係る評価基準とディプロマ・ポリシーの関連確認シート」を活用することで、改善を図っている（根拠資料2-10 No.7、4-40）。

以上のことから、ディプロマ・ポリシーに明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していると判断する。

点検・評価項目⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点	1 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価の実施 2 点検・評価結果に基づく、改善・向上に向けた取り組みの実施 3 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応・対策
-------	---

<適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価の実施>

<点検・評価結果に基づく、改善・向上に向けた取り組みの実施>

教育課程及びその内容、方法の適切性の点検・評価は、大学基準協会が定める「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく『自己点検・評価報告書』と、私立学校法に則り、学園の中期的な計画として定めている中期目標・中期計画に基づく事業計画に対する達成度評価によって毎年実施している（根拠資料2-27）。

「大学基準」に則った点検・評価については、第2期認証評価での指摘事項を踏まえ、毎年いずれかの基準について実施することとしている。2019（令和元）年度にあっては、「自己点検・評価規則」に則り、学長が定めた事項について各部局が点検・評価を実施し、自己

点検・評価本部が改善事項等を取りまとめて、全学的な『自己点検・評価報告書』を作成している。2020（令和2）年度以降にあっては、新たに制定した「内部質保証規程」に則り、点検・評価を実施している。具体的には、本学における内部質保証責任組織である教育研究会議において定めた事項について、実施要領に則り、教育課程の編成・実施を担う学部、研究科及び附属機関といった各部局が点検・評価を行い、その結果を教育研究会議に報告する。教育研究会議に報告のあった点検・評価結果に基づき、学長は全学的な『自己点検・評価報告書』を作成の上、内部質保証の方針に基づいた内容であるか検証し、改善事項については期限を定めた上で改善するよう意見を付して取りまとめることとしている（根拠資料2-1【ウェブ】、2-5、2-27）。

適切な根拠に基づく定期的な点検・評価の実施としては、教育研究会議においてIR担当部署による調査・分析結果の共有を図り、教育研究会議から各部局に対して当該結果に基づき教育内容等を検証するよう指示するとともに、各部局からの報告により改善が行われたか確認するなど、内部質保証に関する方針に則り、全学的な教学マネジメント体制によるPDCAサイクルを適切に機能させている（根拠資料2-11、2-12、2-13、2-14、2-15）。

点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取組としては、2022（令和4）年度点検・評価結果に基づく学長改善指示により、教学IRセンターが学習成果の把握に努めたほか、各研究科において学位論文評価基準とディプロマ・ポリシーに明示した学習成果の関連性を明確にした事例があり、適切に対応している。なお、ディプロマ・ポリシーに明示した学習成果の修得度合いは、学生個人にフィードバックする方法を検討するとともに、把握した学習成果に基づきカリキュラムの適切性について部局で検証を行うなど、学習成果の測定結果を質保証への取組に活用することとしている。

部局においても、授業レベル、プログラムレベルでPDCAサイクルを図っている。具体的には、授業評価アンケートの結果について、教務委員長、学部長及び学科長が内容を確認し、必要に応じて担当教員を指導している（根拠資料4-41）。加えて、単位未修得率（不合格者の割合）が15%以上又は平均GPAが1.8未満の科目について、学部長、学科長及び学部教務委員長が担当教員からヒアリングを行うなど授業の改善に努めている（根拠資料4-42）。

また、獣医学部獣医学科では、2022（令和4）年度から、学科長、系主任及び6年次クラス担任で構成する獣医師国家試験サポート委員会を設置している。国家試験不合格者の成績を点検・評価し、5年次までの成績が100位以下の学生にあっては、国家試験合格率が著しく低いことを把握したため、対象となる学生に対し、6年次前期に補講を実施している。この取組により、第74回獣医師国家試験合格率が全国平均（81.1%）を上回るとともに、獣医系学部を有する私立6大学の中で唯一前年度対比合格率が向上するなど、改善が図られている（根拠資料4-43、4-44【ウェブ】）。

さらに、生命・環境科学部環境科学科では、2021（令和3）年度からフィールドワーク系の授業科目（生物多様性フィールドワーク演習、フィールドワーク入門）や環境評価系科目（環境データサイエンス演習）について、科目区分の変更及び新規科目の配置等により、環境科学の学びを更に充実させるなど、部局ごとで改善活動が行われている（根拠資料4-45）。

<新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応・対策>

前述したとおり、遠隔授業は通信環境に関するアンケート調査を行った上で実施している。また、授業開始後は、学生に対して「遠隔式授業の簡易授業評価アンケート調査」を実施し、遠隔授業に係る方法の適切性について把握するとともに授業環境の改善に努めている。具体的には、2020（令和2）年度は通信環境に関するアンケート調査や情報提供用ホームページの公開など相応の準備を行い、遠隔授業を開始したものの、科目担当教員の一定の裁量によって授業が行われたことで、アンケート調査により、授業実施方法及び出席管理方法等が統一されていないことに加え、課題も過重であることが明らかとなった。このことを受け、遠隔授業支援グループにおいて問題点を整理し、改善方策の検討を行った上で「授業実施ガイドライン」を策定した。同ガイドラインでは、授業実施方法、資料提示方法、出席管理方法及びテスト・課題の実施方法等を示しており、教務委員会及び教育研究会議での審議を経て、科目担当教員に対し、ガイドラインに沿って授業を行うよう指示している。また、FD研修会「2021年度授業に関する説明及び授業デザイン」を開催し、授業担当教員に丁寧に周知・説明することで遠隔授業の改善を図っている（根拠資料 2-46、2-47、4-46、4-47）。

以上のことから、教育課程及びその内容と方法の適切性について、大学全体、各学部・各研究科、各委員会等において定期的に点検・評価を行い、改善・向上に努めていると判断する。

2.長所・特色

2020（令和2）年度に文部科学省大学教育再生戦略推進費「知識集約型社会を支える人材育成事業メニューⅡ出る杭を引き出す教育プログラム」に全国の大学で唯一採択され、ヒト・動物・環境の持続的健康社会の構築のため、世界をリードできる人材の育成を目指す「麻布出る杭プログラム」を推進している。

一定の成績水準と高い意欲を有する学生が1年次後期から2年次にかけて、自らが希望する研究プロジェクトに参加して研究活動を活発に行うことで、実践性を培い、能力向上を図っている。「麻布出る杭プログラム」により、本学の教育研究分野である動物や環境への興味を持ち、非凡な才能を有する学生の能力を引き出し、それを伸長させるよう取り組んでいる。

また、大学院授業科目の早期履修制度の整備、評価体制の確立、修学状況の把握及び高大接続の強化により、在学生のみならず、高校や大学院との関係構築を図っている。

なお、2022（令和4）年度に行われた「知識集約型社会を支える人材育成事業委員会」による中間評価において、5段階中（S～D）最高ランクとなる「S」評価を獲得している。

3.問題点

教育研究会議において、2023（令和5）年度から、学生の成長度合いを把握・可視化するとともにフィードバック機能を備えている「サイエンスリテラシーテスト」及び「コンピテンシーテスト」を全学年で実施することで、学習成果を把握し、その結果に基づき教育活動等の改善・向上を行うこととしたほか、2024（令和6）年度に獣医学部獣医保健看護学科

を新設することとしているなど、策定した当時と状況が変化していることから、アセスメント・ポリシーを現状に即して改正する必要がある。

4.全体のまとめ

本学では全学的なカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを定め、これに基づき、各学部・各研究科における授与する学位ごとのより具体化したカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを策定している。また、カリキュラム・ポリシーに基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うため、シラバスの作成や履修指導等を適切に実施している。アクティブラーニングやPBLなどの手法を積極的に活用するほか、「卒業論文発表会」を実施して優秀者を選出するなど、授業形態や授業内容、授業方法に工夫を凝らし、特色ある措置を講じている。その中でも、2020（令和2）年度から実施している「麻布出る杭プログラム」は、1年次から研究プロジェクトに携わることで、実践性を培い、学生の成長に資する取組となっている。

ディプロマ・ポリシーに明示した学生の学習成果を把握及び評価するため、基本的な情報として、標準修業年限内卒業率や学位授与状況、就職率、国家試験合格率等を把握しているほか、学長改善指示に基づき、教学IRセンターにおいて、カリキュラムマップデータと学生の科目ごとの成績データを用いて分析を行っている。加えて、学術論文を翻訳・編集し、本学独自の「サイエンスリテラシーテスト」及び「コンピテンシーテスト」を策定して、全学的な基幹調査として位置付けるなど、学習成果を多角的に把握・可視化できるよう取り組んでいるところである。

点検・評価結果に基づいた改善・向上に向けた取組として、学長改善指示により学習成果の把握に努めたほか、各部局においても、授業評価アンケートに基づいた授業内容の改善、国家試験合格率向上に向けた取組が行われるなど適切に対応している。

本学の特色である「麻布出る杭プログラム」や学習成果の把握・可視化に向けた取組を更に伸長させるとともに、点検・評価結果に基づいて適切に改善・向上を図ることで、中期目標・中期計画に掲げる「学修者本位の教育の転換」に向けて取り組む所存である。

第5章 学生の受け入れ

1.現状説明

点検・評価項目① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点	1 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表 2 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 ○ 入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ○ 入学希望者に求める水準等の判定方法
-------	---

＜学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表＞

＜入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像等を踏まえた学生の受け入れ方針の設定＞

本学の建学の精神や理念・目的に基づき、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと同様に、全学のアドミッション・ポリシーとして、入学前の学習歴、学力水準、能力等求める学生像等を踏まえ「麻布大学アドミッション・ポリシー」を定めている。また、全学のアドミッション・ポリシーに則り、学部・学科ごとにアドミッション・ポリシーを定めている。例えば、獣医学部ではアドミッション・ポリシーの一つに、求める学生像として、「学習意欲が旺盛で、高等学校までの基礎学力、特に生物・化学を含む理科の学力が十分に備わっている人」と定めている。生命・環境科学部臨床検査技術学科では、入学希望者に求める水準等の判定方法の一つに、「医療の高度化に伴う専門知識と技術を積極的に習得する意欲のある人」と定めている。

大学院についても学部同様に「麻布大学大学院アドミッション・ポリシー」を定め、獣医学研究科にあつては研究科・課程ごと、環境保健学研究科にあつては課程ごとにアドミッション・ポリシーを定めている。具体的には、獣医学研究科にあつては、「獣医学・動物応用科学に関連する諸科学の基礎知識を備えており、かつ国際化に対応できるだけの語学力を備えている人」等を定めることで、受験者に対して求める学生像を明示している。

具体的な判定方法等については、個別学力試験のほか、小論文、口頭試問、面接及び基礎学力を判定するペーパーテスト等の多様な試験方法を実施することで、各試験制度の目的に沿った水準を設定して判定を行っている。例えば、獣医学部動物応用科学科、獣医保健看護学科及び生命・環境科学部全学科で実施している総合型選抜入学試験において、共通して課している口頭試問では、「高校時代に主体的に取り組んだ活動」や「コミュニケーション能力」等の内容を審査する旨を『入学試験要項』に記載している。

アドミッション・ポリシーについては『入学試験要項』や『大学案内』等の冊子類、大学ホームページに掲載し、受験生はもとより社会に対して広く公表している（基礎要件確認シート15、根拠資料1-13、1-14、1-15）。

以上のとおり、アドミッション・ポリシーを適切に定め、公表している。

点検・評価項目② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点	1 学生の受け入れ方針に基づく、学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定 2 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供 3 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための適切な体制整備 4 公正な入学者選抜の実施 5 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施 ○ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応・対策
-------	---

<学生の受け入れ方針に基づく、学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定>

アドミッション・ポリシーに基づき、様々な入試形態による入学者選抜制度を導入しており、本学での学習に必要な基本的な学力や学ぶ意欲等を多面的に評価し、多様な能力や背景を持った学生を受け入れている。出願資格や試験内容等の入学者選抜方法の詳細については、『入学試験要項』に記載し、大学ホームページで公表している。

2024（令和6）年度入試については、「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」、「一般選抜」「編入学選抜」に加え、大学独自に「特別選抜」を設定し、入学試験を実施している（根拠資料1-13、1-14、1-15）。

なお、毎年度の入学者選抜にあつては、アドミッション・ポリシーと文部科学省が定める「大学入学者選抜実施要項」に基づき実施している。

【入学者選抜制度一覧】

試験区分	獣医学部			生命・環境科学部		
	獣医学科	獣医保健看護学科	動物応用科学科	臨床検査技術学科	食品生命科学科	環境科学科
総合型選抜						
総合型選抜入学試験（第Ⅰ期）		●	●	●	●	●
総合型選抜入学試験（第Ⅱ期）					●	●
学校推薦型選抜						
推薦入学試験	●	●	●	●	●	●
特別選抜						
獣医学科卒業生後継者特別入学試験	●					
卒業生子女等特別入学試験		●	●	●	●	●
指定校推薦特別入学試験		●	●	●	●	●

(第Ⅰ期)						
指定校推薦特別入学試験 (第Ⅱ期)					●	●
麻布大学附属高等学校生 特別入学試験	●	●	●	●	●	●
地域枠産業動物獣医師育成 特別入学試験	●					
外国人特別入学試験	●	●	●			
帰国生特別入学試験	●	●	●	●	●	●
社会人特別入学試験	●	●	●	●	●	●
学士特別入学試験	●					
縁結び入学試験				●	●	●
一般選抜						
大学入学共通テスト利用 入学試験（第Ⅰ期）	●	●	●	●	●	●
大学入学共通テスト利用 入学試験（第Ⅱ期）	●	●	●	●	●	●
一般入学試験（第Ⅰ期）	●	●	●	●	●	●
一般入学試験（第Ⅱ期）	●	●	●	●	●	●
編入学選抜						
編入学試験（2年次入学）			●	●	●	●

また、研究科では、以下の選抜試験を実施している。

- (1) 一般選抜試験（第1期・第2期・第10月期）
- (2) 社会人特別選抜試験（第1期・第2期・第10月期）

<授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供>

検定料、入学金、授業料及び施設設備費など入学手続に必要な費用については、大学ホームページ、『大学案内』及び『入学試験要項』に記載している。奨学金制度については、『大学案内』及び大学ホームページで情報を提供しているほか、入学後に配付する『キャンパスインフォメーション』にも奨学金に関する情報を掲載し、入学者オリエンテーションの際、説明会を実施している（基礎要件確認シート5、根拠資料1-13、1-14、1-15、5-1 p.26～p.32）。

<入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための適切な体制整備>

大学全体として「麻布大学入学試験実施規程」、「麻布大学入学者選抜規則」、「麻布大学大学院入学者選抜規則」を制定している。これらの規則・規程に沿って定めた各学部・各

研究科の規則等に則り、入学者選抜実施のための体制を整備している（根拠資料5-2【ウェブ】、5-3【ウェブ】、5-4【ウェブ】）。

学部においては、「麻布大学入学者選抜規則」に則り、学部ごとに入学者選考委員会を設置している（根拠資料5-3【ウェブ】）。入学者選考委員会の役割については、各学部の「入学者選考委員会規則」に定めている。具体的には、学部長を委員長として（1）当該年度入学試験の実施計画及び準備に関する事項、（2）当該年度の入学試験実施に関する事項、（3）入学試験合格者の選考に関する事項、（4）学長からの諮問に関する事項、（5）その他入学試験に関する事項等入学者選抜に関する全般を審議する機関として役割を担っている。委員会の構成員は、獣医学部にあつては、学部長、学科長、入試広報課長、学部教授会において選出された各学科教員3人及び学部教授会において選出された基礎教育系教員1人とし、生命・環境科学部にあつては、学部長、学科長、入試広報課長及び学部教授会において選出された各学科教員2人としている（根拠資料5-3【ウェブ】、5-5【ウェブ】、5-6【ウェブ】）。

研究科についても学部と同様に、「麻布大学大学院入学者選抜規則」に則り、研究科ごとに研究科長を委員長とする入学者選考委員会を設置している。各研究科の入学者選考委員会の役割は、獣医学研究科にあつては「麻布大学大学院獣医学研究科入学者選考委員会規則」、環境保健学研究科にあつては「麻布大学大学院環境保健学研究科入学者選考委員会規則」にそれぞれ定めている（根拠資料5-4【ウェブ】、5-7、5-8）。

入学試験合格者の選考等入学者選考委員会における審議結果については、各学部・各研究科教授会の審議を経て、最終的には学長が決定している（根拠資料5-3【ウェブ】第11条）。

問題作成に関しては、「麻布大学入学試験実施規程」に基づいて出題・採点委員を選出し、「学習指導要領」の範囲を確認の上、作成している。また、入学試験の実施前には、入試業務に携わる教職員を対象に入学試験業務説明会を行い、事前の設営及び入学試験当日の運営等を行う実施組織を設置している（根拠資料5-2【ウェブ】）。

加えて、担当事務局として入試広報課を置いており、各学部・各研究科における入学者選考委員会の事務、入学試験の準備・実施及び学生募集の実施に関する業務を所掌している。

<公正な入学者選抜の実施>

入学者選抜の実施の際には、前述したとおり、事前の設営や入学試験当日の運営等を行う実施組織を設置しているほか、監督者や運営担当者のため、『担当者用マニュアル』を作成するとともに、説明会を開催することで、各担当業務や試験当日に発生する可能性がある不測の事態への対応等について理解を深め、入学試験を公正に実施できるよう努めている（根拠資料5-9、5-10）。

そのほか、公正な入学者選抜の取組として、志願者数・受験者数・合格者数について大学ホームページで公表している（根拠資料5-11【ウェブ】）。また、一般入学試験においては、過去に出題した問題を取りまとめて『過去問題集』を作成し、資料請求者やオープンキャンパスの来場者等に配付している（根拠資料5-12）。学校推薦型選抜推薦入学試験などで面接又は口頭試問を実施する際は、面接・口頭試問の担当者間で評価に大きな差が生じないように、評価の基準や項目を設定するなど、公平な入学者選抜を実施している（根拠資料5-13）。

<入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施>

『入学試験要項』に、受験上の配慮として「病気・負傷や障がい等のために受験上の配慮を必要とする方は、出願前に、本学入試広報課に御相談ください。御相談いただいた後、受験上の配慮を申請する場合は、申請書類を提出していただきます。」と記載しており、個別の申請に対応するなど、合理的な配慮に基づく公平な入学試験を実施している（根拠資料1-13 p.7）。

<新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応・対策>

新型コロナウイルス感染症への対応・対策については、文部科学省ホームページの「令和3年度大学入学者選抜での新型コロナウイルス感染症対策に伴う各大学等の試験期日及び試験実施上の配慮等の対応状況について」で公表するとともに、『2021（令和3）年度入学試験要項』から「新型コロナウイルス感染症への対応について」という項目を記載して受験時の注意喚起等に取り組んだ（根拠資料5-14【ウェブ】、5-15）。

点検・評価項目③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき、適正に管理しているか。

評価の視点	1 入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 ○ 学士課程全体、各学部、各学科それぞれにおける入学定員に対する入学者数比率 ○ 学士課程全体、各学部、各学科それぞれにおける収容定員に対する在籍学生数比率 ○ 修士課程全体、博士課程全体、各研究科それぞれにおける収容定員に対する在籍学生数比率 ○ 学生数比率の管理及び過剰又は未充足に関する対応
-------	--

<学士課程全体、各学部、各学科それぞれにおける入学定員に対する入学者数比率>

<学士課程全体、各学部、各学科それぞれにおける収容定員に対する在籍学生数比率>

2023（令和5）年度において、学士課程全体における過去5年間の入学定員に対する入学定員充足率の平均は1.10である。獣医学部全体においては1.19であり、学科別では、獣医学科は1.24、動物応用科学科は1.14となっている。生命・環境科学部全体においては1.00であり、学科別では、臨床検査技術学科は1.27、食品生命科学科は0.79、環境科学科は0.94である。

また、2023（令和5）年5月1日現在における収容定員充足率は、学士課程全体で1.08である。獣医学部全体においては1.19であり、学科別では、獣医学科が1.26、動物応用科学科が1.11となっている。生命・環境科学部全体においては0.94であり、学科別では、臨床検査技術学科が1.26、食品生命科学科が0.69、環境科学科が0.86である。

以上のことから、2023（令和5）年度時点において、大学基準協会が示す入学定員充足率の5年平均の目安を獣医学部獣医学科及び生命・環境科学部臨床検査技術学科が超過していることに加え、生命・環境科学部食品生命科学科は未充足となっている。また、収容定員充足率の目安については、獣医学部獣医学科及び生命・環境科学部臨床検査技術学科が超過

していることに加え、生命・環境科学部食品生命科学科及び環境科学科が未充足となっており、入学定員充足率及び収容定員充足率どちらも大学基準協会が示す目安に抵触している（大学基礎データ表2）。

＜修士課程全体、博士課程全体、各研究科それぞれにおける収容定員に対する在籍学生数比率＞

2023（令和5）年5月1日現在の博士前期課程、博士課程及び博士後期課程における収容定員に対する在籍者数比率は、博士前期課程全体では1.41、研究科別では獣医学研究科が1.43、環境保健学研究科では1.36となっている。博士課程及び博士後期課程では0.64、研究科別では獣医学研究科が0.65、環境保健学研究科では0.50となっている。

以上のことから、大学基準協会が示す収容定員充足率の目安には抵触しておらず、適切に管理していると判断する（大学基礎データ表2）。

＜学生数比率の管理及び過剰又は未充足に関する対応＞

学生の受入れに伴う入学定員の管理は、経営的観点から、毎年度理事会で決定する『予算編成大綱』に定められた入学者数の上限値を目安として、学長が各学部長に伝え、各学部長を委員長とする入学者選考委員会の責任において実施している。同委員会にあっては、入学試験区分ごとに定める募集人員に対して過去の入学試験結果を分析し、入学候補者数を慎重に検討するとともに、繰上げ合格の候補者となる補欠合格者の人数を検討している。収容定員に対する在籍学生数比率が超過している獣医学部獣医学科及び生命・環境科学部臨床検査技術学科については、それぞれ入学者数の是正を図るため、2024（令和6）年度入学者数については、2024（令和6）年度『予算編成大綱』に、獣医学部獣医学科にあっては135人以下（入学定員の1.13以下）、生命・環境科学部臨床検査技術学科にあっては83人以下（入学定員の1.04以下）とすることを反映し、2023（令和5）年9月の理事会において承認している。2024（令和6）年度以降の入学者数を計画的に抑制することで、収容定員に対する在籍学生数比率は年次進行により改善する見込みであるが、引き続き定員管理に取り組むこととする（根拠資料5-16）。

また、大学基準協会が示す収容定員充足率の目安を下回っている生命・環境科学部環境科学科及び収容定員充足率に加え、入学定員充足率の5年平均の目安を下回っている生命・環境科学部食品生命科学科においては、入学試験制度の改正や学生募集活動の強化に加え、入学定員の見直しを図るなど、改善に取り組んでいる。

入学試験制度の改正については、2020（令和2）年度に指定校推薦入学試験における指定校の選定を大幅に見直したほか、2021（令和3）年度にも再度指定校の選考を見直し、本学近隣の実績校を中心に指定校を増やしている（根拠資料5-17、5-18）。加えて、入学実績の多い高等学校6校と生命・環境科学部が連携協定を締結することで、同学部の設備や研究室を見学する機会を提供するほか、高等学校での探究活動に協力するなど高大連携に向けた取組を始めるとともに、連携協定校については指定校推薦特別入学試験における募集要件の緩和を図った（根拠資料1-10【ウェブ】p.48）。また、2023（令和5）年度入学試験から生命・環境科学部において総合型選抜入学試験を導入し、11月に実施する指定校推薦特別入学試験及び学校推薦型選抜推薦入学試験と合わせ、受験機会を増やすことで志願者確保に

努めている（根拠資料5-19）。さらに、2024（令和6）年度入学試験から、生命・環境科学部食品生命科学科、環境科学科及び獣医学部動物応用科学科において、文部科学省大学教育再生戦略推進費「知識集約型社会を支える人材育成事業」における高大接続の一環として、プログラムを提供した高等学校を対象に、「指定校推薦特別入学試験【いのちと共生の研究プログラム（麻布出る杭）修了者対象】」を新設するなど、更なる志願者確保を目指している（根拠資料4-32）。

学生募集活動については、2021（令和3）年度以降、来場型オープンキャンパスを充実させているほか、食品生命科学科及び環境科学科を設置している生命・環境科学部単独で見学会を開催することで、高校生との直接接点の機会を図るとともに、教員による高校訪問の強化等に取り組んでいる（根拠資料5-20、5-21）。

さらに、2024（令和6）年度に獣医学部獣医保健看護学科の新設（定員70人）に伴い、文部科学省に生命・環境科学部食品生命科学科及び環境科学科の入学定員変更の届出を行い、食品生命科学科にあっては80人から40人、環境科学科にあっては80人から60人へと減員したことから、入学定員充足率及び収容定員充足率は、完成年度を迎える2027（令和9）年度までに改善する見込みである（根拠資料1-13 p.21）。

以上のとおり、一部学科において、入学定員充足率の5年平均及び収容定員充足率に課題があるものの、是正に向けて取り組んでいるところである。

点検・評価項目④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点	1 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価の実施 2 点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組みの実施
-------	---

<適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価の実施>

<点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組みの実施>

学生の受け入れの適切性については、大学基準協会が定める「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく『自己点検・評価報告書』と、私立学校法に則り、学園の中期的な計画として定めている中期目標・中期計画に基づく事業計画に対する達成度評価により毎年実施している（根拠資料2-27）。また、それぞれの部局においても恒常的に点検・評価を行っている。

「大学基準」に則った点検・評価については、第2期認証評価での指摘事項を踏まえ、毎年いずれかの基準について実施することとしている。2019（令和元）年度にあっては、「自己点検・評価規則」に則り、学長が定めた事項について各部局が点検・評価を実施し、自己点検・評価本部が改善事項等を取りまとめて、全学的な『自己点検・評価報告書』を作成している。2020（令和2）年度以降にあっては、新たに制定した「内部質保証規程」に則り、点検・評価を実施している。具体的には、本学における内部質保証責任組織である教育研究会議において定めた事項について、実施要領に則り、学部及び研究科といった各部局が点検・評価を行い、その結果を教育研究会議に報告する。教育研究会議に報告のあった点検・

評価結果に基づき、学長は全学的な『自己点検・評価報告書』を作成の上、内部質保証の方針に基づいた内容であるか検証し、改善事項については期限を定めた上で改善するよう意見を付して取りまとめることとしている（根拠資料2-1【ウェブ】、2-5、2-27）。

点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取組としては、2022（令和4）年度自己点検・評価に基づき、教育研究会議において学長から大学基準協会が示す入学定員比率及び収容定員充足率の目安に抵触している学部学科に対し改善するよう指示があり、各部局が改善活動に取り組んでいるところである（根拠資料2-10 No.8、No.9）。

中期目標・中期計画には、主に「入学者選抜について、実施及び評価方法の見直し等を行い、時代に即した入学試験を実現」と「社会で必要とされる人材像、高校生の大学教育への期待、学生に求められる能力や専門的な知識・技術等の調査分析結果に基づき、特色ある教育を推進することで入学定員を確実に確保」することを掲げており、入学者を着実に確保する観点から、生命・環境科学部全学科で総合型選抜入学試験を新たに導入するなど、改善・向上を図っている。

また、各学部・各研究科の入学者選考委員会において定期的に点検・評価を行い、改善が必要な場合は各学部・各研究科教授会で審議し、内部質保証責任組織である教育研究会議での審議を経て、最終的に学長が決定している。

適切な根拠に基づく定期的な点検・評価の実施としては、『自己点検・評価報告書』に加え、IR担当部署が、入学試験結果、入学者アンケート結果、入学者選抜に係る選抜方法の妥当性の検証など調査・分析を行うとともに、『麻布大学ファクトブック』を作成し、教育研究会議に報告している（根拠資料2-11、2-13、5-22、5-23）。IR担当部署からの提供資料は教育研究会議で共有を図り、教育研究会議から根拠資料に基づいて学生募集活動等を検証するよう各部局に指示するとともに、各部局からの報告により改善が行われたか確認を行うなど、PDCAサイクルを適切に機能させている。また、各学部の入学者選考委員会において、IR資料に基づき入学者選抜方法や各入学試験区分の募集人員の見直し等を行っており、地方出身者の入学状況を踏まえ、2022（令和4）年度一般入学試験から静岡県に地方会場を設けるなど、適切な根拠に基づき点検・評価が行われている（根拠資料5-24、5-25）。

研究科においては、学士課程のようなIR資料はないが、各研究科の入学者選考委員会が過去の入学試験の実施状況を踏まえて実施方法を検討している。例えば、環境保健学研究科では、2017（平成29）年度に受審した大学基準協会による大学評価において、環境保健科学専攻博士後期課程の収容定員に対する在籍学生数比率が0.17と低い状況である旨の指摘を受け、博士前期課程における積極的な学生募集を推進するとともに、入学後の丁寧な研究指導を行うことで改善を図っている。

以上のとおり、学生の受入れの適切性について定期的に点検・評価を行うとともに、その結果をもとに改善・向上に向けて取り組んでいると判断する。ただし、一部の学部学科では入学定員に対する入学者数比率又は収容定員に対する在籍学生数比率について、大学基準協会が示す目安に抵触していることから、引き続き改善に取り組む必要がある。

2.長所・特色

アドミッション・ポリシーに基づき多様な入学試験制度が設けられており、選抜に当たっ

ては、多面的かつ総合的な評価が客観性をもって行われている。具体的には、獣医学部獣医学科にあっては、地域における産業動物獣医療の充実と地域産業の発展という社会的要請に応えるため、修学資金給付事業を制定している機関・団体等の長の推薦を受けた者を対象とした「地域枠産業動物獣医師育成特別入学試験」を実施し、毎年入学者を受け入れている。

また、2024（令和6）年度入学試験から、文部科学省大学教育再生戦略推進費「知識集約型社会を支える人材育成事業」における取組の一環として、プログラムを提供した高等学校を対象に、「指定校推薦特別入学試験【いのちと共生の研究プログラム（麻布出る杭）修了者対象】」を新設するなど高大接続を試みており、初年度から入学予定者を確保している。

3.問題点

2023（令和5）年5月1日現在、2019（令和元）年度から2023（令和5）年度までの過去5年間の入学定員に対する入学定員充足率の平均について、獣医学部獣医学科が1.24、生命・環境科学部臨床検査技術学科が1.27と高く、生命・環境科学部食品生命科学科は0.79と低い状況にある。また、同時点での収容定員充足率は獣医学部獣医学科及び生命・環境科学部臨床検査技術学科が1.26と高く、生命・環境科学部食品生命科学科が0.69、生命・環境科学部環境科学科が0.86と低い状況にあり、それぞれ改善が必要である。

4.全体のまとめ

本学では、大学全体、各学部、各学科、研究科（獣医学研究科のみ）、各課程にアドミッション・ポリシーを明確に定め、大学構成員に周知するとともに、受験生をはじめ社会に広く公表している。

アドミッション・ポリシーに沿って多様な能力や背景を持った学生を受け入れるため、「指定校推薦特別入学試験【いのちと共生の研究プログラム（麻布出る杭）修了者対象】」、「卒業生後継者特別入学試験」及び「地域枠産業動物獣医師育成特別入学試験」といった特色ある入学試験制度を多数設けることで、本学での学習に必要な基本的な学力や学ぶ意欲等を多面的に評価している。

入学者選抜の運営については、「麻布大学入学者選抜規則」や「麻布大学大学院入学者選抜規則」に基づき、学部においては各学部長、研究科においては各研究科長を委員長とする入学者選考委員会をそれぞれ設置し、公平で適切な入学者選抜実施のための体制を整備している。なお、病気・負傷や障がい等のある受験生への対応として、対象者から申出があった場合は、合理的な配慮に基づいた公平な入学試験を実施している。

過去5年間の入学定員に対する入学定員充足率に関して、大学基準協会が示す目安を、獣医学部獣医学科及び生命・環境科学部臨床検査技術学科において超過していることに加え、生命・環境科学部食品生命科学科では未充足となっていることから、それぞれ改善が必要な状況にある。また、収容定員充足率においても、獣医学部獣医学科及び生命・環境科学部臨床検査技術学科で目安を超過していることに加え、生命・環境科学部食品生命科学科及び環境科学科で未充足となっている状況にあり、課題と認識している。入学定員充足率及び収容定員充足率の是正に向け、適正な入学者数の設定、学科新設に伴う入学定員の見直し、学生

募集活動の強化及び入学試験制度の改正等改善に向けて取り組んでいるところである。

学生の受入れに関する適切性については、大学基準協会が定める「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく『自己点検・評価報告書』と、私立学校法に則り、学園の中期的な計画として定めている中期目標・中期計画に基づく事業計画に対する達成度評価により点検・評価を行っているほか、各学部設置されている入学者選考委員会において、IR担当部署が作成した資料を活用して点検・評価を行い、改善・向上を図っている。

18歳人口の減少という厳しい外部環境にはあるが、収容定員充足率及び入学定員充足率の適正化に向け、教職員一丸となって取り組む所存である。

第6章 教員・教員組織

1.現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点	1 求める教員像及び教員の編制方針の設定 2 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針の適切な明示 （分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）
-------	---

<大学として求める教員像の設定>

本学の理念・目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーに基づき、大学全体の方針として、2022（令和4）年度に全学の「求める教員像」と「教員組織の編制方針」を定めている。さらに、2022（令和4）年度自己点検・評価結果に基づく学長改善指示により、「麻布大学の各種方針」として大学ホームページで公表するとともに、教職員には学内ポータルサイトで周知を図っている（根拠資料2-3【ウェブ】、2-4）。

【求める教員像】

本学の理念・目的、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入の方針に基づき、教育研究上の目的の達成に向け、真摯に教育に取り組む教員、その分野の研究者として絶えず研鑽を積み、成果を生み出す教員、また、大学に求められている役割を認識し、他の教職員と協力して大学運営を円滑かつ効率的に推進する教員を求める。

【教員組織の編制方針】

- 1.大学設置基準や大学院設置基準等の関連法令に基づき、学部・研究科における教育研究上の目的を実現するために必要な教員を配置する。
- 2.教員の採用、昇任等は、大学諸規程等に基づき、教育、研究、社会貢献及び管理運営に係る業務遂行能力に関する公正かつ厳正な選考及び手続によって行う。
- 3.教育課程編成・実施方針及び学位授与方針に基づいて必要な研究室を設置又は改廃する。
- 4.階層別教員数、年齢構成、男女比等のバランスに十分に配慮した教員組織を編制する。
- 5.FD活動及び学術研究を促進させ、質の高い学びを提供し、高い水準の教育研究成果を上げることのできる教員組織を編制する。

全学の「求める教員像」及び「教員組織の編制方針」については、教育研究会議において審議し、承認している（根拠資料6-1）。

＜各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針の明示＞

各学部・各研究科における教員組織の編制方針は、生命・環境科学部において定めている。獣医学部においては、「教員組織の編制方針」という名称ではないものの、獣医学科において「獣医学科教育体系」を定め、教育研究体制の基本的事項（教員間の連携の在り方、研究室の新設・再編及び名称変更、教員の研究室所属先及び教員年齢構成の目標等）を明記している。動物応用科学科については、「獣医学科教育体系」の定めにした取扱いを行っている（根拠資料6-2、6-3）。

獣医学研究科及び環境保健学研究科における教員組織の編制は、全学の「教員組織の編制方針」に則り、実施している。

以上のことから、大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているといえる。

点検・評価項目② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点	1 大学全体及び学部・研究科等ごとの適切な専任教員数（設置基準上必要専任教員数の充足） 2 適切な教員組織編制のための措置 ○ 教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性（国際性、男女比、年齢構成含む） ○ 教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置 ○ 研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ○ 教員の授業担当負担への適切な配慮 3 学部における教養教育の運営体制
-------	---

＜大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数＞

2023（令和5）年5月1日現在の専任教員数について、学部においては、大学設置基準上必要とされる専任教員数が76人（うち教授数39人）であるのに対し、124人（うち教授数51人）を配置している。研究科においても大学院設置基準上必要とされる専任教員数を配置している。なお、研究科の担当者は学部との兼任教員である。

このように、学部・研究科ともに設置基準を上回る専任教員を配置している。さらに、学部・学科、研究科・専攻単位のいずれの場合であっても、大学設置基準及び大学院設置基準で定められている基準数を満たしている（大学基礎データ表1）。

＜教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性（国際性、男女比、年齢比含む）＞

全学の「求める教員像」と「教員組織の編制方針」で示しているとおり、教員の配置にあたっては大学設置基準等の関連法令に基づき、学部・研究科における教育研究上の目的等を実現するために、適切な教員組織を編制することとしている。これを踏まえ、各学部・各研究

科においては、カリキュラムや授業の特性等を考慮し、教育上主要又は重要と認められる科目には原則として専任教員を配置できるよう大学設置基準を大幅に上回る専任教員を任用しているほか、必要に応じて特任教員等を任用し、研究室を設置している。また、「教員組織の編制方針」に定める「階層別教員数、年齢構成、男女比等のバランスに十分に配慮した教員組織を編制する。」という方針を踏まえ、多様性に配慮した教員組織の編制を目指している。

2023（令和5）年5月1日現在、学部における専任教員の職階別教員数については、計124人の内、教授51人、准教授33人、講師30人、助教10人、年齢構成については40代～50代が最も多い状況にある（大学基礎データ表5）。外国籍の教員比率については、約0.8%（1人/124人）であり、専任教員の男女比については、女性教員が全体の約21.0%（26人/124人）である。このことから、今後の任用に当たっては、職階別教員数、年齢構成及び男女比率を適正なバランスに改善するための取組が必要であると判断している。

その取組の一環として、女性研究者の研究効率や研究力向上を推進するために、2022（令和4）年度に文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」に申請し、採択された（根拠資料6-4）。本補助事業を活用して「女性研究者が本学で働きたいと思うことができる環境及び働きやすい環境」の確立を図るとともに、数値目標として、公募時における女性応募比率及び女性採用比率を2025（令和7）年までに23%、2027（令和9）年度までに30%まで引き上げること掲げている。また、学内女性研究者の指導的地位（教授職）の在職率を2022（令和4）年5月現在の約17%から、2025（令和7）年には20%、2027（令和9）年度には26%まで向上させることとしている。2025（令和7）年度までの目標については、第4期中期目標・中期計画並びに次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画に記載し、学園ホームページで公表している（根拠資料6-5【ウェブ】）。また、本事業においてはDEI推進センターを開設し、本学の魅力を高めることで、女性教員応募者を増加させるとともに、女子学生の大学院進学率を向上させる取組を実施することとしている（根拠資料6-6【ウェブ】）。

職階別教員数、年齢構成、男女比率を適正なバランスに改善するための具体的な取組としては、2022（令和4）年度自己点検・評価結果に基づき、若手教員及び女性教員の採用を検討するよう、教育研究会議において学長が改善指示を行っている。これを受け、獣医学部において本学初となる女性限定公募等に取り組んだところ、2023（令和5）年10月末時点において女性教員を2人採用予定とするなど、成果が現れ始めているところである。

以上のような取組により、今後においては若手教員や女性教員の任用が増加することで、職階別教員数、年齢構成及び男女比率のバランスが改善されることが期待できる。

＜教育上主要と認められる授業科目における専任教員の適正な配置＞

各カリキュラムにおいて、教育上主要又は重要と認められる科目は、原則として専任教員を配置している。特に必修科目の専門科目において、専任担当率は獣医学部獣医学科では95.0%、最も低い生命・環境科学部臨床検査技術学科においても85.5%である。

教養科目における専任担当率は各学科によって差があるものの、非常勤講師を採用する際には、「麻布大学非常勤講師の採用に関する規程」に「当該学部の専任講師以上に準じるが、当該科目を担当するにふさわしい人格・経歴を有する者及びその他特殊な専攻分野につ

いて教育上の能力があると認められる者とする」ことを定め、さらに採用の際には教授会での審議を行うことで、教員及び教育の質を担保している（大学基礎データ表4、根拠資料6-7【ウェブ】）。

研究科においては、博士前期課程及び博士課程・博士後期課程ともに、資格に関連する1科目を除き、専任教員が担当している。

＜研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置＞

研究科担当教員の資格審査については、「麻布大学大学院教員の資格審査基準」に担当教員の資格審査基準と選考方法を明示しており、同規程に則り担当教員を適正に配置している（根拠資料6-9）。

研究科担当教員は、その業績に応じて、各研究科の博士前期課程、博士課程及び博士後期課程の学生の研究指導及び授業を担当できる「研究指導教員」、研究指導の補助及び授業を担当できる「研究指導補助教員」、授業のみを担当できる「授業担当教員」に分けられている。毎年、研究科担当教員候補者の人物、研究活動及び専門分野の適否を審査するため、審査委員会を設置している。審査委員会は審査結果を『審査報告書』にまとめ、研究科教授会に報告する。研究科教授会は、審査報告に基づいて研究科担当教員候補者の資格の可否を審議し、その審議結果を踏まえ、最終的に学長が決定している（根拠資料6-9 第1条、第2条及び第3条）。

また、研究科担当教員は5年に1度、研究科長を委員長とし、各専攻主任及び各専攻から選出された委員2人並びに学外の学識経験者2人から構成される再評価委員会が、過去5年間の評価項目（教育活動、研究活動、学会・社会活動等）に基づき、研究科担当教員としての資格を再評価することとしている。同委員会で審査した後、研究会教授会での審議結果を踏まえ、学長が研究科担当の継続可否を決定している（根拠資料6-9 第15条、第16条）。

＜教員の授業担当負担への適切な配慮＞

2019（令和元）年度から「教育の質の向上に向けた教員の活動状況報告」の一つとして「業務エフォート」を取り入れ、職位・教員別に学生教育、学術研究、社会貢献、臨床活動、管理運営、その他の六つの活動領域のエフォートについて見える化を図っている（根拠資料2-7、6-10）。なお、実際の授業担当の決定にあっては、各学科で調整を行っている。また、第8章点検・評価項目④で述べるとおり、実習の補助（技術上の助言、準備及び機器の整備等を含む。）及び演習（ゼミナールを含む。）の補助として、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）を配置するなど、授業補助者の活用も行っている。

＜学部における教養教育の運営体制＞

学部における教養教育として、全学共通の科目を「麻布スタンダード科目」として位置付けている。具体的には「地球共生論」と「基礎科学英語」の2科目があり、「地球共生論」については、教務委員長が科目コーディネーターとして、学部・学科横断的な科目担当者間の調整を行っている（根拠資料1-11）。「基礎科学英語」については、獣医学部は、基礎教育系教員又は非常勤講師、生命・環境科学部は、国際コミュニケーション研究室教員又は非常勤講師が担当している。その他の教養教育については、各学科がカリキュラムに応じて科

目を設け、原則として当該学科の教員が科目を担当している。

第3章で述べたとおり、2024（令和6）年度からは全学的な基礎教育組織となる総合科学部門を設置し、各学科と連携しながら、基礎教育・教養科目（データサイエンス教育を除く。）を実施することとしている（根拠資料3-20）。

また、各学科の教養教育を支援する組織として教育推進センターを設置している。教育推進センターは、基礎及び教養教育科目の内容に合わせたリメディアル授業を実施するとともに、基礎・教養科目で不明な点があった場合、学生が自主的に受講するチューター個別指導を行っている（根拠資料3-9【ウェブ】）。

また、大学全体の方針として2020（令和2）年度から取り組んでいる教育改革プロジェクト『麻布未来プロジェクト130』において、データサイエンス教育を推進することとしており、「データサイエンス基礎科目（数学、統計学、コンピュータ演習）」に加え、2020（令和2）年度から全学共通教育科目として「データサイエンス発展科目（地球共生系データサイエンス・同演習）」を開講した。さらに、2022（令和4）年度からは「地球共生系データサイエンス・同演習」を「地球共生系データサイエンス・同演習Ⅰ」に変更するとともに、データサイエンススキルを更に向上させるため、新たに「地球共生系データサイエンス・同演習Ⅱ」を設定した（根拠資料6-11【ウェブ】）。今後もデータサイエンス教育の充実に向け、2021（令和3）年度に設置したデータサイエンスセンターを中心に取り組むこととしている。

以上のとおり、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、概ね適切に教員組織を編制していると判断するが、職階別教員数、年齢構成及び男女比率にやや偏りがあるため、改善が必要である。

点検・評価項目③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点	1 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備 2 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施
-------	---

<教員の募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備>

<規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施>

教員の採用・昇任について、学部では「学校法人麻布獣医学園人事規則」第5条の任用手続に則り、「麻布大学獣医学部教員の採用（非常勤講師を含む）・昇任基準」又は「麻布大学生命・環境科学部における専任教員の採用・昇任の選考に関する基準」に定められた職位に対応する教育研究業績を前提に、教育、研究、社会貢献及び管理運営に係る業務遂行能力に関して公正かつ厳正な選考及び手続に基づいて行われている。具体的には、教育及び研究については職階ごとに基準を設けており、教育、研究及び社会活動等について評価している。なお、教員の採用は、公募により実施している（根拠資料6-8【ウェブ】、6-12、6-13）。

研究科教員の採用・昇任については、獣医学研究科は獣医学部を基礎に置く研究科であり、環境保健学研究科は生命・環境科学部を基礎に置く研究科であることから、大学院研究科教

員は基礎となる学部に所属する教員で構成している。研究科教員になるためには「麻布大学大学院教員の資格審査基準」に従って資格審査を受け、資格審査委員会が人物、研究活動及び専門分野の適否を吟味した上で、当該教員の資格の是非を研究科教授会で審議し、「学校法人麻布獣医学園人事規則」に基づく任用を行っている（根拠資料6-8【ウェブ】第5条、6-9）。

このほか、特任教員、客員教員、特命教員等の多様な採用を行っており、詳細については「麻布大学特任教員に関する規則」、「麻布大学客員教員規則」及び「麻布大学特命教員規則」等に明示している（根拠資料6-14【ウェブ】、6-15【ウェブ】、6-16）。また、2022（令和4）年度には、本学初となるクロスアポイントメント制度を導入し、AI・数理データサイエンス学に関する教育研究事業に係る技術指導を目的に、実務家教員を迎え入れている（根拠資料6-17）。

以上のとおり、本学では各種規程に基づき、教員の募集、採用、昇任等を厳格かつ公正に実施している。

点検・評価項目④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点	1 FD活動の組織的な実施 2 FD活動の参加率と、参加率向上の取り組みの実施 3 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価実施とその結果の活用
-------	---

<FD活動の組織的な実施>

FD活動については、「麻布大学ファカルティ・ディベロップメント推進規程」に基づき、教務委員会及び教育方法開発センターが中心となって実施している（根拠資料6-18【ウェブ】）。なお、本学では、教育改善以外に関する教員の資質向上を図る取組は、大学設置基準第11条に定める「大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。」に則り、SD活動として位置付けている（根拠資料6-19【ウェブ】）。そのため、研究倫理に関することといった研究活動の活性化を図る取組は、SD研修会として実施している。2022（令和4）年度のFDとして実施した教育改善に関する取組及びSDとして実施した教育改善以外の教員の資質向上を図る取組の実績（抜粋）は以下のとおりである（根拠資料6-20、6-21）。

【FD・SD活動実績一覧（抜粋）】

No.	活動実施日	活動内容
1	獣医学研究科 2022年4月25日	教育改善 「2021年度大学院授業評価アンケート結果について」（根拠

	環境保健学研究科 2022年5月11日	資料6-22、6-23)
2	2022年5月24日	教員の資質向上を図る取組 「大学の教育改革と今後求められる人材像」
3	2022年7月18日	教員の資質向上を図る取組 「科研費の獲得について」(根拠資料6-24)
4	2022年7月20日～ 2022年8月31日	教員の資質向上を図る取組 「改正障害者差別解消法の施行に向けて」
5	2022年7月27日	教員の資質向上を図る取組 「組織的な研究データ管理・利活用の現在と将来」
6	2022年8月10日～ 2022年9月9日	教員の資質向上を図る取組 「情報セキュリティ入門、パスワード管理、ウイルス対策、 メール送受信、個人情報保護、SNS、標的型攻撃メール、テ レワーク」
7	2022年9月14日	教育改善 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会 (SARTRAS)から「授業目的公衆送信補償金制度に関する 利用報告への協力について」(根拠資料6-25)
8	2022年9月21日	教育改善 「高大接続について」
9	2022年9月26日～ 2022年11月25日	教員の資質向上を図る取組 「私学のハラスメント防止研修の実践」
10	2022年11月21日～ 2023年3月31日	教員の資質向上を図る取組 「卒後を見据えた障害学生支援」
11	2022年11月28日	教育改善 「講義科目における成績評価について」(根拠資料6-26)
12	2022年12月23日～ 2023年3月31日	教員の資質向上を図る取組 「障がい学生支援 理解・啓発」
13	2023年1月18日	教員の資質向上を図る取組 「コンプライアンスの基本、ケーススタディ、ケーススタデ ィの解説」
14	2023年1月20日	教育改善 「データサイエンス教育について」
15	2023年1月25日	教員の資質向上を図る取組 研究倫理講習会「創造はどこからくるのか？」
16	獣医学研究科 2023年2月7日～ 2023年2月8日 環境保健学研究科	教育改善 課程論文審査会に、授業担当者が出席

	2023年2月9日	
17	2023年2月20日～ 2023年3月10日	教育改善 「ティーチング・ポートフォリオ作成について」
18	2023年2月20日	教育改善 「学生の学習成果の可視化とシステム構築」
19	2023年2月22日	教員の資質向上を図る取組 「学生の学習成果の可視化とシステム構築」
20	2023年2月27日～ 2023年3月3日	教育改善 研究科教授会における大学院課程修了判定審議を授業担当者が傍聴
21	2023年2月28日～ 2023年3月31日	教員の資質向上を図る取組 「これからの修学支援体制と支援制度」

＜FD活動の参加率と、参加率向上の取り組みの実施＞

FDの参加率100%を目指し、年2回のFDにおいて、参加を必須とするプログラムを開催している（根拠資料6-25、6-26）。また、参加率向上の取組として、参加への動機が働くFDプログラム・FD講演会を企画するようテーマや講師の人選について工夫している。また、オンラインによるFD活動を行った場合は、その内容を録画し、欠席した教員が後日視聴できるよう措置を講じている（根拠資料6-27）。加えて、2023（令和5）年度から不参加の教員に対して学長が直接指導を行っている。

2022（令和4）年度に大学設置基準が改正されたことに伴い、指導補助者に対する研修が義務化されていることから、本学にあっては研修の時期や内容について検討を行っているところであり、2024（令和6）年度に実施することとしている。

＜教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価実施とその結果の活用＞

学部の教員は、採用又は昇任時における選考において、「麻布大学獣医学部教員の採用（非常勤講師を含む。）・昇任基準」又は「麻布大学生命・環境科学部における専任教員の採用・昇任の選考に関する基準」に基づき、教育活動、研究活動及び社会活動等に対する評価を受けている（根拠資料6-12、6-13）。

また、「グッドティーチング賞選考に関する申合せ事項」を定め、優れた授業を行っている教員を学生による授業評価アンケートの結果に基づいて選出し、「グッドティーチング賞」を授与するとともに、受賞した教員によるFD講演会を行うことで、教育の質の向上を図っている（根拠資料6-28）。

さらに、各教員は、『教員活動状況報告書』を作成し、自らが所属する部門長に毎年度提出している。『教員活動状況報告書』は、「ティーチング・ポートフォリオ」と「業務エフォート」で構成しており、「ティーチング・ポートフォリオ」にあっては、教育の責任（教育活動の範囲）、教育の理念、教育の方法、教育方法の改善の取組、学生授業評価結果への取組、学生の学習成果向上に資する取組、指導力向上のための取組及び今後の目標等について、「業務エフォート」にあっては、学生教育、学術研究、社会貢献、臨床活動、管理運営、

その他の6項目についてそれぞれ記入することで、自らの活動状況を点検・評価できるようになっている(根拠資料6-10)。なお、「ティーチング・ポートフォリオ」については、大学ホームページにある「教員プロフィール」で公表している(根拠資料6-29【ウェブ】)。

研究科の教員にあっては「麻布大学大学院教員の資格審査基準」に基づき、5年ごとに教育活動、研究活動及び学会・社会活動等について大学院教員資格の再審査を受けることとしており、各教員が質の維持・向上を図っている(根拠資料6-9 第15条、第16条)。

以上のことから、本学ではFD及びSD活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげていると判断する。ただし、指導補助者に対して研修を実施していないことから、改善を図ることとする。

点検・評価項目⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点	1 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価 2 点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組み
-------	---

<適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価>

<点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組み>

教員・教員組織の適切性に関する自己点検・評価は、大学基準協会が定める「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく『自己点検・評価報告書』と、私立学校法に則り、学園の中期的な計画として定めている中期目標・中期計画に基づく事業計画に対する達成度評価により実施している。また、IR担当部署が『ファクトブック』を作成することで、大学設置基準を満たしているか点検を行っている。

「大学基準」に則った点検・評価については、第2期認証評価での指摘事項を踏まえ、毎年いずれかの基準について実施することとしている(根拠資料2-27)。2019(令和元)年度にあっては、「自己点検・評価規則」に則り、学長が定めた事項について各部局が点検・評価を実施し、自己点検・評価本部が改善事項等を取りまとめて、全学的な『自己点検・評価報告書』を作成している。2020(令和2)年度以降にあっては、新たに制定した「内部質保証規程」に則り、点検・評価活動を実施している。具体的には、本学における内部質保証責任組織である教育研究会議において定めた事項について、実施要領に則り、学部、研究科及び附属機関といった各部局が点検・評価を行い、その結果を教育研究会議に報告する。教育研究会議に報告のあった点検・評価結果に基づき、学長は全学的な『自己点検・評価報告書』を作成の上、内部質保証の方針に基づいた内容であるか検証し、改善事項については期限を定めた上で改善するよう意見を付して取りまとめることとしている(根拠資料2-1【ウェブ】、2-5、2-27)。

『自己点検・評価報告書』を通じた改善・向上に向けた取組として、点検・評価項目②で述べたとおり、職階別教員数、年齢構成、男女比率に偏りについて、2022(令和4)年度自己点検・評価結果に基づき、教育研究会議において学長が各部局に対し改善指示を行っている。各部局による改善活動としては、教員を公募する際、男女共同参画に向けた考え方や取

組について部局共通で明示するとともに、獣医学部にあっては本学で初となる女性限定公募を行ったほか、生命・環境科学部にあっては積極的に若手教員の採用に取り組んでいるところである。

2023（令和5）年度自己点検・評価により、大学設置基準の改正に伴い義務化された指導補助者（TA）に対する研修を実施していないことを確認したため、改善を図ることとする。

第4期中期目標・中期計画に「社会のニーズを受け止め、研究や教育課題に転嫁できる人材を養成するため、若手教員、女性教員等を確保し、多様な視点とバランスのよい人材構成により時代に求められる教育・研究を実現する」ことを掲げ、教育・研究活動と出産、育児及び介護等の両立支援に取り組んでいる。また、本学のダイバーシティを推進する体制を整備するため、2022（令和4）年度にDEI推進センターを設置するとともに、文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」に採択されるなど、教員組織の職階別人数、年齢構成及び男女比率の改善を目指し、PDCAサイクルを機能させている（根拠資料6-4、6-5【ウェブ】、6-6【ウェブ】）。

以上のことから、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けて取り組んでいると判断する。

2.長所・特色

特になし。

3.問題点

「教員組織の編制方針」において、「階層別教員数、年齢構成、男女比等のバランスに十分に配慮した教員組織を編制する。」としているものの、職階別教員数、年齢構成、男女比率にやや偏りがあるため、改善が必要である。

また、2022（令和4）年度大学設置基準の改正により、義務付けられている指導補助者に対する研修については早急に検討し、導入する必要がある。

4.全体のまとめ

大学の理念・目的に基づき、大学として「求める教員像」及び「教員組織の編制方針」を定めている。加えて、部局における「教育組織の編制方針」については、生命・環境科学部において定めているほか、獣医学部においては「獣医学科教育体系」に明示している。しかしながら、大学としての教員組織の編制について、職階別教員数、年齢構成及び男女比率にやや偏りがあるため、改善が必要である。改善に当たっては、2022（令和4）年度に文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」の採択によって整備した体制を活用し、適切な教員組織を編制するため継続的に取り組むこととする。

教員の募集、採用及び昇任等については、各規則に則り、選考委員会の審査及び学部教授会の選考を経て、学長が理事長に推薦している。最終的な任用に当たっては、理事会に諮る

こととしている。また、研究科担当教員については、規程に基づき、資格審査委員会や再評価委員会を設置し、資格審査や再評価を適切に行っている。さらに、有能かつ豊富な経験を有する人材を確保するため、2022（令和4）年度から、クロスアポイントメント制度により、実務家教員を採用している。

教員の資質向上のための取組は、教務委員会及び教育方法開発センターが中心となって実施しており、参加を必須とするプログラムの開催や内容の充実を図ることで、FDの参加率向上に努めている。教員の教育活動等の評価については、昇任時に行うとともに、学生による授業評価アンケートに基づく「グッドティーチング賞」の選出や、『教員活動状況報告書』により行っている。なお、研究科教員にあっては、5年ごとに大学院教員資格の再審査を受けることとしている。

教員組織の適切性の点検・評価及び改善・向上に向けた取組について、大学基準に基づく『自己点検・評価報告書』と、私立学校法に則り、学園の中期的な計画として定めている中期目標・中期計画に基づく事業計画に対する達成度評価によって実施しているほか、大学設置基準で規定されている必要教員数について、IR担当部署が作成する『麻布大学ファクトブック』において確認するなど、適切に行っている。

教員及び教員組織は教学マネジメントを支える基盤であり、中期目標・中期計画に掲げる「学修者本位の教育の転換」に向けて重要な要素の一つである。大学の理念・目的の実現に向け、課題の改善を図り、適切な教員組織を編制するとともに、FD・SD活動により、教員の資質向上に継続的に取り組む所存である。

第7章 学生支援

1.現状説明

点検・評価項目① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点	1 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示
-------	---

<学生支援に関する大学としての方針の明示>

建学の精神である「学理の討究と誠実なる実践」に則り、学生が安定した学生生活を送ることで学習に専念し、一人一人が人間的成長を達成できるよう大学全体で組織的に学生支援を行うことを目的に、2014（平成26）年度に「麻布大学における学生への総合的支援に関する規則」及び「麻布大学における修学支援を必要とする学生への対応に関する規則」を制定した（根拠資料7-1【ウェブ】、7-2【ウェブ】）。

「麻布大学における学生への総合的支援に関する規則」において、本学における学生の修学、生活及び就職等に関する支援の基本方針を次のとおり定めている。

【学生支援の基本方針】

- (1) 修学に関する相談体制等を整備し、学生が必要とする修学支援を行う。
- (2) 安心・安全で快適な学生生活を送るための環境整備及び学生が必要とする生活・健康支援を行う。
- (3) 経済的な援助を必要とする学生への支援を行う。
- (4) キャリア形成及び就職に関して学生が必要とする支援を行う。
- (5) 精神的な援助を必要とする学生への支援を行う。
- (6) 障がい等のある学生への支援を行う。
- (7) 学生支援を充実させるため、父母等との連携を図る。

また、修学支援については「麻布大学における修学支援を必要とする学生への対応に関する規則」において、より細かく方針を定めている。

【修学支援の方針】

- (1) 修学に関する継続的な支援体制を検討・整備し、クラス担任又は研究室担当教員及び事務担当者が相互に連携して学生の相談・支援に取り組む。
- (2) 成績不良者、留年者、休・退学者等については、早期に状況の把握と分析を行い、効果的かつ具体的な対策を講じる。

各方針は学内外に公開している規程集に掲載しており、教職員は必要な時に閲覧することが可能である。さらに、2022（令和4）年度自己点検・評価結果に基づく学長改善指示に

より、「麻布大学の各種方針」として大学ホームページで公表するとともに、教職員には学内ポータルサイトで周知を図っている（根拠資料2-3【ウェブ】、2-4）

以上のことから、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を適切に明示していると判断できる。

点検・評価項目② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点	1 学生支援体制の適切な整備 2 学生の修学に関する適切な支援の実施 3 学生の生活に関する適切な支援の実施 4 学生の進路に関する適切な支援の実施 5 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
-------	---

<学生支援体制の適切な整備>

前述したとおり、学生支援に関する方針は、「麻布大学における学生への総合的支援に関する規則」及び「麻布大学における修学支援を必要とする学生への対応に関する規則」に明確に定めており、各部局の所掌に基づいて学生を支援している。例えば、修学支援にあっては教育推進センターが学習指導を行っており、学生生活支援にあっては学生支援課、健康管理センター及び学生相談室等が担っている。また、進路支援にあってはキャリア支援課や就職相談室等が適切に対応している。各部局における取組の詳細については後述することとする。

なお、学長の下に学生支援担当の学長補佐を配置しており、情報の収集及び企画・立案等を行うとともに、学長の命を受け、学生支援に関する校務を整理している。

<学生の修学に関する適切な支援の実施>

○学生の能力に応じた補習教育、補充教育

教育推進センターは、年間を通じたチューター指導やリメディアル授業により、特に初年次学生の修学支援を行っている。「生物」、「数学」、「化学」、「物理」については、授業内容の理解につながるよう専門のチューターが個別指導を行っている。各学科においては、活動推進委員を配置し、修学指導や個別指導が必要な学生に対して教育推進センターを活用するよう働き掛けているほか、「科目連携チューター指導」を設定し、各学科の授業科目担当教員とチューターが協力して学生の指導・支援を実施できるよう体制を整備している。この取組を通じ、「理解できない」「授業進度についていけない」といった成績不良の学生が発生しないよう努めている。また、教育推進センター、科目担当者、学科教員及びチューターによるヒアリング会を年間2回実施し、修学支援の成果報告・課題検討を行っている（根拠資料7-3、7-4、7-5）。

○入学前準備教育

総合型選抜入学試験や学校推薦型選抜推薦入学試験等において、早期に入学が決定した

合格者に対しては、学習意欲を継続する観点から、大学生としての心構えの醸成や入学予定学科の学びや取組に対する理解の促進、高等学校で培った基礎学力の確認及び補習を目的に、入学前準備教育を実施している（根拠資料4-5）。具体的には、各学部学科の方針に基づき、レポートや科目の課題、保護者同席の説明会のほか、教育推進センターのチューターによるリメディアル授業等を行っている。

一般選抜入学試験合格者を含めた入学予定者全員に対しては、教育推進センターが作成する『言葉による自己表現の学習』というパンフレットを配付しており、修学期間に限らず生涯にわたりあらゆる人間活動で重要な要素となる、丁寧な言葉の運用意義について入学前に理解する機会を設けるとともに、各学科の専門性に合わせたテーマのレポート課題を課している。レポートは教育推進センターで回収し、チューター及び教員が添削した上で入学者に返却している（根拠資料4-6）。

○学習の継続に困難を抱える学生の状況把握と指導

学習の継続に困難を抱える学生の状況把握と指導については、主に学部別に設置した学生指導委員会と出席状況調査によって実施している。

学生指導委員会は担当学長補佐、学部教務委員長、各学科長及びクラス担任で構成し、年3回（6月、10月及び3月）開催している。委員会では、学科学年ごとに定める成績基準に満たない学生を抽出し、成績不良者、留年懸念者、留年決定者及び退学懸念者に対する指導法について協議を行い、クラス担任と教務課が連携して対象者を指導している。

また、前期・後期それぞれ適切なタイミングで、教務課が複数の授業科目について出席状況を調査している。欠席が目立つ学生に対しては、教務課が呼出しを行い、個別に状況を確認した上で授業への出席を促している。調査結果はクラス担任に共有し、必要に応じてクラス担任からも対象学生に助言・指導等を行っている。

学生指導委員会又は出席状況調査における指導対象者については、状況に応じて学資負担者への連絡や面談を実施するなど、教員、事務局及び学資負担者が一体となり、修学支援に取り組んでいる（根拠資料4-23）。

○新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応・対策

第4章で述べたとおり、複数のアプリケーションを活用することで、学生にとって負担となる可能性があったことから、遠隔授業等のシステムをGoogle Meetに統一した。また、遠隔授業の実施に当たり、自宅にインターネット環境やPCのない学生を支援するため、情報機器の貸出しを行った。

さらに、学生に対して「遠隔式授業の簡易授業評価アンケート調査」を実施し、遠隔授業における受講環境、資料の取扱い及び授業実施方法等について集計・分析を行うとともに、その結果を教員に共有することで学習環境の改善を図っている（根拠資料2-46、2-47、4-24、7-6）。

○障がいのある学生に対する支援

障がいを抱える学生に対しては、本人や学資負担者からの申出に基づき、クラス担任や学生支援課等の事務局関係部署で面談を行い、定期試験時の別室受験やグループ分けなど配

慮の要望を聴取し、可能な範囲で対応している。

2018（平成30）年度までは聴覚に障がいを持った学生が在籍していたため、在学生からノートテイクを募集・養成し、講義内容や講義中の教員の会話等のノートテイクにより、修学支援を図った。また、視覚的情報により授業が理解できるよう、プロジェクターの使用や資料の配付を行ったほか、定期試験等では教員からの指示が読唇できるよう、座席を前方に配置するなど可能な限り配慮した。ノートテイクの養成については、全4回にわたる講習会を行い、全ての講習を受講した学生に『修了証』を発行し、ノートテイクとして認定していたが、2018（平成30）年度に聴覚に障がいのある学生が卒業して不在となったことで、2019（令和元）年度以降講習会の実施を見送っている。

改正障害者差別解消法の成立と、2022（令和4）年自己点検・評価結果に基づく学長改善指示により、2023（令和5）年度に「麻布大学における障がい等により支援を必要とする学生の対応に関する規則」の一部改正を行い、具体的な支援対象を改めて定めるとともに、障がい者支援チームを編制するなど体制を整備した。また、基本理念、支援方針、支援の流れ、支援体制及び本学で提供できる支援の例等を取りまとめた「障がい学生等支援制度」を策定し、全学生に周知を図っている。さらに、障がいを抱える学生への対応について、教職員が専門的な見地から助言を受けられるよう専門家（臨床心理士）を採用し、原則週に1回相談に応じている。

以上のとおり、各規則に基づき、障がい等により修学又は学生生活で支援を必要とする学生に対し、組織的に必要かつ適切に対応するよう努めている。学生から申請があった場合は、学生が希望する配慮の内容に応じて対応を検討するとともに、学科会議において情報共有を図り、授業等で具体的に支援している（根拠資料7-7【ウェブ】、7-8【ウェブ】）。

○奨学金その他の経済的支援の整備

継続して修学を希望しながら経済的事情により学資の支弁が困難となった学生に対し、学業を継続させることを目的に経済的支援措置として規程を定め、奨学金を貸与している。大学独自の奨学金制度である「麻布大学奨学金貸与制度」、父母会の協力による「麻布大学父母会奨学金貸与制度」及び同窓会の協力による「麻布大学同窓会奨学金貸与制度」を整備している（根拠資料7-9【ウェブ】、7-10【ウェブ】）。ただし、「麻布大学同窓会奨学金貸与制度」については、同窓会の公益財団法人化に伴い、運用の見直しが必要となったため、貸与を停止している。

また、日本学生支援機構の奨学金制度、文部科学省による高等教育の修学支援新制度及び地方公共団体・民間団体が独自に設けている奨学金の募集・申請業務を行っている。奨学金に関する情報は、『キャンパスインフォメーション』、学内掲示板及びメール等で情報を提供している（根拠資料5-1 p.26～p.32）。

学業成績及び人物が優秀な学生に対しては、「麻布大学学生表彰規則」及び「麻布大学学業成績優秀者表彰細則」に基づいて奨学金を給付している（根拠資料7-11【ウェブ】、7-12【ウェブ】）。

奨学金のほか、学会発表、聴講及び調査研究を奨励し、効果的な研究教育を促進するため、学部学生にあっては麻布大学父母会の支援により、学会発表のための旅費及び宿泊費の一部を補助しているほか、大学院学生にあっては大学からの支援として学会参加費や交通費

に関する補助制度を用意している（根拠資料7-13）。加えて、DEI推進センターでは、女性研究者の裾野拡大を図る取組として、2023（令和5）年度に博士前期課程、博士課程及び博士後期課程に在籍する女子学生へのフェローシップを開始している（根拠資料7-14【ウェブ】）。

以上のとおり、奨学金やその他の経済的支援の整備を進めているが、給付型奨学金が十分に整備されていないと認識している。2022（令和4）年度自己点検・評価結果に基づく学長改善指示により、経済的支援の更なる充実のため、給付型奨学金制度の創設を検討しているところである（根拠資料2-10 No.11）。

＜学生の生活に関する適切な支援の実施＞

○学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

健康管理センターでは、学生の心身の健康管理を総括的に行っている。年間計画に基づき、学生の健康の維持と安全・衛生への配慮を行い、健康相談や予防保健に取り組んでいる。毎年4月上旬には学生全員を対象に健康診断を行っている。応急・緊急には、健康管理センターに常勤している看護師が対応している。重度の場合は医療機関に連絡し、緊急を要する場合は、救急車の搬送手配や付添い等適宜行っている。

メンタルヘルスケアとしては、2003（平成15）年度から学生相談室を設置しており、週に3日、専門のカウンセラー（公認心理師・臨床心理士）が学生生活で生じる様々な悩みや問題に対応している。カウンセラーは、学生の相談に対し、必要に応じて学生支援課と連携して助言を行うことで、相談者の問題解決を支援している。2015（平成27）年度からは、SPS（Student Personal Service）機能充実の一環として、学外から精神科医を月2回招へいしてメンタルヘルス相談室を開室しており、学生の幅広い精神的な問題に対し、助言や面談を行っている（根拠資料5-1 p.44～p.51）。

新型コロナウイルス感染症への対応・対策としては、感染予防及び体調不良時の対策を周知したほか、感染拡大時には健康管理センターの利用方法や定期健康診断の日程を変更するなど、学生及び教職員の安全第一を念頭に置き、感染拡大防止に努めた。

○ハラスメント防止等学生の人権保障に向けた対応

「麻布大学ハラスメント等人権侵害防止ガイドライン」に基づき、「麻布大学ハラスメント防止委員会に関する規則」、「麻布大学ハラスメント等相談員に関する規則」及び「ハラスメント等調査委員会に関する規則」の三つの規則を策定しており、各規則に必要な事項を定め、ハラスメント防止に取り組んでいる。具体的には、学内でハラスメント防止委員10人及びハラスメント相談員20人を選出しているほか、公認心理師の資格を持った学外相談員を1人配置し、学生からの相談に対応している。相談員が学生から相談を受けた場合は、「麻布大学ハラスメント等人権侵害防止ガイドライン」に基づき、ハラスメント防止委員会に報告し、必要と判断した場合はハラスメント調査委員会を設置して事実調査を行う。ハラスメント調査委員会からの調査結果に基づき、ハラスメント防止委員会は報告書を学長に提出する。学長は、ハラスメント防止委員会の報告を受け、これを勘案し、相談者の健全な学業・教育・研究・就業環境の救済・回復及び今後の再発防止のために必要な措置を講じることとしている（根拠資料7-15【ウェブ】、7-16【ウェブ】、7-17【ウェブ】、7-18【ウェブ】）。

ハラスメント防止に関する情報は、大学ホームページや『キャンパスインフォメーション』に掲載し、学生や教職員に周知している（根拠資料5-1 p.52～p.54、7-19【ウェブ】）。また、新入生には入学式のオリエンテーションにおいて、ハラスメント防止委員会委員長がリーフレットを活用し、ハラスメント防止委員会の存在と意義を説明している（根拠資料7-20）。さらに、2023（令和5）年度は全学生を対象にハラスメントに関するアンケート調査を行ったほか、その結果に基づき学生を対象にハラスメント防止研修会を開催したところである（根拠資料7-21）。

教職員に対するハラスメント防止に関する知識や意識の向上については、毎年1回開催する講演会に出席することを全教職員に義務付けている（根拠資料7-22）。初めてハラスメント相談員となった教職員に対しては、資格を持った学外相談員が初回研修を行うとともに、個別案件について学外相談員に相談できる体制としている（根拠資料7-23）。なお、学外相談員による相談室は、原則対面相談としていたが、新型コロナウイルス感染症対策として、2020（令和2）年度から電話による相談を受け付けている。

また、学生の学外実習の際には、大学から実習先に対してハラスメント防止に係る文書を通知している。実習先でハラスメントが発生した場合は、実習のコーディネーター、ハラスメント相談員及び学外相談員等に相談できる体制としている（根拠資料7-24）。

＜学生の進路に関する適切な支援の実施＞

進路支援については、キャリア・就職支援対策委員会及びキャリア支援課が担っている。キャリア支援課には就職閲覧室及び就職相談室を設置している。就職閲覧室では、求人情報をはじめ、就職関連図書の貸出し、OB・OGの進路先や障がい者の就職支援に関する情報提供等を行っている。就職相談室では、豊富な経験を有し、国家資格であるキャリアコンサルタント保有者を含む4人の就職相談員と連携することで、将来の進路に向け、学生が自らキャリア形成できるよう入学直後から支援している（根拠資料5-1 p.76～p.77）。

キャリア・就職支援対策委員会は、就職支援を所掌する学長補佐、各学科教員2人、キャリア支援課職員1人で構成される教職協働の委員会であり、支援内容の企画立案と現状等について定期的に情報共有を図っている。進路支援の実施に当たっては、同委員会において課題や改善策を議論し、進路支援プログラム等に反映させるなど、適切に実施している（根拠資料7-25【ウェブ】）。

進路選択に関わる指導・ガイダンスは、学年に応じて実施している。具体的には、低学年次にあつては、株式会社ベネッセi-キャリアが提供するGPS-Academicを活用し、キャリア形成に取り組んでいる。また、就職活動開始1年前に当たる年次（獣医学部獣医学科は5年次、その他学部は3年次）にあつては、在学者ガイダンスにおいて、本学で独自に編集した『キャリアサポートガイドブック』を配付し、キャリアガイダンスを実施している（根拠資料7-26）。なお、2023（令和5）年度からは、大学ホームページにデジタルブックを掲載し、学生の閲覧に供している。同ガイダンスに加え、キャリア形成講座、インターンシップ支援、就職活動対策講座、就職活動実践編（模擬面接、グループディスカッション、リクルートスーツ着こなしセミナー等）、公務員対策講座及び教員採用試験対策講座等を実施するなど、各学生が目指す進路に向け、実践的な支援となるよう取り組んでいる（根拠資料7-27）。さらに、教員を希望する学生に対しては、教職課程における進路支援として以下のとおり実施

している。

【教職課程における進路支援実施例】

- ・教職課程履修者3年次・4年次・大学院学生を対象に、例年教員採用試験対策講座を実施し、受験予定者の支援
- ・3年次にアンケートをとって受験予定者を把握し、教職課程専任教員が4年次の教員採用試験まで個別に支援
- ・第1次試験合格者には、教職課程専任教員が第2次試験の対策講座を開講
- ・教員採用試験の不合格者には、教職課程専任教員が私立学校の採用情報を適宜広報し、マッチングを支援。また、臨時採用教員に就いた本学卒業生には、卒業後も必要に応じて採用情報を提供

障がいを持つ学生の進路支援については、ハローワーク相模原と連携を図っている。具体的には、2021（令和3）年度にハローワーク相模原の専門スタッフ（作業療法士・公認心理師）による研修会を開催し、発達障がい等を抱えている学生のキャリア支援について理解を深める機会を設けた。2024（令和6）年度から改正障害者差別解消法が施行されることもあり、2023（令和5）年度も同様の研修会を開催している（根拠資料7-28）。

女子学生を対象としたキャリア支援としては、DEI推進センターにおいて、2022（令和4）年度にあっては大学院学生向けに、2023（令和5）年度にあっては学部学生を対象を広げ、本学教員との交流会や研究者として活躍している卒業生によるパネルディスカッション等を実施するなど、キャリア開発教育と多様なロールモデルの提示を行っている（根拠資料7-29【ウェブ】）。

○新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応・対策

就職活動を控えた3年次及び5年次向けの就職活動対策講座について、対面開催が困難であったことから、大学ホームページに「麻布キャリアムービーサイト」を開設し、外部の専門家による就職活動対策講座や業界研究セミナー等キャリア・就職支援に資する動画を掲載した。また、就職相談についてもGoogle Meetによるオンライン相談やメール相談にも対応するなど、学生が学外であっても大学の資源を活用して就職対策を行うことができるよう支援に努めている（根拠資料5-1 p.77、7-30【ウェブ】）。

<学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施>

学生の正課外活動に対する支援として、様々な活動を行っている。

具体的には、学生自治会と協力し、新入生を対象とした学生交流会やサークル相談会の開催など人間関係の構築につながる取組を行っているほか、先輩学生による学生相談会や新入生ガイダンスを通じ、飲酒、喫煙及びハラスメント等に関する啓発活動を実施している。

また、学生団体の要望を受け、学内の環境整備や大学父母会・同窓会からの助成による経済的支援を行っている。そのほか、学園祭の実施に当たっては、学園祭実行委員会が組織され、学生が自主的に運営するとともに大学側と協議しながら進捗を図っている。

さらに、ボランティア活動に対する支援として、地域や団体からのボランティア募集に係

る案内を学内掲示板に掲示し、学生に周知している。

以上のとおり、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備するとともに、適切な学生支援を行っている判断とする。

点検・評価項目③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点	1 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価の実施 2 点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組みの実施
-------	---

＜適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価の実施＞

＜点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組みの実施＞

学生支援の適切性については、大学基準協会が定める「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく『自己点検・評価報告書』と、私立学校法に則り、学園の中期的な計画として定めている中期目標・中期計画に基づく事業計画に対する達成度評価により実施している。また、各部局においても定期的に点検・評価を行っているほか、IR担当部署が調査結果を教育研究会議に提供することで支援を行っている。

「大学基準」に則った点検・評価については、第2期認証評価での指摘事項を踏まえ、毎年いずれかの基準について実施することとしている（根拠資料2-27）。2019（令和元）年度にあっては、「自己点検・評価規則」に則り、学長が定めた事項について各部局が点検・評価を実施し、自己点検・評価本部が改善事項等を取りまとめて、全学的な『自己点検・評価報告書』を作成している。2020（令和2）年度以降にあっては、新たに制定した「内部質保証規程」に則り、点検・評価活動を実施している。具体的には、本学における内部質保証責任組織である教育研究会議において定めた事項について、実施要領に則り、学生支援を担当する各委員会が点検・評価を行い、その結果を教育研究会議に報告する。教育研究会議に報告のあった点検・評価結果に基づき、学長は全学的な『自己点検・評価報告書』を作成の上、内部質保証の方針に基づいた内容であるか検証し、改善事項については期限を定めた上で改善するよう意見を付して取りまとめることとしている（根拠資料2-1【ウェブ】、2-5、2-27）。

点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取組として、2022（令和4）年度自己点検・評価結果に基づき、法令の改正に伴う障がいのある学生対応のための体制整備と給付型奨学金制度の更なる充実について、教育研究会議において学長が改善指示を行っている。学長改善指示に基づく改善活動として、担当部局が「麻布大学における障がい等により支援を必要とする学生の対応に関する規則」の一部改正を行い、具体的な支援方針や支援の流れを取りまとめた障がい学生支援制度を整備するとともに、大学ホームページで公表した。また、経済的支援の充実に向け、給付型奨学金制度の導入を検討するなど、改善に取り組んでいるところである（根拠資料2-8、2-9、2-10 No.11、No.12）。

中期目標・中期計画にあっては「きめ細やかな学生支援」を掲げ、在学生調査や卒業生調査を実施している。在学生調査には、「あなたの学生生活は充実していますか。」という設

問を設けており、「充実していた」と「まあまあ充実していた」と回答した卒業年次学生の割合は、2019（令和元）年度は89.3%、2020（令和2）年度は86.9%、2021（令和3）年度は88.5%、2022（令和4）年度は85.0%となっている。また、卒業生調査にも「大学時代の生活全般に満足していましたか。」という設問を設け、「とても満足」と「満足」と回答した割合は2020（令和2）年度は86.8%、2021（令和3）年度は83.2%、2022（令和4）年度は84.9%となっている。学部学科及び年次によってやや幅はあるものの、最終的な学生生活の満足度は80%を超える水準にある。

部局による取組の一例としては、キャリア・就職支援対策委員会において、前年度の就職実績を踏まえ、就職・キャリアに関する活動報告に基づき点検・評価を行い、改善・向上に取り組む事項について教育研究会議で報告している。なお、今後注力する取組として、障がいを持つ学生に対する就職支援が挙げられており、人事担当者へのヒアリング結果を踏まえ、ハローワーク相模原と連携を図ることとしている（根拠資料7-31）。

第10章で詳述するが、2022（令和4）年度に学長のリーダーシップにより「学生へのクレド」を作成した。この指針を教職員に浸透させることで、学生生活の充実度や満足度の向上につながることを期待できる。

以上のとおり、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている判断する。

2.長所・特色

学生支援に関する方針に基づき、小規模大学という特性も生かし、特色ある学生支援が行われている。

具体的には、初年次学生に対する修学支援として、教育推進センターが中心となり、「生物」、「数学」、「化学」、「物理」について授業内容の理解が図られるよう、リメディアル授業やチューターによる個別指導等を実施しており、「理解できない」「授業進度についていけない」といった成績不良の学生が発生しないよう努めている。その一方、第4章の長所・特色に挙げた「麻布出る杭プログラム」では、意欲のある学生の能力を引き出し、それを伸ばさせる取組も行うなど、各学生が適性に応じて充実した学生生活を送れるよう取り組んでいる。

以上のような取組により、在学生調査における学生生活の充実度を測る設問において、「充実していた」「まあまあ充実していた」と回答した卒業年次学生の割合は、直近4か年いずれも85%以上と学生からも評価されている。なお、この割合は、ベンチマークとしているIRコンソーシアムの理系大学平均値を上回っている（根拠資料7-32）。

3.問題点

継続して修学を希望しながら、経済的事情により学資の支弁が困難となった学生に対し、学業を継続させることを目的に経済的支援措置として規程を定め、奨学金を貸与している。しかしながら、給付型奨学金は制度として十分ではなく、経済的理由で退学する学生が一定数発生している状況にあるため、2022（令和4）年度自己点検・評価結果に基づく学長改善

指示により、部局で検討を行っているところである。

4.全体のまとめ

学生支援の基本方針及び修学支援の方針に基づき、様々な学生支援に取り組んでいる。

修学支援については、教育推進センターが中心となり、チューター指導やリメディアル授業により、特に初年次における修学支援を行っているほか、学習の継続に困難を抱える学生の状況把握と指導については、事務局、学長補佐及びクラス担任・各学科の授業担当教員等が連携して履修指導等を行っている。障がいのある学生に対する支援については、障がい学生支援制度を整備し、障がい者支援チームが組織的かつ適切な支援となるよう努めている。

経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金に加え、大学独自の貸与型奨学金を整備しているほか、更なる給付型奨学金制度の導入について、検討しているところである。

生活支援については、健康管理センター、学生相談室及びメンタルヘルス相談室が中心となり、心身の健康と生活安全に関する支援を適切に行っている。また、「麻布大学ハラスメント等人権侵害防止ガイドライン」に基づき策定された規則により、ハラスメントの防止等学生の人権保障に向けた対応にも取り組んでいる。

進路支援については、キャリア・就職支援対策委員会及びキャリア支援課を中心に、進路に関わるガイダンスや指導を実施するほか、DEI推進センターが女子学生を対象にキャリア開発支援を行っている。さらに、正課外活動の支援として、学生自治会と協力したイベントを実施するほか、学内掲示板を活用してボランティア活動を支援している。

学生支援の適切性の点検・評価及びその結果に基づく改善・向上に向けた取組としては、私立学校法に則り、学園の中期的な計画として定めている中期目標・中期計画に基づく事業計画に対する達成度評価と大学基準協会が定める「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく『自己点検・評価報告書』及び自己点検・評価に基づく学長改善指示によってPDCAサイクルを機能させているほか、部局においても就職実績等の根拠に基づいて点検・評価を行い、改善・向上に向けた取組が行われている。

今後も長所に挙げた取組をより一層推進するとともに、課題の改善を図ることで、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう取り組むこととする。

第8章 教育研究等環境

1. 現状説明

点検・評価項目① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点	1 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示
-------	--

＜大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示＞

「教育研究等環境の整備に関する方針」には、「基本方針」を軸に「キャンパス整備」、「教育研究設備の整備」、「情報システムの整備」、「図書・学術雑誌の整備（収書方針）」、「研究環境」、「研究倫理」の六つの方針をそれぞれ定めている。

方針の策定に当たっては、関係部局からの素案に基づき、2022（令和4）年度の教育研究会議において審議・承認している（根拠資料6-1）。

なお、「図書・学術雑誌の整備（収書方針）」は、2003（平成15）年度に定めた「収書方針」を「図書・学術雑誌の整備」の方針として取り扱っている。

【基本方針】

「キャンパスマスタープラン第Ⅳ期」の基本概念として策定した「キャンパス整備における4つの柱」を教育研究環境整備の基本方針として取り組む。

＜キャンパス整備における4つの柱＞

1. 学理討究：建学の理念を具現化するキャンパス
2. 環境共生：人・動物・自然環境を意識するキャンパス
3. 安心・安全：あらゆる状況において危機管理が徹底された信頼性の高いキャンパス
4. 持続・繁栄：時を経るごとに価値を高めていくキャンパス

【キャンパス整備】

第4期中期目標・中期計画に示された重点施策事業計画「参加型臨床実習（産業動物）の維持と充実」及び「動物病院改修工事の早期着工（参加型臨床実習の実施を見据えた改築及び増築）」、併せて、「キャンパスマスタープラン第Ⅲ期」の一部未完了の事業（牛舎、羊舎、隔離施設、堆肥舎・周辺整備、動物病院改修）を継続する。また、耐用年数が満了に近づく一部建物及び主要な建物にあっては、既存建物・施設設備の大規模改修に向けて取り組む。

【教育研究設備の整備】

教育研究用及び動物病院獣医療用設備の現状を勘案し、効果的・効率的活用を推進するとともに、教育研究に係る将来構想を考慮し、計画的な整備を進める。

【情報システムの整備】

これまでに構築した情報システムを維持するとともに、情報通信技術（ICT）を活用した教育と研究活動の充実をサポートし、学生ならびに教職員がICT活用の果実を実感できるように努める。

【図書・学術雑誌の整備〔収書方針〕】

- 1.基本的・標準的な図書資料に関して遺漏がないよう努め、新規に必要な資料を精査しつつ、適宜更新する。
- 2.対立する学説や意見が存在する問題に関しては、各立場の図書資料の公平な収集に努める。
- 3.著者の思想的・宗教的・政治的立場にとらわれることなく収集する。

【研究環境】

本学の研究ブランドを確立するため、「ヒト」「動物」又は「生物を取り巻く環境」の幅広い研究分野を有する研究者の能力が最大限発揮できるよう、研究支援を充実させることを目的とし、

- 1.研究推進・支援本部は、本学の研究の更なる活性化と発展のために、研究大綱を策定・周知し、その大綱に基づき時代の先駆けとなる研究を発信する。
- 2.ヒトと動物の共生科学センターの活動を通して、新たな学問領域の創設を目指すとともに、研究と教育の一体化を実現させ、獣医系・生命科学系大学として麻布大学らしさを反映した新たな教育研究体制を整備する。

【研究倫理】

研究者の純粋で素朴な科学的興味から発した研究の実施には、常に倫理感を持って取り組む必要がある。また、学術の潮流となったオープンサイエンスによる情報の公開と可視化を通じて科学の信頼を取り戻し、研究者各自の倫理感を醸成し、更なる高みを目指すために、

- 1.競争的研究費の適正な運営・管理の取組として、「麻布大学競争的研究費等の運営・管理に関する規程」を遵守し、毎年更新する「麻布大学競争的研究費等執行マニュアル」及び「麻布大学競争的研究費等不正防止計画」を周知すると共に、競争的研究費に係る物品購入にあつては、物品購買システム（オフサイド）を原則使用することを義務づける。
- 2.研究活動における不正行為の防止の取組として、「麻布大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を遵守し、文部科学省からの通知等を周知徹底する。
- 3.研究倫理教育として、研究活動における不正行為や研究費の不正使用についての研究規範遵守に対する意識を高めるために、セミナーの開催及びAPRIN e-ラーニングプログラムの受講を義務づける。

各方針は、2022（令和4）年度の点検・評価結果に基づく学長改善指示により、「麻布大学の各種方針」として学内ポータルサイトに掲載して教職員に周知しているほか、大学ホームページで公表している（根拠資料2-3【ウェブ】、2-4）。

以上のことから、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示していると判断する。

点検・評価項目② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究に必要な施設・設備を整備しているか。

評価の視点	1 下記施設、設備等の整備及び管理 ○ ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備 ○ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応・対策 ○ 施設・設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保 ○ バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 ○ 学生の自主的な学習を促進するための環境整備 2 学生及び教職員の情報倫理の確立に関する取り組み
-------	---

<ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備>

<新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応・対策>

教育研究活動を支える情報に係る環境整備の基本計画として、「情報化推進本部 基本方針と個別施策のロードマップ」を策定している。「情報システムにおけるシステム別リプレイス事業計画表」に則り、附属学術情報センター等がネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等の機器、備品等の整備・充実に向けて取り組んでいる。なお、附属学術情報センターは、ネットワークや基幹となる情報システムの整備に係る企画立案及び管理運営を担っている（根拠資料8-1、8-2、8-3【ウェブ】）。

2018（平成30）年度に実施した第2期ネットワークシステムリプレイス事業では、学園の情報システムの基盤となる基幹LANシステム及び無線LANシステムのリプレイスにおいて、研究室、実習室、共用スペース及び会議室等の無線LANアクセスポイントを合計176台更改した。

2019（令和元）年度における大学講義室Wi-Fi整備事業では、8号館、9号館及び生命・環境科学部棟において、無線LANアクセスポイントが設置されていない全ての講義室に143台新たに設置するなど、無線LAN環境の整備・拡充を図った。また、2020（令和2）年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による急速なオンライン化の流れにより、10Gへのインターネット回線の増速と速度に対応したネットワーク機器（Firewall及び回線負荷分散装置等）のリプレイスを当初計画から前倒して実施することで、遠隔授業のための環境を整備した。さらに、感染症拡大に伴って発出された緊急事態宣言を受け、学生の構内への立入りを制限したことに伴い、遠隔授業対応のための環境整備として、通信環境に課題を抱える学生を対象に、PC及びポケットWi-Fi等情報機器の貸出しを行った（根拠資料7-6）。加えて、全学的なオンライン環境を整備するとともに、セキュリティや管理、オンライン授

業等の充実を図るため、国内の大学に先駆け、Googleが提供するG Suite Enterprise for Educationを導入した（根拠資料4-25【ウェブ】）。

教育インフラについては、情報関連の学習施設であるメディアステーションとコンピュータ教室が8号館6階に1教室、9号館1階に2教室の計3教室あり、授業で使用しない時間は、8号館8602教室及び9号館9101教室をオープンルームとして学生に開放している。

＜施設・設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保＞

本学の校地は神奈川県相模原市中央区に位置し、大学設置基準等法令上必要な要件を満たしている（大学基礎データ表1）。施設・設備等の管理は、「学校法人麻布獣医学園事務組織規程」に則り、担当部署である財務管財課が日常的に点検・管理しているほか、外部委託業者により定期的な点検が行われている（根拠資料8-4【ウェブ】）。

「学校法人麻布獣医学園安全衛生管理規程」に基づき、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者及び産業医を置き、安全衛生委員会において、施設・設備の安全・衛生を確保している（根拠資料8-5【ウェブ】）。附置生物科学総合研究所では、各種トレーサー実験、ラジオイムノアッセイ法によるホルモンなどの生理活性物質定量、組換え体を用いた機能活性の評価、ウイルスの分離及び性状解析等が行われているが、法令及び規則に基づき放射性同位元素が正確に使用されるとともに、厳密な管理がなされている。なお、エリアに立ち入るためには、立入り方法及び機器の取扱い方法の説明等を含む教育訓練を受ける必要がある。加えて、放射線業務従事者は、個人被ばく線量の測定やその結果の記録・保管を行い、電離放射線健康診断を毎年受診することとしている。

そのほか、「麻布大学全学放射線安全管理委員会規則」や「麻布大学遺伝子組換え実験安全委員会規則」などの各規則に基づき、担当委員会の下、安全及び衛生の確保を実施している（根拠資料8-6【ウェブ】、8-7【ウェブ】）。

また、教育研究活動を遂行するに当たり、情報及び情報システムは重要な基盤であることから、情報セキュリティを従来以上に確保するため、第4期中期目標・中期計画に則り、2023（令和5）年度から情報システムに対するサイバー攻撃等の情報セキュリティインシデントが起こった際、発生した事象を正確に把握・分析し、被害拡大の防止に努め、復旧や再発防止等を迅速かつ的確に行うための体制として、「学校法人麻布獣医学園CSIRT（Computer Security Incident Response Team：情報セキュリティインシデント対応チーム）」を整備している（根拠資料8-8）。

【CSIRTの主な役割】

- (1) 学園における情報セキュリティインシデントの報告窓口として、学内からの情報セキュリティインシデントの可能性のある事象に関する情報を受け付けるとともに、情報ネットワークの監視に関する情報も活用することにより、情報セキュリティインシデントに関する事象の正確な把握に努める。
- (2) 情報セキュリティインシデントに関する外部機関との連絡窓口（PoC：Point of Contact）機能を、学園の事務局と連携して提供する。
- (3) 情報セキュリティインシデントの発生時に、必要に応じて被害の拡大防止、復旧及び再発の防止にかかる技術的支援や助言を行う。

<バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備>

8号館、9号館、獣医学部棟及び生命・環境科学部棟といった学生・教職員が利用する主要建物に、スロープやみんなのトイレ、自動ドアを設置するなど、バリアフリー化を進めている。また、学内に授乳室を設置しており、可能な限り利用者の快適性に配慮したキャンパス環境を整備している（根拠資料5-1p.92～p.113）。

<学生の自主的な学習を促進するための環境整備>

附属学術情報センター図書館及びメディアステーションにおいて、通常授業期間にあっては平日（8時30分から21時まで）及び土曜日（10時から18時まで）、授業のない期間にあっては平日（9時から17時まで）に開館しており、学生に自主的な学習の場を提供している。

また、獣医学部棟及び生命・環境科学部棟においても、自習室やフリースペースを設置しており、多くの学生が自学自習等に利用している（根拠資料5-1p.86、p.128）。

<学生及び教職員の情報倫理の確立に関する取り組み>

情報倫理の確立に関する取組として、教職員及び大学院学生（1年次）に対して、クラウド型教育プラットフォームを用いたeラーニングの受講を義務付けている。具体的な内容としては、情報セキュリティ入門、パスワード管理、ウイルス対策及びメール送信の留意点等があり、修了には研修後のテストを受け、一定の得点が必要となる。また、学生に対しては、入学後に行われる学術情報センター講習会で情報セキュリティ教育を実施している（根拠資料8-9、8-10）。

以上のことから、教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ教育研究に必要な施設・設備を整備していると判断する。

点検・評価項目③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点	1 図書資料の整備と図書利用環境の整備 ○ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ○ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ○ 学術情報へのアクセスに関する対応 ○ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備 ○ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応・対策 2 図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置
-------	--

<図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備>

2023（令和5）年5月1日時点における資料の所蔵数は、単行本116,668冊、製本雑誌60,395冊、学術雑誌4,761種類、電子ジャーナル5,286種類、視聴覚資料2,445点である。

単行本は図書館2階の開架式書架、雑誌及び製本雑誌は図書館3階の開架式書架にそれぞれ配架しており、学生の学習や教職員の研究に必要な学術資料を提供している。利用頻度が少ないものや出版年が古くなったものは、閉架書庫に配架しているが、リクエストによって閲覧に供することが可能である。このほか、世界最大級の抄録・引用文献データベースであるScopus及び国内の医学や獣医学等の論文情報を網羅的に検索できる医中誌Webの2種類のデータベース等を契約しており、学生や教職員の利用に供している。

資料の収集は、「麻布大学附属学術情報センター収書方針」に基づき、適正な蔵書構成の実現及び内容の充実を図っており、収書方針に基づく選書は、「麻布大学附属学術情報センター選書要領」により、収書方針に理解のある者の中から学長が承認した選書担当（教員9人、学術情報センター専任職員1人）が行っている（根拠資料8-11【ウェブ】、8-12【ウェブ】）。シラバス掲載資料や教員が推薦したものに関しては、学術情報センター長決裁により随時購入し、迅速な提供に努めている。なお、2022（令和4）年度の単行本受入状況は1,109冊となっている。

なお、2017（平成29）年度から、学生や学外者から不要となった本を寄附として受け入れるとともに、運営企業に売却し、その売買代金をもって学習用図書資料の充実や環境整備を図る「麻布大学ワンだふる 本募金」に取り組んでいる。

<国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備>

国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムについては、国立情報学研究所（NII）に参加し、NACSIS-CAT（オンライン共同分担目録）とNACSIS-ILL（図書館間相互貸借サービス）により、各大学と連携して学術情報の効率的な入手及び提供に努めている。

本学が設置されている相模原市内の大学等の図書館（青山学院大学万代記念図書館、和泉短期大学図書館、北里大学図書館（相模原キャンパス内各図書館）、相模女子大学附属図書館、女子美術大学図書館）と相模原市立図書館で協定を締結しており、相互協力のほか、情報交換を行っている。

このほか、大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（JMLA）、神奈川県図書館協会に加盟している（根拠資料8-13、8-14、8-15、8-16、8-17）。

<学術情報へのアクセスに関する対応>

図書館の蔵書検索は、OPAC（Online Public Access Catalog）で検索が可能であり、図書館内に専用端末を4台設置している。スマートフォンにも対応しているため、情報端末に表示された検索結果を確認しながら、資料を探すことも可能である（根拠資料8-18【ウェブ】）。

契約しているデータベースは2種類であるが、利用するデータベースを限定しなくてもディスカバリーサービスによる横断検索が可能であり、データベースの使い方が分からなくても検索できるよう対応している（根拠資料8-19【ウェブ】）。

また、データベース検索結果画面からリンクリゾルバ機能により、フリーアクセス又は本学が契約している電子ジャーナルのフルテキストを円滑に閲覧することができる（根拠資

料8-20)。さらに、学外からもVPN (Virtual Private Network) 接続サービスにより、契約しているデータベース、電子ジャーナル及び電子ブックの利用が可能である (根拠資料8-21)。

<学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備>

<新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応・対策>

学術情報センターには図書、雑誌及び視聴覚資料の利用窓口である図書館と、電子資料を利用できるPCを設置し、学内システムの利用窓口であるメディアステーションがあり、利用に関する必要事項は「麻布大学附属学術情報センター利用規則」に定めている (根拠資料8-22【ウェブ】)。開館時間は同規則別表第1により、授業のある期間 (試験期間含む。) が平日8時30分から21時、土曜日10時から18時、授業のない期間は平日9時から17時となっている。なお、新型コロナウイルス感染症対策及び同感染症による利用状況の変化により、授業のある期間に実施していた日曜・祝日開館は中止している。

また、同規則別表第2により、図書 (単行本) の貸出冊数は禁帯出など一部のものを除いて無制限としており、利用者は冊数の制限を受けることなく借りることができる。また、借りている図書 (単行本) については、予約がなければ4回まで貸出期間を更新できるほか、図書館に来館しなくてもOPAC (Online Public Access Catalog) のマイライブラリ機能によって更新が可能である (根拠資料8-23)。

座席数は図書館の1階から3階で計171席あり、このうち5席は個室になっている。メディアステーションには電子ジャーナル・電子ブックの閲覧とデータベース検索ができるPCが75台あり、この座席を含め153席あるため、学術情報センター全体の座席としては324席である (大学基礎データ表1)。

なお、図書館、メディアステーションともにWi-Fiを設置しており、各自所有するPC、タブレット及びスマートフォン等の情報端末により、電子資料の閲覧やデータベース検索が可能である (根拠資料5-1 p.135)。

<図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置>

図書館は専任職員2人、派遣職員2人、委託職員6人相当で運営している。このうち、司書資格者は専任職員1人、派遣職員1人、委託職員6人である。日本医学図書館協会や私立大学図書館協会が実施している各種研修会、各図書館団体やデータベース提供会社が行っているウェブセミナー等を受講することにより、新たな知識を獲得できる環境を整備している。

学生や教職員に対しては、図書館に寄せられるデータベース提供会社や電子ジャーナル出版社によるウェブセミナー、オンライン講習会の内容を図書館で確認し、学習や研究に有用なセミナー等について、メールや図書館ホームページで紹介している。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えるとともに、適切に機能しているといえる。

点検・評価項目④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点	1 研究活動を促進させるための条件の整備 ○ 大学としての研究に関する基本的な考えの明示 ○ 研究費の適切な支給 ○ 外部資金獲得のための支援 ○ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等 ○ ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチアシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制 ○ オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制 ○ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応・対策について
-------	--

<大学としての研究に関する基本的な考えの明示>

点検・評価項目①で示したとおり、本学は「教育研究等環境の整備に関する方針」において「研究環境」及び「研究倫理」に関する内容を定めている（根拠資料2-3【ウェブ】）。同方針で定めているとおり、『研究大綱』を策定し、研究の重点的強化（選択と集中）のため、「科研費採択数の維持」、「若手教員の研究力の向上」、「分野横断的研究プラットフォームによる研究成果の発信」、「技術移転の推進」及び「産学連携に係る外部資金の獲得」を目標として掲げ、研究力及び社会貢献の項目ごとに数値目標を定めているほか、第4期中期目標・中期計画や私立大学等改革総合支援事業への対応も含め、「研究推進・支援本部取扱補助金」及び「ヒトと動物の共生科学センター教育・研究支援金」の充実を図ることで研究力等の向上を図っている。

『研究大綱』は、研究推進・支援本部で策定し、教育研究会議に諮った上で、各学部教授会で報告・周知している（根拠資料2-8、8-24）。

<研究費の適切な支給>

教員の研究費については、基礎配分費と学内競争的資金の2種類あり、基礎配分費にあっては職階にかかわらず次の基準により一律に配分している。

【基礎配分費】

所属	配分費
獣医学科教員 動物応用科学科教員 臨床検査技術学科教員 食品生命科学科教員 環境科学科環境技術教育担当の教員	一人につき 70万円
獣医学部基礎教育担当教員（実験系） 教職課程担当の各実験系教員	一人につき 70万円

環境科学科環境と社会系担当教員 獣医学部基礎教育担当教員（非実験系） 教職課程担当の各非実験系教員	一人につき 42万円
---	------------

また、研究費とは別に研究室に所属する学部学生、大学院学生及び研究生の人数に応じて経費を配分しており、2023（令和5）年5月1日現在、計124人の教員に総額約8,500万円を配分している（根拠資料8-25）。

学内競争的研究費の取扱いは、研究推進・支援本部において対応しており、研究推進・支援本部取扱補助金「若手研究サポート資金」、「ヒトと動物の共生科学センター『先端研究』プロジェクト」を公募し、競争原理に基づいた選考及び配分を行うことで、若手教員の育成と学際型（教員間の連携・学部横断型）研究の推進を支援している（根拠資料8-26 p.40～p.44）。さらに、競争的研究費の直接経費から、研究以外の業務代行に係る経費を支出可能とするバイアウト制度に対応するため規則を制定しており、研究者の希望により、その者が所属研究機関において担っている業務のうち、研究以外の業務代行に必要な経費の支出を可能としている（根拠資料8-27【ウェブ】）。

このほか、文部科学省における制度（2003（平成15）年1月19日14文科振第718号文部科学大臣決定）を参考に、「学校法人麻布獣医学園職務発明取扱規程」を制定しており、学園の教職員又は学園と雇用関係にある学生による職務発明に係る対価として、登録補償金及び実施補償金を支払うこととしている（根拠資料8-28【ウェブ】）。さらに、学長特別報奨金を設けてインセンティブを提供するなど、研究費の適切な支給により、教員の研究活動を活性化させている（根拠資料8-26 p.33～p.34）。

<外部資金獲得のための支援>

競争的研究費への応募に当たっては、研究推進・支援本部及び研究推進課において、競争的研究費獲得セミナーを開催しているほか、希望者にはシニアリサーチメンターによる研究計画書のレビューを行う等各種支援を行っている。また、月に2回程度、民間団体等の助成金公募情報を学内向けホームページに掲載し、周知を図っている（根拠資料8-29）。

研究推進・支援本部では、『研究推進・支援ハンドブック』を作成し、「知的財産ポリシー（研究推進・支援の方針）」、『研究大綱』、研究倫理及び産学連携等の各種手続等について解説・説明している。なお、当該ハンドブックは学内で周知している（根拠資料8-26）。

<研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等>

教員の研究室については、全専任教員に対して必要な備品類等を備えた研究室を割り当てている（大学基礎データ表1）。

研究に専念できる時間を拡充するため、2021（令和3）年度から、研究代表者又は研究分担者の希望により、研究以外の業務代行を可能とするバイアウト制度を導入している。外部資金獲得額が特に多い教員に対し、非常勤職員の人件費を間接経費で負担することで、研究時間の確保を支援している（根拠資料8-27【ウェブ】）。

<ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチアシスタント（RA）等の教育研究活動

を支援する体制＞

大学院教育及び学部教育の充実並びに本人の教育経験を積ませることを目的としてTAを設置している。TAは、博士前期課程の学生を採用し、主に実験・実習の補助（技術上の助言、準備及び機器の整備等を含む。）及び演習（ゼミナールを含む。）の補助を担当している。

また、本学における研究支援体制の充実、強化及び若手研究者としての研究遂行能力の育成を図るため、RAを配置している。RAには博士課程及び博士後期課程の学生を採用しており、研究プロジェクト等において研究の補助を行っている（根拠資料8-30【ウェブ】）。

＜オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制＞

＜新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応・対策＞

新型コロナウイルス感染症の影響により、対面授業の実施が困難となったことを受け、2020（令和2）年にオンライン教育の実施を支援するため、遠隔授業支援グループを発足した（根拠資料2-45）。

また、本学の学習管理システム「學理」の使用方法や対面・オンラインによるハイブリット形式の授業に対応するための説明動画及びマニュアルを作成・周知するなど、技術的な支援を行っている。加えて、附属学術情報センターの施設であるメディアステーションに、教員からのICTに関する相談に対応するためのサポート窓口を設けており、授業のある期間は、平日8時30分から21時、土曜日10時から18時まで開館し、授業終了後の時間や休日（土曜日）も教員をサポートできるよう体制を整えている。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると判断する。

点検・評価項目⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点	1 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み ○ 規程・体制の整備 ○ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供 （コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施） ○ 研究倫理に関する学内審査機関の整備
-------	---

＜規程・体制の整備＞

研究倫理及び研究活動の不正防止に関しては、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」に則した「麻布大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を制定し、研究者等の責務を明記するとともに、本学における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の適正な対応について、必要な事項を定めている（根拠資料8-31【ウェブ】）。

また、「研究活動に伴い作成した研究データの保存、保存期間、異動又は退職時の取扱い及び開示等について必要な事項を定め、適正な研究活動を推進すること」を目的として、「麻

布大学における研究データの保存等に関するガイドライン」を定めている。加えて、研究者等の研究倫理に係る意識を更に高め、学内で適切なオーサiershipを喚起するため、2023（令和5）年1月に「麻布大学におけるオーサiership・ポリシー」を制定しており、これらの規則に基づき、適切な研究活動を推進している（根拠資料8-32【ウェブ】、8-33【ウェブ】）。

公的研究費に関しては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）」に則した「麻布大学競争的研究費等の運営・管理に関する規程」を制定し、競争的研究費等の適正な運営・管理に必要な事項を含む基本方針を定めている。この基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を明記する「麻布大学競争的研究費等不正防止計画」及び公的研究費等の運用・管理に関わる者に対する行動規範である「競争的研究費等執行マニュアル」を作成し、運用している（根拠資料8-34【ウェブ】、8-35）。

＜教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施）＞

全教員及び全大学院学生に対するコンプライアンス教育兼研究倫理教育として、「APRIN eラーニングプログラム（一般財団法人公正研究推進協会提供）」の受講を義務付け、5年に1回の頻度で再受講を促している。加えて、研究不正を行わない旨の誓約書の提出を必須としている（根拠資料8-35 p.30）。

また、毎年実施している研究倫理セミナーにおいて、公的研究費不正使用防止セミナーや研究倫理講習会を開催しており、公的研究費採択者や事務取扱者等の出席を義務付けている。なお、当該セミナーは出席者を制限しておらず、学部学生に対しても教育の機会を提供している（根拠資料8-36）。

そのほか、公的研究費の運用・管理を担う事務職員に対しても同様に、「APRIN eラーニングプログラム」の受講及び誓約書の提出を義務付けている。

＜研究倫理に関する学内審査機関の整備＞

研究活動に関する我が国の法律・指針等で対象となる諸研究に対し、本学では、研究倫理委員会、競争的研究費等管理委員会、動物実験委員会、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理審査委員会、遺伝子組換え実験安全委員会、病原体等安全管理委員会、全学放射線安全管理委員会、利益相反マネジメント委員会を設置し、各分野に応じて研究活動の倫理審査を行い、適正とみなされた研究のみ実施するよう管理している（根拠資料8-6【ウェブ】、8-7【ウェブ】、8-31【ウェブ】、8-34【ウェブ】、8-37【ウェブ】、8-38【ウェブ】、8-39【ウェブ】、8-40【ウェブ】）。

以上のとおり、本学では、研究倫理を遵守するために規程を整備するとともに、教職員及び学生を対象とした研究倫理確立のための機会等を提供するなど、適切に対応している。

点検・評価項目⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点	1 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価の実施 2 点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組みの実施
-------	---

<適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価の実施>

<点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組みの実施>

教育研究等環境の適切性に関する自己点検・評価は、大学基準協会が定める「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく『自己点検・評価報告書』と、私立学校法に則り、学園の中期的な計画として定めている中期目標・中期計画に基づく事業計画に対する達成度評価により実施している。また、各担当部署及び各委員会においても恒常的に点検・評価を行っている。

「大学基準」に則った点検・評価については、第2期認証評価での指摘事項を踏まえ、毎年いずれかの基準について実施することとしている（根拠資料2-27）。2019（令和元）年度にあっては、「自己点検・評価規則」に則り、学長が定めた事項について各部局が点検・評価を実施し、自己点検・評価本部が改善事項等を取りまとめて、全学的な『自己点検・評価報告書』を作成している。2020（令和2）年度以降にあっては、新たに制定した「内部質保証規程」に則り、点検・評価活動を実施している。具体的には、本学における内部質保証責任組織である教育研究会議において定めた事項について、実施要領に則り、教育研究環境等整備を担当する附属機関や委員会といった各部局が点検・評価を行い、その結果を教育研究会議に報告する。教育研究会議に報告のあった点検・評価結果に基づき、学長は全学的な『自己点検・評価報告書』を作成の上、内部質保証の方針に基づいた内容であるか検証し、改善事項については期限を定めた上で改善するよう意見を付して取りまとめることとしている（根拠資料2-1【ウェブ】、2-5、2-27）。

点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取組として、2022（令和4）年度における研究活動上の不正行為に係る調査結果を踏まえ、公正な研究の実施及び研究活動における不正行為の防止に努めるため、2023（令和5）年1月に「麻布大学におけるオーサiership・ポリシー」を制定した。加えて、2022（令和4）年度自己点検・評価結果に基づき、教育研究会議において学長から改善指示があり、制定したポリシーを陳腐化させることなく、研究データの検証とその評価を行うことの必要性・重要性を学内に浸透させるため、担当部局である研究・推進支援本部及び研究推進課が文部科学省からの通知等を活用して注意喚起を行ったほか、外部講師による研究倫理セミナーを開催するなど各種啓蒙活動を企画・実施することで改善を図っている（根拠資料2-10 No.13）。

競争的研究費等不正防止計画については、監査室が実施している定期学内監査の結果報告を受け、必要に応じて見直しを行っている。また、研究倫理や競争的研究費等に係るセミナーにおいて、参加者の満足度や今後の改善・向上に資する意見等を聴取するため、アンケートを収集している。

施設の維持・管理については、安全衛生委員会等における定期的な施設の点検・整備の結果と耐用年数に基づき、修繕計画を策定している（根拠資料8-41）。施設・設備の建築・改修については、2022（令和4）年度に「キャンパスマスタープラン第IV期」を改定しており、改訂版に沿って計画的に実施することとしている（根拠資料8-42）。具体的には、第4期中

期目標・中期計画及び「キャンパスマスタープラン第IV期（改訂版）」に基づき、動物飼育エリアにあっては、最新のアニマルウェルフェアに対応するため、牛舎を新築・整備したほか、獣医臨床センター（附属動物病院）にあっては、獣医学部獣医学科における臨床教育環境の充実及び獣医学部獣医保健看護学科設置を見据えた教育環境を整備するため、2023（令和5）年度に竣工予定とする増改築を行っているところである（根拠資料1-16、8-43、8-44）。

ネットワーク環境については学術情報センターが中心となり、改善・向上に向けた取組が行われている。具体的には、2020（令和2）年度において、新型コロナウイルス感染症への対応として遠隔授業に必要な環境整備のため、ネットワーク機器のリプレースを当初計画よりも前倒しで実施した（根拠資料8-45）。さらに、第4期中期目標・中期計画に則り、2023（令和5）年度に「学校法人麻布獣医学園CSIRT（Computer Security Incident Response Team：情報セキュリティインシデント対応チーム）」を整備している（根拠資料8-8）。

以上のことから、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているとは判断できる。

2.長所・特色

第4期中期目標・中期計画において、「査読付論文3本／3年を実現する教員割合の増加推進（目標70%）」を掲げており、研究支援策として若手研究サポート資金50万円、論文投稿料補助1,500万円及び分野横断的研究（ヒトと動物の共生科学センター）600万円、合計2,150万円の資金支援に取り組んでいる（根拠資料8-24）。また、競争的研究費獲得啓発セミナーを開催し、啓発活動を推進するとともに、希望者にはシニアリサーチメンターによる研究申請書のレビューを行っている。その成果として、2023（令和5）年度文部科学省科学研究費補助金への申請率は95.9%、競争的研究費の獲得金額は2億円と高い水準となっている（根拠資料8-46、8-47）。

3.問題点

特になし。

4.全体のまとめ

本学では「教育研究環境の整備に関する方針」を定め、方針に基づき学生の学習や教員の研究活動の推進に取り組んでいる。具体的には、教育研究活動を支援するため、図書及び学術情報資料の整備並びに大学図書館、コンピュータ教室及び自習室の設置等学生の自主的な学習を支援する施設及び設備を整えている。施設・設備の維持及び管理については「学校法人麻布獣医学園事務組織規程」に基づき、担当部署である財務管財課が日常的に点検・管理しているほか、外部委託業者により定期的な点検が行われている。

施設・設備の建築・改修については、「キャンパスマスタープランIV期（改訂版）」に則り、計画的に実施している。ネットワーク環境にあっては、新型コロナウイルス感染症への対応のため、2020（令和2）年度にネットワーク機器のリプレースを実施したほか、情報セ

セキュリティの確保にあつては、2023（令和5）年度に「学校法人麻布獣医学園CSIRT（情報セキュリティインシデント対応チーム）」を整備し、情報セキュリティインシデントが発生した際、迅速に対応できる体制を構築している。

研究活動に対する支援としては、研究室や学内研究費の確保に加え、競争的研究費獲得啓発セミナーを開催しているほか、希望者にはシニアリサーチメンターによる研究申請書のレビューを行っている。その成果として、文部科学省科学研究費補助金の申請率及び競争的研究費の獲得金額は高い水準を有している。また、研究倫理や研究活動の不正防止に関しては、各種規程及び不正防止計画の策定並びに教職員及び学生を対象に研究倫理教育等を行っている。

以上のことから、教育研究等環境の整備に関する方針を明示し、その方針に沿って適切に学習環境や教育研究環境を整備していると判断する。

第9章 社会連携・社会貢献

1.現状説明

点検・評価項目① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点	1 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示
-------	--

＜大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示＞

2022（令和4）年度に各部局の意見を参考にし、教育研究会議において、本学の理念・目的に基づいた「地域連携・社会貢献・生涯学習・高大連携」、「産学連携」、「国際交流」から成る「社会連携・社会貢献に関する方針」を定めた。また、2022（令和4）年度自己点検・評価結果に基づく学長改善指示により、「麻布大学の各種方針」として学内ポータルサイトに掲示するとともに、大学ホームページで公表している（根拠資料2-3【ウェブ】、2-4）。

【地域連携・社会貢献・生涯学習・高大連携】

- 1.人、動物、環境を教育研究する大学として、地球共生系への学術進展へのミッションを掲げ、これらの分野の教育研究の充実・発展を図るとともに、獣医療・人の健康・環境分析における社会貢献を積極的に推進し、その成果を社会に還元する。
- 2.地域社会との連携の推進及び卒後教育等公開講座を通じて生涯学習の充実を図るため、地域連携センターを設置し、教育研究上の成果を社会に還元し、大学と地域との連携強化を図る。
- 3.地方自治体と協力して、学生教育の一貫として、地域活性化及び環境教育などに協力し、必要に応じて、地域活性化に資する研究を支援する。
- 4.教職員の専門性を活かして、学外からの教職員の派遣依頼に対して、積極的に協力するとともに、報酬費用などを学園に一旦納付する仕組みを継続する。
- 5.行政機関等から教職員の派遣依頼及び政策に対する提言などについて、積極的に推進する。

【産学連携】

知の創造と活用に大きな価値をおく知識社会の到来を認識し、教育・研究を通じた長期的視点からの社会貢献に加え、研究成果を直接的に社会に還元し活用を図ることで、社会的存在としての麻布大学の存在理由を明らかにしていくために、

- 1.本学の「ヒト」、「動物」又は「生物を取り巻く環境」を基盤とした知的な資産を研究推進・支援本部として一元管理し、研究シーズの発掘・企業や自治体等との連携契約・知的財産の手続と保全・ライセンス等による社会実装を推し進める。
- 2.産学連携や知的財産に関するセミナーを通して、税金や学納金を原資とする研究成果

等を知的な資産として保護し、社会へ還元・普及させることの意識の醸成を図る。

【国際交流】

学術交流協定校をはじめとする諸外国の大学との交流により教育・研究交流を推進するとともに、本学学生・教員の資質向上と国際的視野の涵養を図る。

さらに、社会連携を推進するに当たり、知的資産ポリシーにおいて、「麻布大学の社会貢献面での使命・責務と研究成果の活用に関する考え方」を示しており、『研究推進・支援ハンドブック』に掲載することで、教職員に周知している（根拠資料8-26）。

【麻布大学の社会貢献面での使命・責務と研究成果の活用に関する考え方】

建学の精神に基づき、学問の探求に終わることなく、その成果を実社会に役立てる「実学」の重要性を説いている本学では、知の創造と活用に大きな価値を置く「知識社会」の時代の到来を認識し、従来の「教育」と「研究」を通じた長期的視点からの社会貢献に加えて、「研究成果の社会還元」を第三の使命とし、本学の研究成果を直接的に社会に還元し活用を図っていくことで、社会的存在としての麻布大学の存在理由を明らかにしていくことが重要であると考え。その実現のために、論文公表や学会発表等、あらゆる方法で研究成果を公にしていく基本的責務と、大学での創造的な研究活動の中で得られた研究成果を、それが適切な場合には権利化して積極的に社会に還元していく新たな責務を果たす。

また、研究成果の社会還元を通じて、社会から得られる新たな知見によって、本学の教育と研究の一層の活性化を図るなど、社会との双方向の連携を推進する。

以上のとおり、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示している。

点検・評価項目② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果等を適切に社会に還元しているか。

評価の視点	1 学外組織との適切な連携体制 2 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進 3 地域交流、国際交流事業への参加
-------	---

<学外組織との適切な連携体制>

<社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進>

<地域交流、国際交流事業への参加>

本学における「社会連携・社会貢献に関する方針」に基づいた社会連携及び社会貢献に関する取組は、地域連携・地域交流にあつては地域連携センター及び渉外課、産学官連携にあつては研究推進・支援本部及び産学連携課、国際交流にあつては国際交流委員会及び学生支

援課が教職協働によりそれぞれ実施している。

○地域連携

地域連携センター及び渉外課では地域連携事業を行っている。具体的には、相模原市教育委員会と座間市教育委員会が共催する「さがみはら市民大学」をはじめ、公益財団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムが主催する「さがまちカレッジ」及び「オーサーズカフェ」に本学が協力することにより、本学の所在地である相模原市の住民を対象にした生涯学習講座を開設し、生涯学習の場を提供している。また、高齢者を対象として健康維持・増進を目的に「生涯学習セミナー」を開催している。ただし、2022（令和4）年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、企画立案は行ったものの中止を余儀なくされた事業もある。

さらに、卒後教育として「麻布大学教育セミナー」を実施している。そのなかの一つに、附属動物病院が主催する「小動物臨床セミナー」があり、2019（令和元）年度には全7回開催するなど、多くの獣医師との交流を図っていた。2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止したものの、2021（令和3）年度から、附属動物病院で診療業務に携わる臨床獣医学系教員によるオンラインセミナーを配信している。2022（令和4）年度にあっては全7回開催しており、2023（令和5）年度にあっても同様の回数を実施する予定である（根拠資料1-10【ウェブ】p.47）。

【地域連携事業（2022（令和4）年度実績）】

名称	テーマ	実施年月日
子ども科学探検隊 （神奈川県青少年科学体験活動推進協議会）	羊とのふれ合い活動～羊とはどんな動物？解説～ 手芸～羊毛フェルトマスコットづくり～	2022年9月10日
さがみはら市民大学 （相模原市教育委員会、座間市教育委員会との連携事業）	獣医学部 「牛などの産業動物の健康・機能・形態：ヒトの役に立つのもっともです。」	2022年11月1日～11月15日（毎週火曜）
	生命・環境科学部 「食べることは生きることー美味しく、安全に、健康にー」	2022年10月13日～11月17日（11月3日を除く毎週木曜）
さがまちカレッジ （公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムとの連携事業）	「進化ってなんだ！？～頭蓋骨ペーパークラフトを作ってたしかめよう～」	2022年7月27日
座間谷戸山公園でSDGsグリーンマップづくり（座間市、公益	大学生と一緒に座間谷戸山公園の魅力を発見しよう！	2022年8月28日

財団法人神奈川県公園協会との連携事業)		
夏休み親子講座 (神奈川県民共済)	夏休みオンライン親子講座 「小学校の夏休み自由研究」	2022年7月25日～8月 19日 (Zoomオンライ ン講座)
生涯学習	麻布大学生涯学習講座～シニアライフ を生き活きと～	2022年7月13日

○高大連携・高大接続

2022（令和4）年度現在、17校と高大連携協定を締結している。本学では、高大連携協定校に対し、聴講生徒・研究室体験生徒の受入れや高等学校への出張講義等を行っているほか、教育に係る情報交換や双方が協議した合意事項について連携を図っている。

特に、2022（令和4）年には、文部科学省大学教育再生戦略推進費「知識集約型社会を支える人材育成事業」における高大接続の一環として、神奈川県立横須賀高等学校、新渡戸文化中学校・高等学校、明星中学校・高等学校と協定を締結した上で、同高等学校の生徒に「いのちと共生の研究プログラム」を提供するなど、高大接続に向けて取り組んでいるところである（根拠資料1-10【ウェブ】p.48）。

【高大連携校一覧】2022（令和4）年度実績

No.	協定校	締結年
1	神奈川県立座間高等学校	平成15（2003）年
2	神奈川県立城山高等学校	平成15（2003）年
3	神奈川県立麻溝台高等学校	平成16（2004）年
4	神奈川県立相原高等学校	平成16（2004）年
5	神奈川県立川崎工科高等学校	平成22（2010）年
6	神奈川県立大和東高等学校	平成22（2010）年
7	神奈川県立相模原高等学校	平成23（2011）年
8	工学院大学附属中学校・高等学校※	令和2（2020）年
9	横浜高等学校※	令和2（2020）年
10	横浜清風高等学校※	令和3（2021）年
11	聖セシリア女子高等学校※	令和3（2021）年
12	聖パウロ学園高等学校※	令和3（2021）年
13	横浜創英中学・高等学校※	令和3（2021）年
14	神奈川県立横須賀高等学校	令和4（2022）年
15	新渡戸文化高等学校	令和4（2022）年
16	明星中学校・高等学校	令和4（2022）年
17	相模女子中学部・高等部	令和5（2023）年

※麻布大学生命・環境科学部との協定

○地域交流

創立125周年を記念し、設立した麻布大学いのちの博物館には、獣医系、生命環境系の大学として長い歴史の中で蓄積してきた多種多様な動物標本を中心に、年表、歴代の理事長、校長及び学長の写真等も含め、歴史的に貴重な資料等が展示されており、一般に公開している。同博物館における地域交流の取組として「こども教室」、「ワークショップ」を開催しているほか、新型コロナウイルス感染症により博物館の来場者数が減少したことを受け、学外からも見学できるよう、最新のVR技術を活用し、展示室の様子や動物の標本を「バーチャルいのちの博物館」として社会に広く公開するなど、社会連携・社会貢献の資源として活用されている（根拠資料9-1【ウェブ】、9-2【ウェブ】）。また、博物館解説サークルであるミュージットに所属する学生が来館者に対して展示品等の紹介を行うなど、学生にとって学習した知識や経験を生かす場にもなっている。

地域連携を担当している渉外課では、淵野辺駅南口まちづくり市民検討会、大野北まちづくり協議会、相模原市中央区未来協働プロジェクト等の委員として各会に出席することで地域交流を図っている。

○産学官連携（共同研究事業や受託研究事業等の学術研究成果を社会で活用する取組）

(1)研究成果の効果的な社会実装＜技術移転支援企業との業務委託契約＞

研究者から研究成果に係る相談を受けた案件は、産学連携イベントやプロモーション活動を実施することで、社会や市場のニーズ等の情報収集を行うとともに、対象プレイヤーの顕在化を通して、出口戦略を組み立てている。このような入口から出口を意識した一貫通貫の戦略のもとで、外部技術移転支援企業と連携しながら、研究成果の社会実装を推進している（根拠資料9-3、9-4）。

(2)多様なステークホルダーとの連携機能の強化（かながわ産学公連携推進協議会）

本学では、神奈川県内の複数の大学や公的支援機関が協力し、企業が抱える課題を解決していくことを目的として設立された、かながわ産学公連携推進協議会に加盟している。加盟団体の中で、情報の共有や蓄積を図ることにより、課題に対し連携して解決できる体制を整備している。また、定期的に企業から共同研究に関する要望があるため、産学連携の機会創出を図っている（根拠資料9-5【ウェブ】）。

(3)民間企業との学術協定の締結

民間企業と学術協定を締結し、寄附講座を設置している。寄附講座では、人材と大型予算を受け入れることで、専門性の高い人材の育成や知見の獲得を通じ、企業ニーズも踏まえた研究成果の社会還元・社会実装に向けて取り組んでいる（根拠資料9-6）。

(4)学校法人麻布獣医学園大学発ベンチャーの認定

近年、大学に潜在する研究成果を活用し、新市場の創出を目指す「イノベーションの担い手」として大学発ベンチャーが期待されていることを受け、第4期中期目標・中期計画に基づく事業計画に「本学発ベンチャーの設立」を掲げている。

2023（令和5）年8月に「学校法人麻布獣医学園大学発ベンチャーの認定に関する規程」

を施行するなど、事業計画の達成に向け、学内体制等を整備した。2023（令和5）年9月には早速申請があり、「獣医療先端科学技術（VMAT）株式会社」を本学発ベンチャーとして初めて認定したところである（根拠資料2-9、9-7）。

以上のような取組を通じ、本学における知的財産・産学連携に係る外部資金受入獲得額は、右肩上がりに成長しており、特に2022（令和4）年度における共同研究の獲得額は、2017（平成29）年度対比約3.3倍増加している。産学連携・獲得研究費の増加は、研究環境の充実につながり、より高度な研究に学生が触れることができるため、教育と研究が両輪となって推進されている（根拠資料9-8）。

また、本学の特色ある研究成果は学外からも関心を向けられており、「麻布大学、イヌが飼い主との再会時に情動の涙を流すことを発見」、「麻布大学、動物園・水族館の協力により、アシカの歯周病を研究」などは多くのメディアから反響があった。なお、後者にあつてはプロジェクトを更に発展させ、2022（令和4）年度にクラウドファンディングを行い、多くの支援を集めた（根拠資料9-9【ウェブ】、9-10【ウェブ】）。

○国際交流

国際学術交流・海外出張等に関する事項を処理するため、学長の下に国際交流委員会を置いている（根拠資料9-11【ウェブ】）。国際交流事業は、同委員会の下で学術交流協定に基づく派遣研修事業、招へい研修事業及び海外出張旅費助成事業を実施している。学生の派遣研修事業及び招へい研修事業では、2013（平成25）年度に世界大学ランキング上位校である国立台湾大学（台湾）と学術交流協定を締結したほか、2015（平成27）年度にはベルン大学（スイス連邦）、2019（令和元）年度にはフロリダ大学（アメリカ合衆国）との間で学術交流協定を締結している。

2022（令和4）年度現在、本学における学術交流協定機関は9か国15機関である（根拠資料1-9【ウェブ】P.62）。

【学術交流協定機関一覧】

協定校名称	国名	締結年月日	協定形態
フロリダ大学	アメリカ合衆国	2019年8月13日	獣医学部間
ベルン大学	スイス連邦	2015年5月26日	獣医学部間
国立台湾大学	台湾	2013年9月18日	獣医学部間
エディンバラ大学	スコットランド（英国）	2008年8月6日	大学－獣医学部間
モンゴル大学	モンゴル国	2008年7月20日	大学間
モンゴル科学アカデミー	モンゴル国	2008年7月20日	機関間
フスタイ国立公園	モンゴル国	2008年7月20日	機関間
モンゴル自然史博物館	モンゴル国	2008年7月20日	機関間
チェンマイ大学	タイ王国	2007年1月26日	大学間
北京農学院	中華人民共和国	2006年10月14日	大学間
吉林農業大学	中華人民共和国	2005年4月27日	大学間

全北大学校	大韓民国	2004年4月30日	大学間
国立中興大学	台湾	1997年6月17日	大学間
ペンシルヴァニア大学	アメリカ合衆国	1990年11月3日	獣医学部間
アスンシオン大学	パラグアイ共和国	1986年2月8日	大学間

学術交流協定に基づき、学生は夏期休業期間中の2週間程度を利用し、学術交流協定校や関連施設で研修に参加している。学生は現地で学んだことについて、帰国後に報告書を提出するとともに、帰国報告会に参加し、自身の経験を発表することで、他の学生や教員に還元することとしている（根拠資料9-12）。

一方、学術交流協定校からは、招へい研修事業として、学生や研究者が来日した場合、附属動物病院や各研究室において研修や講演を行っている。研究者が来学した際に開催する講演会については、本学教職員、大学院学生、学部学生及び研修医のほか、学外者による聴講も認めることとしており、大学ホームページに情報を掲載することで周知している（根拠資料9-13【ウェブ】）。

海外出張旅費助成事業は、本学教員の在外研修・国際会議の発表等学術的な資質向上を目的とする海外出張に際し、旅費の一部を助成する事業である。2018（平成30）年度まで実施しており、6か月以上の長期と、2週間以上6か月以内の短期出張を含め、毎年20人前後の教員が当該助成を受け、海外留学や国際会議で発表を行っていたが、財務基盤強化のため支出抑制を図る観点から、現在は取りやめている（根拠資料9-14）。

2020（令和2）年度から2021（令和3）年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響により、世界各国の大学と同様、主な国際交流事業を停止していたが、2022（令和4）年度に北京農学院とオンラインで交流を図った。また、2023（令和5）年度は、学術交流協定校との事業ではないものの、生命・環境科学部に在籍する学生を対象に語学研修を実施するなど予算の範囲内で一部再開したほか、第4章点検・評価項目④で述べたとおり、「麻布出る杭プログラム」の一環として「ジェネプロ海外チャレンジプログラム」を開始したところである（根拠資料2-15、9-15）。

以上のとおり、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組を実施しており、教育研究成果等を社会に適切に還元していると判断するが、国際交流事業にあっては、新型コロナウイルス感染症の影響により、全般的に中断していた時期もあり、昨今の推進にはやや課題があると認識している。今後は、限られた予算のなかで効果的な国際交流の推進について、各協定校の意向も踏まえて検討する必要がある。

点検・評価項目③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点	1 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価の実施 2 点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組みの実施
-------	---

＜適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価の実施＞

＜点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組みの実施＞

社会連携・社会貢献活動の適切性についての点検・評価は、大学基準協会が定める「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく『自己点検・評価報告書』と、私立学校法に則り、学園の中期的な計画として定めている中期目標・中期計画に基づく事業計画に対する達成度評価により実施している。また、各部局においても恒常的に点検・評価を行っている。

「大学基準」に則った点検・評価については、第2期認証評価での指摘事項を踏まえ、毎年いずれかの基準について実施することとしている（根拠資料2-27）。2019（令和元）年度にあつては、「自己点検・評価規則」に則り、学長が定めた事項について各部局が点検・評価を実施し、自己点検・評価本部が改善事項等を取りまとめて、全学的な『自己点検・評価報告書』を作成している。2020（令和2）年度以降にあつては、新たに制定した「内部質保証規程」に則り、点検・評価活動を実施している。具体的には、本学における内部質保証責任組織である教育研究会議において定めた事項について、実施要領に則り、社会連携・社会貢献活動を担当する附属機関及び委員会といった各部局が点検・評価を行い、その結果を教育研究会議に報告する。教育研究会議に報告のあった点検・評価結果に基づき、学長は全学的な『自己点検・評価報告書』を作成の上、内部質保証の方針に基づいた内容であるか検証し、改善事項については期限を定めた上で改善するよう意見を付して取りまとめることとしている（根拠資料2-1【ウェブ】、2-5、2-27）。

2023（令和5）年度の自己点検・評価により、社会連携・社会貢献に関する取組や教育研究成果等の社会還元について概ね適切に実施しているものの、昨今の国際交流事業の推進に課題があることを確認したため、改善を図ることとする。

改善・向上に向けた取組として、学長のリーダーシップにより高大連携から高大接続への発展を探るため、高大連携協定校への高校訪問を行い、「総合的な探究の時間」の実施状況を確認するとともに、本学の高大接続プログラム「いのちと共生の研究プログラム」の実施事例を紹介するなど、積極的な働きかけを行ったところである。

各部局による事例としては、研究推進・支援本部において、知的財産・産学連携に係る外部資金受入獲得額等の実績やアンケート結果を踏まえ、研究活動の活性化を目的に、間接経費の一部を教員に還元する施策の企画・検討を進め、2023（令和5）年度からオープンアクセス論文への投稿料補助を実施している（根拠資料9-16、9-17）。

以上のことから、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けて取り組んでいると判断する。

2.長所・特色

社会連携・社会貢献への取組として、長い歴史の中で蓄積してきた多種多様な動物標本を中心に、歴史的に貴重な資料を展示している「麻布大学いのちの博物館」を地域交流で活用しているほか、学外からでも見学できるよう、最新のVR技術を活用し、展示室の様子や動物の標本を「バーチャルいのちの博物館」として社会に広く公開している。

また、知財・産学連携活動により、本学の研究力や研究成果は着実に学外で認知されつつあり、産学連携の受入額が年々増加しているほか、メディアからも多くの反響を得ている。

3.問題点

新型コロナウイルス感染症の影響により、昨今の国際交流事業の推進は、やや課題があると認識している。2022（令和4）年度以降は一部再開するなど、可能な範囲で推進しているが、今後は限られた予算での効果的な国際交流の推進について、各協定校の意向も踏まえ、検討する必要がある。

4.全体のまとめ

本学では「社会連携・社会貢献に関する方針」に則り、様々な社会連携・社会貢献に取り組んでいる。

地域連携・地域貢献としては、「さがみはら市民大学」、「さがまちカレッジ」及び「オーサーズカフェ」を通じ、本学の所在地である相模原市の住民を対象に、生涯学習の場を提供している。また、健康維持・増進を目的とした「生涯学習セミナー」や本学の卒後教育を目的とした「麻布大学教育セミナー」などを実施するとともに、「麻布大学いのちの博物館」を活用して「こども教室」や「ワークショップ」を開催するなど、大学の資源を有効に活用し、社会に還元している。「麻布大学教育セミナー」の一つに、附属動物病院で診療業務に携わる臨床獣医学系教員が講義を行う「小動物臨床セミナー」があり、本学を卒業した獣医師を中心に学びの場を提供することで、社会に貢献している。

長所・特色に記載したとおり、産学官連携については、年々産学連携の受入額が増加しているとともに、研究成果は多くのメディアから反響があるなど、実績につながっている。

第4期中期目標・中期計画に基づく事業計画の一つに「本学発ベンチャーの設立」を掲げ、2023（令和5）年度に学内体制等を整備するとともに、「獣医療先端科学技術（VMAT）株式会社」を本学発ベンチャーとして初めて認定するなど、新たな社会連携・社会貢献の方策に取り組んでいるところである。一方、昨今の国際交流事業についてはやや課題があると認識しており、各協定校の意向も踏まえ、限られた予算での効果的な国際交流の推進について検討する必要がある。

今後も「社会連携・社会貢献に関する方針」に則った活動を行うとともに、事業計画の達成や点検・評価の結果に基づき改善・向上を図ることで、更なる社会連携・社会貢献の実現に向け、取り組む所存である。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

1.現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点	1 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示 2 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知
-------	--

＜大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示＞

＜学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知＞

大学の理念・目的を実現するため、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度を対象とする第4期中期目標・中期計画を策定し、「時代を切り拓くフロンランナーの育成【実践の最前線で活躍できる人材を送り出す、時代に即した『実学の麻布』を達成する】」をビジョンに掲げている。さらに、ビジョン達成に向けた五つの方針を定め、それぞれ「大学教育【学生の成長を第一に】」、「研究・社会連携【研究成果の還元と社会連携】」、「社会的価値【大学認知度の向上】」、「高校教育【生徒の成長を第一に】」、「学園運営・経営【教育の展開と経営の安定化】」を掲げるとともに、五つの方針に沿ったアクションプランを設定している。第4期中期目標・中期計画における方針及び進捗は、『事業報告書』に取りまとめて学園及び大学ホームページに掲載し、周知を図っている（根拠資料1-10【ウェブ】）。

また、透明性のあるガバナンスを担保するため、2020（令和2）年2月に開催した理事会において「麻布大学ガバナンス・コード」を策定した（根拠資料10(1)-1【ウェブ】）。

加えて、2022（令和4）年度には、第4期中期目標・中期計画に定めている方針に加えて「大学運営に関する方針」を定め、【基本方針】、【法人組織】、【教学組織】、【事務組織】の各方針を明確にするとともに、2022（令和4）年度自己点検・評価結果に基づく学長改善指示により、「麻布大学の各種方針」として大学ホームページで公表している（根拠資料2-3【ウェブ】）。

【大学運営に関する方針】

【基本方針】

大学及び高等学校を含めた学園を取り巻く経営環境の悪化と社会情勢の変化に迅速に対応するため、簡素で効率的、かつ、機動的な意思決定と着実な執行及び教育学術研究成果を広く社会に還元する管理運営体制の構築を目指す。また、このような大学運営には教員と職員の協働が必要不可欠であるとの認識の下、必要な体制を整備するとともに、教職員の資質向上のため組織的なSD活動を継続して行う。

【法人組織】

「学生・生徒第一主義」の下、大学の教育・学術研究の発展及び高等学校の教育の発展のため、学園教職員個々人のキャリア形成に資する体系化された人材育成を目指す。また、2021 年度から 2025 年度を第 4 期中期目標・中期計画期間として、教学組織と連携して本学の教育理念の実現に取り組む。学長の任命方法については、2021 年度から変更し、理事会があらかじめ示した次期麻布大学長に求められる学長像との合致性、法人経営及び大学運営の見地から適任者としての可否等を理事会で評価し、学長を任命する方式とした。

【教学組織】

内部質保証に責任を負う麻布大学教育研究会議（以下「教育研究会議」という。）の下、透明性、公正性及び機能性のある管理運営を行う。学長の意思が各部局単位及び教員各位に円滑に伝わるとともに、各学部及び各研究科における、①学生の受入方針、②教育課程の編成・実施の方針、③学位授与の方針の 3 つのポリシー並びに学術的特性と「学修の成果に係る評価等の基準（アセスメントポリシー）」に基づいた PDCA サイクルを回しながら施策を実行できる体制とする。

また、各学部長及び各研究科長は、教授会の審議結果を学長に報告し、学長はその意見を聴いて最終的な決定を行う。

全学にかかわる事項に関しては、学長の意思決定に先立ち、教育研究会議で審議し、それを基に学長が最終意思決定を行い、各学部及び各研究科にフィードバックするほか、各学部から選出された委員で構成される各学部の各種委員会及び全学組織の各種委員会によって、所掌ごとに集中的にそれぞれの課題について審議し、その結果を学長に意見を述べる体制とする。

更に、本学の管理運営に関し、次の各号に掲げる事項については、理事会が意思決定を行うに当たり、あらかじめ学長が理事会に意見を述べることを着実に行う。

- (1) 学生定員及び学生入学者数に関する事項
- (2) 大学の学部・学科、大学院の研究科の設置・廃止に関する事項
- (3) 教育研究事業を対象とする補助金に関する事項
- (4) 教職員の採用及び身分に関する事項
- (5) 教職員役職者の任免に関する事項
- (6) 大学の重要な規程の制定・改廃に関する事項
- (7) 大学の式典・行事に関する事項
- (8) 他大学等との協定の締結に関する事項
- (9) その他理事長又は学長が必要と認めた事項

【事務組織】

1. 基本方針

- (1) 事務体制及び規則等を整備し、育児や介護との両立など、働く者のニーズの多様化への対応を図る。

(2)大学業務の支援を十分に機能させるため、事務職員の意欲・資質の向上を図る。 2.行動方針 (1)定期的な人事異動を実施する等、組織を活性化するとともに、事務組織及び分掌等の見直しを行う。 (2)残業削減への取組及び職場環境を良くするよう努める。 (3)情報公開を推進する。

以上のとおり、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示している。

点検・評価項目② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点	1 適切な大学運営のための組織の整備 ○ 学長の選任方法と権限の明示 ○ 役職者の選任方法と権限の明示 ○ 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化 ○ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化 2 適切な危機管理対策の実施
-------	--

<適切な大学運営のための組織の整備>

「学校法人麻布獣医学園寄附行為」及び「大学運営に関する方針」に基づき、大学の意思決定権者を学長とすることなどを明確にするため、「麻布大学運営規程」において、教職員の適切な役割分担、組織的な連携体制の確保及び教育研究に係る責任の所在を明確化するため必要な事項を定めている（根拠資料10(1)-2【ウェブ】、10(1)-3【ウェブ】）。また、「麻布大学運営規程」第13条第3項において、本学の管理運営に関する事項のうち、理事会と大学との円滑かつ良好な関係を維持・発展させるため、理事会が意思決定を行うに当たり、あらかじめ学長が理事会に意見を述べる事項を規定している。

<学長の選任方法と権限の明示>

学長の選任方法については、「学校法人麻布獣医学園人事規則」に基づき、「麻布大学学長選任規則」を定め、理事長の下に設置される学長選挙管理委員会によって行われる選挙において、専任教員及び管理・監督の立場にある事務職員による投票により選出された学長候補者の中から、理事会において学長を選任の上、理事長が任命している（根拠資料6-8【ウェブ】、10(1)-4【ウェブ】）。

学長候補者となり得る者は、「麻布大学学長選任規則」第2条において「本学の内外を問わず、学園の建学の精神を体し、大学設置基準第12条の規定により、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者であって、本学における教育研究

活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、第4条第2項により学園理事会が定める基準により行うものとする。」と定めている。学長の任期は就任の日から4年とし、再任は1回に限り4年の任期としている（根拠資料10(1)-4【ウェブ】）。

学長の権限については、「麻布大学運営規程」第13条第3項において「学校教育法第92条第3項に定めるもののほか、本学の教育研究及び管理運営上に関し、意思決定に先立って、この規程第28条に定める教育研究会議を招集して、本学の考えを協議するとともに、この規程第29条から第35条に定める部局長連絡会議及び各教授会を含む本学の各種会議を掌握し、必要に応じて出席する等、常に最善の協力体制を作るよう、適切な指導と助言を教職員に与えなければならない。」と定めており、大学の包括的責任者として役割を明示している（根拠資料10(1)-3【ウェブ】）。

＜役職者の選任方法と権限の明示＞

大学運営に当たり、学長をはじめ、学長補佐、学部長、研究科長、学科長などの役職者を置いている。各役職者の選任方法及び権限については、「麻布大学運営規程」で明示している。なお、学長補佐については「麻布大学運営規程」第23条において、「学長補佐は、学園人事規則及び本学学長補佐に関する規程に基づき、学長の指名により、理事長が任命する。」と定め、現在の体制では、教務担当、研究推進担当、学生支援担当、特命・渉外担当の4人としている（根拠資料2-18、2-19【ウェブ】、10(1)-3【ウェブ】）。

＜学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化＞

学長の意思決定に関しては、「麻布大学運営規程」第13条第3項に「本学の教育研究及び管理運営上に関し、意思決定に先立って、この規程第28条に定める教育研究会議を招集して、本学の考えを協議する」と規定するとともに、教育研究会議において、「理念・目的、教育目標に関すること。」「教育内容・教育課程の編成に関すること。」及び「全学的視点に立った教員ポストの配置に関すること。」等15項目を審議する旨を「麻布大学教育研究会議規則」第3条に定めている（根拠資料2-17【ウェブ】、10(1)-3【ウェブ】）。

各学部・各研究科については、重要事項を審議する機関として教授会を設置している。「麻布大学獣医学部教授会規則」、「麻布大学生命・環境科学部教授会規則」、「麻布大学大学院獣医学研究科教授会規則」、「麻布大学大学院環境保健学研究科教授会規則」、「麻布大学学則」、「学校教育法第93条第2項第3号に基づく学長が定めるものについて」の条項において、学長が意思決定するに当たり、各教授会が意見を述べる事項について定めている（根拠資料1-2【ウェブ】、10(1)-5【ウェブ】、10(1)-6【ウェブ】、10(1)-7【ウェブ】、10(1)-8【ウェブ】、10(1)-9【ウェブ】）。

また、学長の意思決定を支える体制として、学長の命を受け、特命事項について任務を遂行する学長補佐を配置している。さらに、教育研究に関わる各センターや事務局とは、部局長連絡会議において連絡・調整を図ることとしている（根拠資料2-19【ウェブ】、10(1)-10【ウェブ】）。

＜教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化＞

「学校法人麻布獣医学園寄附行為」第15条に「この法人の業務の決定及び理事の職務の執

行の監督は、理事会において行う。」と定めており、理事会を法人における最終意思決定機関として位置付けている（根拠資料10(1)-2【ウェブ】）。

また、「麻布大学運営規程」第13条第3項に「本学の管理運営に関する事項のうち、次の各号に掲げる事項については、理事会と大学との円滑かつ良好な関係を維持・発展させるため、理事会が意思決定を行うに当たり、あらかじめ学長が理事会に意見を述べるものとする。」と規定している。大学においては、全学的方針を策定するほか、内部質保証及び教学マネジメントを推進する組織として教育研究会議を設置しており、その権限と責任について定めている（根拠資料2-17、10(1)-3【ウェブ】）。

教学組織と法人組織の権限と責任については、「麻布大学ガバナンス・コード」に明記している（根拠資料10(1)-1【ウェブ】）。

＜適切な危機管理対策の実施＞

大学及び附属高等学校の社会的責任を果たし、学生、生徒及び職員の安全確保を図るため、「学校法人麻布獣医学園危機管理規程」を定めており、緊急に対処すべき様々な事象に伴う危機に対し、迅速かつ的確に対応している（根拠資料10(1)-11【ウェブ】）。

直近では、新型コロナウイルス感染症対策のため、法人危機対策本部及び大学危機対策室を設置し、「麻布大学及び附属高等学校における新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限指針」を策定するなど、適切に対応している（根拠資料10(1)-12、10(1)-13）。

以上のとおり、方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設けて権限等を明示するとともに、規則等に則り適切に大学運営を行っていると判断する。

点検・評価項目③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点	1 予算執行プロセスの明確性及び透明性の担保 ☐ 内部統制等 ☐ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定
-------	---

＜内部統制等＞

予算については、毎年度の『予算編成大綱（案）』を学内理事及び事務局で作成し、9月開催の理事会において審議しており、予算編成に係る数値目標、次年度の取組事項、予算編成方法及び予算編成スケジュール等について承認を得ている。また、理事会で承認された『予算編成大綱』は、10月初旬に予算要望書の提出を依頼する際、全教員及び予算管理部署に周知している（根拠資料5-16、10(1)-14）。

予算編成について、2021（令和3）年度までは、事業予算単位で個別に査定し積み上げていく「事業査定方式」を採用していたが、予算編成の効率化及び予算執行の弾力化を図るため、2022（令和4）年度から「枠配分方式」を導入している。具体的には、下表「経費区分一覧」のとおり、基盤的事業経費（恒常的）等削減余地のある事業経費は「枠配当予算」とし、原則前年度予算額をベースに予算額を決定する。一方、重点施策事業や「キャンパスマスタープラン第IV期（改定版）」に基づく工事費等理事会の経営判断を要する事業経費は「枠

外配当予算」として個別査定を行い、予算額を決定している（根拠資料5-16、10(1)-14）。

【予算編成の流れ】

9月	理事会において、次年度の予算編成大綱の審議・承認
10月	収入予算の編成 予算管理部署は、10月中に予算要望書及び見積書を財務管財課（経理担当）に提出し、財務管財課（経理担当）は、各予算管理部署から提出された予算要望書の精査及び集計を実施
11月	予算査定（ヒアリングを含む。）は、原則として、学長・総務担当理事・財務担当理事・事務局長・事務局次長・総務部長・教務部長による査定チームにより行われ、枠外配当予算のほか、必要に応じて実施 財務管財課（経理担当）は、枠配当予算の査定のほか、査定チームでの査定後の枠外配当予算の査定結果を集計し、予算編成大綱で示した数値目標との整合性及び集計結果を一覧にして各理事に展開
12月	査定結果を各予算要望部署に通知
1月	理事会において、予算概要を報告
2月	理事会・評議員会において、予算の審議・承認

【経費区分一覧（抜粋）】

分類	経 費 区 分	内 容	備 考
枠外配当予算	重点施策事業経費	令和5年度予算編成において「重点施策事業経費」に区分された事業経費	原則、個別査定により予算額決定 ※予算要望書・ヒアリングあり。
	投資的的事业経費	「キャンパスマスタープラン第IV期（改定版）」及び「ICT教育・環境整備」に基づく事業経費	
	裁量的的事业経費	各部局からの提案に基づく事業経費（他の経費区分に該当しないもの）	
	基盤的的事业経費（計画的変動）	一定周期等、計画的に金額が増減する事業経費 ※原則、令和5年度において基盤的的事业経費（計画的変動）に区分された事業経費	
枠配当予算	基盤的的事业経費（恒常的）	恒常的に一定額を要する事業経費 ※原則、令和5年度において基盤的的事业経費（恒常的）に区分された事業経費	原則、機械的に予算額決定。 ※予算要望書・ヒアリングあり。
	縮小・廃止事業経費	令和5年度予算編成において「縮小・廃止事業経費」に区分された事業経費	

予算執行については、財務管財課（経理担当）から、理事会・評議員会で承認された次年

度の配分予算を3月下旬に各予算要望部署に通知する（根拠資料10(1)-15）。各部署は、4月1日付けで財務管財課（経理担当）から配信する「予算執行マニュアル」に基づいて予算執行を行う。執行に当たっては、基準額以上の物品等を購入する場合は3社以上の見積り合わせを必要とするなど、経費の節減に努めることとしている。また、教職員のPCから、予算の執行や残高を確認できる予算管理システムを導入しており、予算管理者が常に予算状況を把握できる環境を整備している（根拠資料10(1)-16）。

<予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定>

「枠外配当予算」では、予算要望時の提出書類に要望内容に対する達成指標の目標値・評価方法・実績値等についての記載を求めることとしている。内容については査定時に確認しており、効果については翌年度の査定時に点検している（根拠資料10(1)-14）。

予算の執行状況は、四半期ごとに理事会に報告しており、予算執行の分析・検証として、当該年度の予算に対する執行累計額、予算残高及び予算進捗率を表示した資金収支計算書に加え、収入の部及び支出の部における主要な内容や特筆すべき事項について、それぞれ報告している（根拠資料10(1)-17）。

なお、決算に係る審議は、私立学校法第46条に則り、評議員会への報告時に意見を求めることとしている（根拠資料10(1)-18）。

以上のとおり、予算編成及び予算執行を適切に行っていると判断する。

点検・評価項目④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点	1 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置 ○ 職員の採用及び昇任に関する諸規程の整備とその適切な運用状況 ○ 業務内容の多様化・専門化に対応する職員体制の整備 ○ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働） ○ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善
-------	--

<大学運営に関わる適切な事務組織の編成>

事務組織については、「学校法人麻布獣医学園事務組織規程」に定め、事務分掌に則って業務を遂行している（根拠資料8-4【ウェブ】）。また、2022（令和4）年度に、各種方針や中期目標・中期計画を円滑に推進する事務組織とするため、学長企画室を設置したほか、入試課、広報課、地域連携・渉外課、経理課及び管財課を、入試広報課、渉外課、財務管財課に統合した上で、当該業務遂行に必要な能力を有する職員を配置するなど、大学業務を円滑かつ効果的に行えるよう適正な人員配置を行っている（根拠資料10(1)-19）。

<職員の採用及び昇任等に関する諸規程の整備とその適切な運用状況>

「学校法人麻布獣医学園人事規則」及び「事務職員・技能職員・労務職員の採用・昇任に

関する規程」において、職員の採用及び昇任に関する手続を定めている（根拠資料6-8【ウェブ】、10(1)-20【ウェブ】）。

採用にあっては公募によることを原則とし、書類審査（一次）と筆記・面接試験（二次）によって行っているほか、昇任にあっても「事務職員・技能職員・労務職員の採用・昇任に関する規程」に基づき職員評価を行っている。

<業務内容の多様化・専門化に対応する職員体制の整備>

近年の大学教育・大学運営に求められるデータサイエンス教育や教学IRを担うに当たり必要な統計・分析能力を有する者を配置している。採用に当たっては、クロスアポイントメント制度により、実務経験者を民間企業から受け入れるなど、多様化・専門化する業務にふさわしい体制としている（根拠資料6-16、6-17）。

<教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）>

本学では、教育研究会議において、建学の精神に則り、教育理念及び目的の実現を図るため、三つの方針を含む全学的な方針を策定するとともに、大学教育、学術研究、産学連携、地域連携及び国際交流等の諸課題について戦略的に推進するための企画立案を行い、教育内容・教育課程の編成、内部質保証・教育の質保証及び全学的視点に立った教員配置等の重要な事項について審議を行っている。教育研究会議は、学長、各学部長等教学における部局の長に加え、事務局長、事務局次長及び事務局部長も構成員として審議に加わるなど、全学的な体制としている（根拠資料2-17【ウェブ】）。

また、大学全体の教務に関する事項を立案調整するため、学長の下に置いている教務委員会に事務局教務部長及び教務課長を、学部の教務に関する事項を審議するために設けている各学部教務委員会に事務局教務部長をそれぞれ委員とするほか、教学IRセンターにおいては副センター長に事務職員を任命するなど、教学における施策の意思決定に事務職員が加わる教職協働体制を整備している（根拠資料2-20【ウェブ】、10(1)-21、10(1)-22、10(1)-23）。

さらに、2022（令和4）年度には、今後の学部学科改組の検討に当たり、教員と事務職員で構成するワーキンググループを設置するなど、教員と職員が連携して大学運営に取り組んでいる（根拠資料10(1)-24）。

<人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善>

「事務職員・技能職員・労務職員の採用・昇任に関する規程」及び「事務職員資格等級格付定義」を定め、各課の課長等が作成する職務行動評価シートに基づき、管理監督者で構成する人事評価会議において評価を行い、昇任等を決定している。人事考課に当たっては、各課の課長等は、課員と年度初め及び年度末に個別に面談し、フィードバックを行っている（根拠資料10(1)-20【ウェブ】、10(1)-25）。

また、前述したとおり、各種方針や中期目標・中期計画を円滑に推進するとともに、近年多様化・複雑化する業務に対応するため、事務組織体制を見直したほか、適切な人員配置を行っている（根拠資料10(1)-19）。

以上のことから、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けるとともに、適切に機能していると判断する。

点検・評価項目⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点	1 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施 2 スタッフ・ディベロップメント（SD）の参加率と、参加率向上の取り組みの実施
-------	--

＜大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施＞

「麻布大学スタッフ・ディベロップメント推進規程」に基づき、SD活動を実施している（根拠資料6-19【ウェブ】）。同規程において、SDの対象者は事務職員だけでなく、教員も含めた教職員と定めており、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能を習得・向上させる研修を行っている。

近年の大学を取り巻く環境の変化やステークホルダーからの要請等もあり、教職員の果たすべき役割は年々複雑化し、重要度も増していることから、毎年外部講師による研修を企画している。研修を通じて世間の相場に触れることで刺激を受けるとともに、自身の置かれている状況を認識し、能力・資質の向上につなげられるよう取り組んでいる。

教職員を対象とした全体研修として情報セキュリティ研修や大学運営に関する研修等を実施している（根拠資料6-21）。また、2022（令和4）年度には、コンプライアンスに対する理解の促進及び意識啓発を図るため、教職員を対象に研修を行ったほか、研修以外の取組として、学長のリーダーシップの下で設置した教職員によるワーキンググループが中心となり、コンプライアンス推進に係るワーク（アンケート）を実施した上で、「学生へのクレド」を策定した（根拠資料10(1)-26、10(1)-27）。

事務職員を対象とした研修の一つに、基礎能力の総合的な向上を図るため、組織開発・人材育成支援サービス会社を活用しており、「Planning & Control」、「Communication」、「Thinking」、「Business Knowledge」、「Self-Management」の四つのカテゴリーを中心とする300を超える講座の中から、各事務職員が自身の職階や向上すべき能力に応じた講座を所属長と相談して選択し、年2回以上受講することとしている（根拠資料10(1)-28）。

＜スタッフ・ディベロップメント（SD）の参加率と、参加率向上の取り組みの実施＞

スタッフ・ディベロップメント（SD）の参加率と参加率向上の取組については、基本的に全員参加を義務付け、FDと同様、当日都合がつかない場合は録画した動画を視聴することとしている（根拠資料10(1)-29）。

以上のとおり、本学では大学運営を適切かつ効果的に行うため、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているといえる。

点検・評価項目⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点	1 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価の実施 2 監査プロセスの適切性 3 点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組みの実施
-------	---

<適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価の実施>

<点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組みの実施>

大学運営の適切性に関する自己点検・評価は、大学基準協会が定める「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく『自己点検・評価報告書』と、私立学校法に則り、学園の中期的な計画として定めている中期目標・中期計画に基づく事業計画に対する達成度評価により実施している。

「大学基準」に則った点検・評価については、第2期認証評価での指摘事項を踏まえ、毎年いずれかの基準について実施することとしている（根拠資料2-27）。2019（令和元）年度にあっては、「自己点検・評価規則」に則り、学長が定めた事項について各部局が点検・評価を実施し、自己点検・評価本部が改善事項等を取りまとめて、全学的な『自己点検・評価報告書』を作成している。2020（令和2）年度以降にあっては、新たに制定した「内部質保証規程」に則り、点検・評価活動を実施している。具体的には、本学における内部質保証責任組織である教育研究会議において定めた事項について、実施要領に則り、事務局長を中心に点検・評価を行い、その結果を教育研究会議に報告する。教育研究会議に報告のあった点検・評価結果に基づき、学長は全学的な『自己点検・評価報告書』を作成の上、内部質保証の方針に基づいた内容であるか検証し、改善事項については期限を定めた上で改善するよう意見を付して取りまとめることとしている（根拠資料2-1【ウェブ】、2-5、2-27）。

中期目標・中期計画には「教職員の人材育成を推進し教職協働を深化させ、教職員の情熱と努力により、学園運営の活性化を推進する」ことを掲げ、事務職員の専門知識・能力向上を目的に、組織開発・人材育成支援サービス会社を活用しているほか、認証評価機関に評価委員候補を推薦するなど、大学運営を担う教職員の資質向上に向けた取組がなされている。

教職協働による点検・評価及びそれに基づく改善・向上に向けた取組としては、IR担当部署が入学試験結果、入学者アンケート結果及び志願者併願状況、入学者選抜の妥当性の検証、在学生調査、学生の授業時間外の学習時間・学習行動など調査・分析を行い、内部質保証責任組織であり教学マネジメント組織でもある教育研究会議で報告されている（根拠資料2-12、2-13、2-14、2-15、5-22、5-23）。教育研究会議は当該根拠資料に基づいて教育内容等を検証するよう各部局に対して指示するとともに、各部局からの報告内容を確認するなど、IR担当部署からの情報提供により、全学的な教学マネジメント体制によるPDCAサイクルを適切に機能させている。

事務組織の適切性は、事務局長が適宜検討しており、理事会での協議を経て見直しを図っている。前述したとおり、大学の各種方針や中期目標・中期計画を円滑に推進するとともに、18歳人口の減少等社会環境の変化に対応できる体制とするため、2022（令和4）年度に事務組織を改編している（根拠資料10(1)-19）。

＜監査プロセスの適切性＞

監査については、監事、監査法人及び内部監査室による監査を年度ごとに実施するとともに、『監査報告書』を作成して理事長に提出している。

監事は、「学校法人麻布獣医学園寄附行為」及び「学校法人麻布獣医学園監事監査規程」に基づき、学園の業務及び財産の状況について毎年 5 月に監査を実施し、同月の理事会、評議員会に『監査報告書』を提出している（根拠資料 10(1)-2【ウェブ】、10(1)-30、10(1)-31）。

学園の監事は非常勤の監事 2 人であり、毎月の定例理事会を始め、臨時理事会及び評議員会に出席している。監事は、理事会及び評議員会の運営状況並びに理事の業務執行状況を把握し、理事からの関連資料に基づき業務報告等を聴取している。また、教育研究会議においても、業務監査及び学長の職務執行状況の監査の一環として、必要に応じて同会議に出席し意見を述べることもある。さらに、監査法人による監査計画及び監査結果を共有し、三様監査が効率的かつ効果的に機能するよう、監事、監査法人及び内部監査室による定期的な意見交換を行っている。

監査法人による監査については、私立学校振興助成法第 14 条に基づき、期中取引の検証及び期末監査を実施すると同時に、その結果について報告書を作成し、理事会において監事が口頭で報告している（根拠資料 10(1)-32）。

また、監査法人には、通常の会計監査に加え、内部統制の検証も依頼しており、前年度の指摘事項に係る履行状況及び新規事項については、監査覚書が提出され、業務改善の成果を検証することとしている。

内部監査室による監査は、「学校法人麻布獣医学園内部監査規程」及び内部監査室が作成する『内部監査計画書』に基づき、業務監査、財務監査、情報システム監査及び競争的研究費等監査を行っており、監査結果については『内部監査報告書』として理事長に提出している（根拠資料 10(1)-33、10(1)-34、10(1)-35）。

また、理事長は、報告書により改善等の処置が必要と判断した場合は、業務改善の指示を行い、改善状況について継続的に確認するほか、監査結果を監事と共有している。

以上のことから、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取組が行われていると判断する。

2.長所・特色

特になし。

3.問題点

特になし。

4.全体のまとめ

建学の精神に則り、大学の理念・目的を実現するため、2021（令和3）年度に第4期中期目標・中期計画を策定し、「時代を切り拓くフロンランナーの育成【実践の最前線で活躍できる人材を送り出す、時代に即した『実学の麻布』を達成する】」をビジョンとして掲げるとともに、ビジョン達成に向けた五つの方針を策定し、大学運営を行っている。

「学校法人麻布獣医学園寄附行為」に、学園における最終意思決定機関は理事会であることを規定しているほか、「麻布大学ガバナンス・コード」を策定し、教学組織と法人組織に係るそれぞれの権限と責任について明確にしている。また、適切な大学運営のため、学長、その他の役職者の役割、権限及び選任方法を規程等で明示している。

危機管理への対応については、「学校法人麻布獣医学園危機管理規程」を定め、緊急に対処すべき様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対応している。

予算編成は、毎年度『予算編成大綱』を策定し、2022（令和4）年度から「枠配分方式」を導入することで、予算編成の効率化及び予算執行の弾力化を図っている。予算の執行は、「予算執行マニュアル」に基づいて行われており、教職員のPCから、予算の執行や残高を確認できる予算管理システムを導入することで、予算管理者が常に予算状況を把握できる環境を整備している。なお、予算執行の適切性に関しては、四半期ごとに理事会において報告しており、予算執行の分析・検証として、当該年度の予算に対しての執行累計額、予算残高及び予算進捗率を表示した資金収支計算書と収入の部及び支出の部における主な内容や特筆すべき事項について、それぞれ報告している。

学園の事務組織については、「学校法人麻布獣医学園事務組織規程」に定め、事務分掌に則って業務を遂行している。職員の採用・昇任については、「学校法人麻布獣医学園人事規則」、「事務職員・技能職員・労務職員の採用・昇任に関する規程」、「事務職員資格等級付定義」に基づき適切に実施している。

教職員の育成については、「麻布大学スタッフ・ディベロップメント推進規程」に則り、実施している。参加率の向上に向けた取組として、当日都合がつかない場合は録画した動画を視聴するよう周知している。また、事務職員にあっては、組織開発・人材育成支援サービス会社が提供するオンデマンド方式による研修を受講することが可能となっている。

大学運営の適切性については、大学基準協会が定める「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく『自己点検・評価報告書』と、私立学校法に則り、学園の中期的な計画として定めている中期目標・中期計画に基づく事業計画に対する達成度評価により実施している。

以上のことから、本学では法人組織と教学組織が連携し、教員と職員が協働しながら、適切に大学運営を行っている。本学の理念・目的を実現するため、今後も持続可能な大学運営を行っていく所存である。

第2節 財務

1.現状説明

点検・評価項目① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点	1 大学の将来を見据えた中・長期の計画等策定のための中・長期の財政計画の策定 2 財務関係比率に関する指標又は目標の設定
-------	---

<大学の将来を見据えた中・長期の計画等策定のための中・長期の財政計画の策定>

学園の中期目標・中期計画は、2004（平成16）年度に第1期を策定以来、2020（令和2）年度までに5年又は6年ごとに3期にわたり策定・遂行してきた。その間、一層少子化が進み、私立大学をめぐる経営環境はますます厳しい状況となった。多くの学校法人が危機感を持って対応しており、特徴ある学部・学科への改組・再編、魅力ある教育・研究活動を展開するなど、入学志願者を確保するための取組を強化している。

現在は、2021（令和3）年度を開始年度とする第4期中期目標・中期計画を策定・実施しており、本学の諸課題を踏まえ、「時代を切り拓くフロンランナーの育成【実践の最前線で活躍できる人材を送り出す、時代に即した『実学の麻布』を達成する】」をビジョンに掲げている。学園創立150周年を迎える2040（令和22）年は、18歳人口が現在の約7割に相当する77万人以下に減少し、外部環境がより厳しくなると予測されているが、そのような状況にあっても社会から高い評価を受けるべく、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までを学園の礎を築くための5年間として位置付けている（根拠資料1-16）。

なお、財政面においては、第4期中期目標・中期計画に「学園のガバナンスと組織的運営における戦略的取組」として、①特定資産の純増計画（施設設備引当特定資産及び減価償却引当特定資産の合計額）及び資金運用の見直し（有価証券保有額／受取利息）②寄付金事業（未来募金）の運用（未来募金の寄付収入総額）を掲げており、学園が健全な財政基盤を築き、将来に向けて発展していけるよう、2025（令和7）年度までの5年間の事業計画を策定している（根拠資料1-16）。

<財務関係比率に関する指標又は目標の設定>

財政基盤強化については、2016（平成28）年度から2030（令和12）年度の15年間の最終年度に、純資産構成比率（総資産に対する自己資本率）等の財務比率を全国平均以上とするべく、次のとおり数値目標を設定している（根拠資料10(2)-1）。

【財務目標（数値目標）】

- | |
|--|
| (1) 資金収支における施設関係支出・設備関係支出は、新築計画から修繕計画に方針転換して見直した「キャンパスマスタープラン第IV期（改訂版）」に基づき再検討し、財政基盤強化期間における支出目標（15年間の支出上限額120億円）の達成に向け、 |
|--|

計画的に金額を計上する。

(2) 資金収支における特定資産の繰入支出及び取崩収入は、「キャンパスマスタープラン第IV期（改訂版）」に係るキャッシュ・フローを考慮した上で、財政基盤強化期間における特定資産の目標額達成（2015（平成27）年度比純増30億円）に向け、計画的に金額を計上する。

(3) 事業活動収支における「基本金組入前当年度収支差額」は1億円を確保するが、「キャンパスマスタープラン第IV期（改訂版）」の進捗状況も踏まえ、この数値の見直しも検討していく。

以上のとおり、教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定している。

点検・評価項目② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点	1 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）の確保 2 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み 3 外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況と資産運用実績等
-------	---

＜大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）の確保＞

直近数年の決算にあっては、日本私立学校振興・共済事業団が公表している「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」において、正常状態として区分される「A3」に相当する結果となっている。

財政基盤の安定化を把握することができる純資産構成比率は、2022（令和4）年度財務計算書類に基づく経営状況の分析では87.4%であり、医歯薬系法人を除く私立大学を設置している学校法人の2021（令和3）年度の平均値88.0%を下回っているが、2018（平成30）年度は84.0%、2019（令和元）年度は84.5%、2020（令和2）年度は85.8%、2021（令和3）年度は86.6%と近年では改善傾向にある（大学基礎データ表11）。

また、金融資産の保持状況を示す指標である要積立額に対する金融資産の充足率は、2017（平成29）年度にあっては46.9%と注意を要する水準に合ったが、2022（令和4）年度にあっては62.3%まで改善している。健全性については当面差し支えないものの、引き続き改善が必要な状況にある（根拠資料10(2)-2）。

臨時的な要素も含めた毎年度の収支バランスの状況を把握することが可能な指標である事業活動収支差額比率についても、2018（平成30）年度は4.5%、2019（令和元）年度は5.6%、2020（令和2）年度は8.5%、2021（令和3）年度は7.7%と近年は改善傾向にあり、2022（令和4）年度は6.9%と平均値6.4%を上回る数値となっている（大学基礎データ表9）。

一方、事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合については、2017（平成29）年度の142.0%から2022（令和4）年度には116.6%と減少傾向にある。ただし、依然高い水準にあることから、改善に向けて引き続き取り組む必要がある（根拠資料10(2)-2）。

<教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み>

財政基盤の確保及び安定化については前述のとおりである。その上で、教育研究経費比率は全国平均値より高い水準にあることから、学校法人の本業である教育研究活動の維持・発展を支えるのに十分な支出をしているといえる。2018（平成30）年度は40.0%、2019（令和元）年度は38.2%、2020（令和2）年度は36.4%、2021（令和3）年度は37.0%、2022（令和4）年度は40.5%と全国平均値34.3%を上回る数値となっている（大学基礎データ表9）。

なお、教育研究の遂行に係る経費は、学園から各教員へ毎年4月に予算配分するとともに、使途については「予算執行マニュアル」に基づき教育研究に直接必要な経費に使用することとし、適正な執行を働きかけている（根拠資料10(1)-16）。教育に係る経費としては、実習費、学生経費及び大学院学生経費等があり、それぞれ条件に応じて予算を配分している。教員は、一部の免除申請者（海外出張中や定年退職が直近である等）を除き、文部科学省科学研究費補助金に全員が申請することとなっており、研究費を外部資金により自ら獲得するような学内ルールとしている（根拠資料10(2)-3）。

<外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況と資産運用実績等>

○外部資金

本学では、文部科学省科学研究費補助金をはじめとする競争的資金に、原則として全員が応募することとしており、外部資金獲得のため研究推進・支援本部が中心となり、外部講師によるセミナーの開催やシニアリサーチメンターの配置など、申請書作成をはじめ、競争的資金獲得のためのサポート体制構築等に取り組んでいる。その結果、競争的資金の獲得額は順調に推移し、2021（令和3）年度は過去最高となる102件、265,386千円となり、2022（令和4）年度も111件、258,860千円と前年度に引き続き高い実績となった（根拠資料8-47）。

一方、民間企業等からの外部資金については、2020（令和2）年度から続く新型コロナウイルス感染症により対外的活動が制限された影響もあり、奨学寄附金及び学術指導は件数、金額とも減少した一方、共同研究及び受託研究は受入額が増加しており、2022（令和4）年度における外部資金獲得額は205,478千円と過去最高額となった（根拠資料10(2)-4）。

○寄附金

寄附金の合計残高は、次のとおりである。

（単位：千円）

年 度	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)
寄附金残高	63,441	60,207	89,426	92,787	116,585

残高としては増加傾向にあり、特に企業からの寄附講座設置に係る寄附金が増加傾向にある一方、長引く不況を象徴し在学生や同窓生等による一般寄附金は減少傾向にある。

なお、2022（令和 4）年度にあっては、残高が前年度対比大幅に増加しているが、公正証書遺言に基づく故人から未来募金への寄付（22,358 千円）が要因である。これが契機となり、寄附金の獲得戦略として、金融機関で取り扱っている遺言信託業務を利用し、遺贈による寄附の受入れを検討している。

○資産運用実績等

財政基盤の安定化に向けた収入増加策の一つである資産運用規模の見直しのため、直近数年にあっては、予算に有価証券購入支出として 10 億円程度計上している。予算執行に当たっては、前年の 3 月に以下のような方針を理事会において決定した後、「学校法人麻布獣医学園資金運用規程」に基づき、債券発行の発表から募集の締切りまで短期間であることから、理事長及び財務担当理事の判断により、購入することとしている（根拠資料 10(2)-5）。

【運用資産に係る予算執行方針】

1. 資金運用計画

- (1) 有価証券購入支出 予算額 10 億円前後
- (2) 原資 一般支払資金（普通預金）からの新規購入
- (3) 計上先となる特定資産
退職給与引当特定資産、施設設備引当特定資産、減価償却引当特定資産

2. 購入予定債券

- (1) 対象となる金融商品 ① 国債 ② 地方債 ③ 社債 ④ その他
- (2) 運用期間 30 年以下

3. 運用に当たっての基本方針及び留意点

- (1) 学校法人麻布獣医学園資金運用規程に基づき行う。
- (2) 元本割れのリスクを回避することを最大限考慮する。
- (3) 行体格付が「A」クラス以上を有するものとする。
- (4) 債券格付が「B B B」クラス以上を有するものとする。
- (5) 国債以外の債券を取得する場合、同一発行体が発行した債券の投資額は、債券保有総額の 10%を超えないこととする。
- (6) 債券の購入は、利率等の条件が決定する前に予約する必要がある。

4. 有価証券保有高

有価証券の保有高は、次のとおりである。（単位：千円）

年 度	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)
有価証券残高	2,599,986	3,900,000	4,400,000	5,100,000	5,900,000

以上のとおり、本学では教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤を有していると判断する。ただし、要積立額に対する金融資産の充足率がやや低く、事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合も依然として高い状況にあることは課題として認識している。

2.長所・特色

財政基盤の安定化策の一環として、2016（平成28）年11月理事会・臨時評議員会で承認された2030（令和12）年度まで設定している財務目標（数値目標）について、毎年度目標を達成している。

直近数年の決算にあっては、日本私立学校振興・共済事業団公表の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」において正常状態として区分される「A3」に相当する結果となっている。

3.問題点

金融資産の保持状況を示す指標である要積立額に対する金融資産の充足率は、2017（平成29）年度にあっては46.9%と注意を要する水準にあったが、2022（令和4）年度にあっては62.3%まで改善しており、健全性については当面差し支えないものの、やや低い状況にある。

また、事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合については、2017（平成29）年度の142.0%から2022（令和4）年度には116.6%と減少傾向にはあるが、依然高い水準にあることから、引き続き教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤の確立に向けて取り組む必要がある。

4.全体のまとめ

本学は、学園が健全な財政基盤を築き、将来に向けて発展するために、第4期中期目標・中期計画に掲げるビジョンの達成に向け、財政面での計画については「学園のガバナンスと組織的運営における戦略的取組」において、①特定資産の純増計画（施設設備引当特定資産及び減価償却引当特定資産の合計額）及び資金運用の見直し（有価証券保有額／受取利息）、②寄付金事業（未来募金）の運用（未来募金の寄付収入総額）を掲げている。

要積立額に対する金融資産の充足率及び事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合については近年改善傾向にはあるが、その水準はまだ課題として認識している。財政基盤強化を図るため、2016（平成28）年度から2030（令和12）年度の15年間の最終年度に、純資産構成比率（総資産に対する自己資本率）等の財務比率を全国平均以上とするべく、数値目標を設定している。「キャンパスマスタープランIV期（改訂版）」に基づき、施設関係及び設備関係支出を計画的に計上しつつ、収支目標を達成することにより、課題の改善を図っていく所存である。

外部資金の獲得額は、研究推進・支援本部を中心とした取組の成果により、順調に推移し

ている。

18 歳人口の減少によって厳しい経営環境が予測されているが、大学の教育理念及び目的を実現するため、ビジョン及び数値目標の達成に向けて継続して取り組むことで、教育研究活動を安定して遂行するための財政基盤の確立を目指すこととする。

終章

学校法人麻布獣医学園は、1890（明治23）年の東京獣医講習所の創立から始まり、学園創立者である興倉東隆（よくらはるか）の信念である「学理の討究と誠実なる実践」を建学の精神とし、学園創立以来130年以上の歴史を歩む過程で、伝統の獣医学教育を基軸に教育研究内容を多様化・高度化させてきた。2024（令和6）年度には獣医学部に獣医保健看護学科を新設することで、2学部6学科2研究科へと更なる発展を遂げることとなる。

2023（令和5）年度『自己点検・評価報告書』では、第2期認証評価受審後に本学で取り組んだ内部質保証や教育研究活動、大学運営等を総括することとなったが、本章でも言及したとおり、ヒト・動物・環境の持続的健康社会の構築のため、世界をリードできる人材の育成を目指す「麻布出る杭プログラム」の推進を中心に、教育に係る取組をより一層充実させることができた。特に「麻布出る杭プログラム」は、2020（令和2）年度に文部科学省大学教育再生戦略推進費「知識集約型社会を支える人材育成事業メニューⅡ出る杭を引き出す教育プログラム」に全国の大学で唯一採択されるとともに、2022（令和4）年度には「知識集約型社会を支える人材育成事業委員会」による中間評価において、5段階中（S～D）、最高の「S」評価を得るに至っている。また、学習成果についても、教学IRセンターが中心となり、多角的に把握・可視化できるよう取組を進めている。

内部質保証への取組については、規程、方針及び手続を制定し、内部質保証責任組織に学長が主宰する教育研究会議を充て、PDCAサイクルを図っている。特に課題となっていた各部局が実施した自己点検・評価結果に基づいて学長が指示した改善事項については、2022（令和4）年度から学長が改善指示を取りまとめて教育研究会議において改善事項を確認し、各部局に期限を付して改善指示を行うことで改善を図っている。最大の課題は定員管理であり、大学基準協会が示す目安に抵触している学部学科もあるため、着実に是正する必要がある。

これらの長所の伸長や課題の解決について、点検・評価結果に基づく学長改善指示や、私立学校法に基づく中期的な計画として策定している第4期中期目標・中期計画に則り、PDCAサイクルを継続的に機能させることとする。2024（令和6）年度において、学長改善指示にあっては14項目について改善・向上を図るほか、中期目標・中期計画にあっては79個の事業計画（アクションプラン）に取り組むなど、それぞれの活動を通じ、本学が掲げる理念・目的・ビジョンの達成を目指すこととしている。

序章でも述べたとおり、大学を取り巻く環境は一層厳しさを増している。そのような中で、高等教育機関として求められる根幹は、優秀な人材の育成と教育研究成果を社会に還元することであり、建学の精神である「学理の討究と誠実なる実践」が正に求められている。その要請に永続的に応えるためにも、今回の自己点検・評価にとどまらず、大学自らの責任において、教育研究及び大学運営等を点検評価し、改善につなげる質保証活動に継続的かつ恒常的に取り組む所存である。